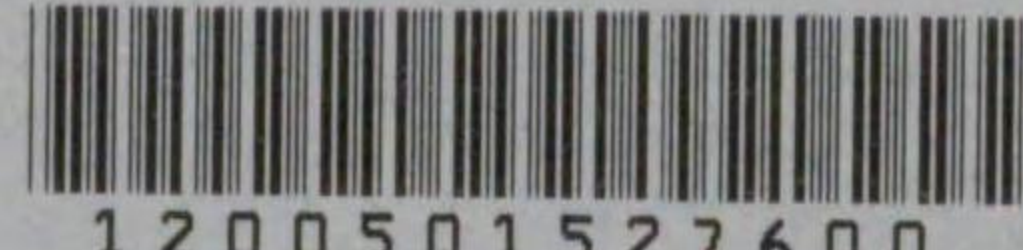


595-399



1200501527600

595


399

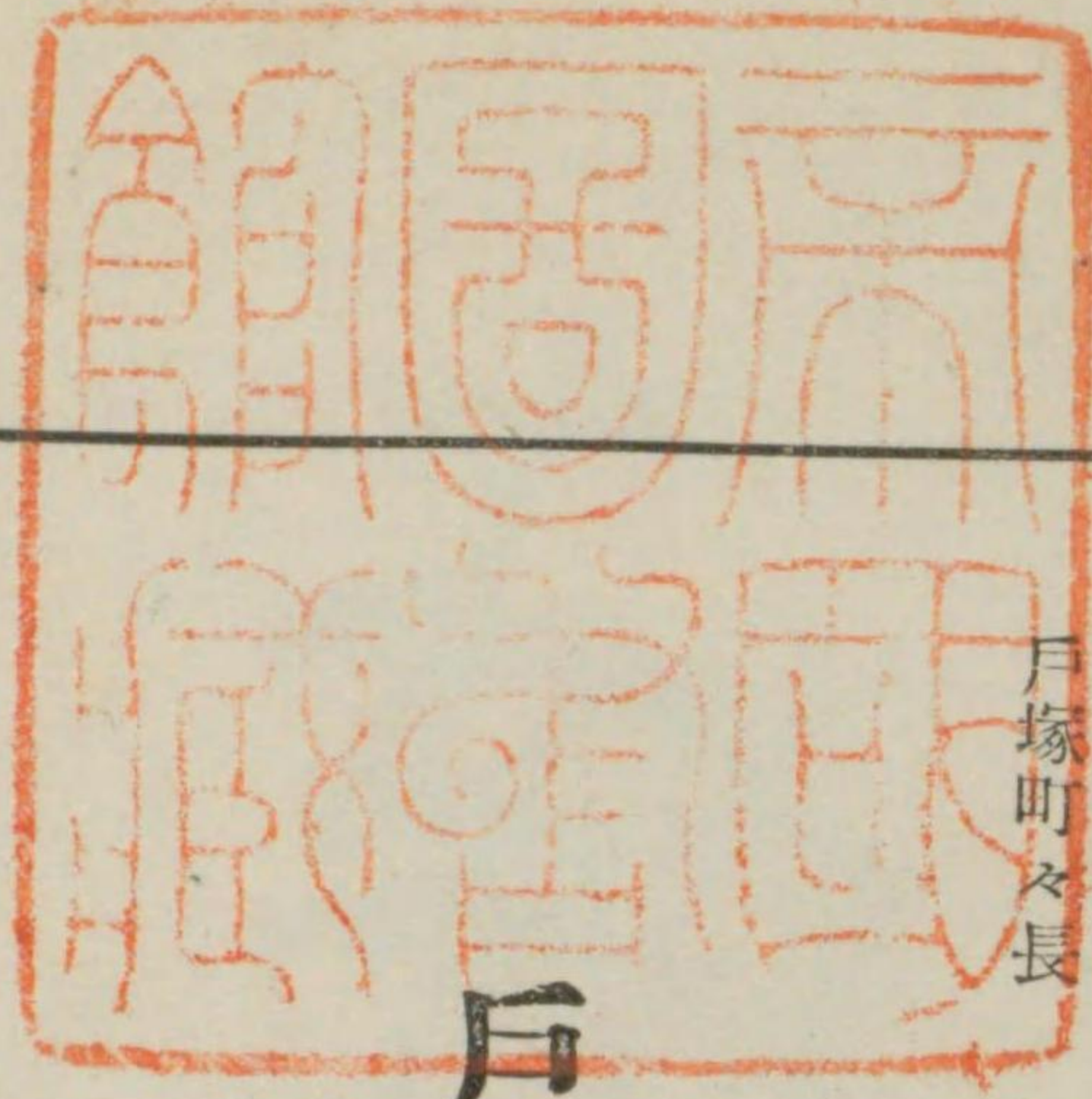
事故本

書込みあり

内容の判読可能

2008.9.1発見





前早稻田大學總長高田早苗先生題字
 現早稻田大學總長田中穗積先生題字
 文部省宗敎局長西山政猪先生題字
 戶塚町長 野中富三郎先生序文

戶

塚

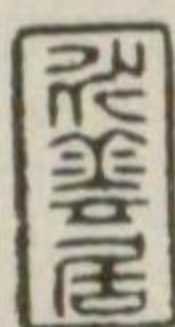
町

誌

編纂 戶塚町誌刊行會



執心殿中



古家平人



和菜同心
德隆通



和而輝煌

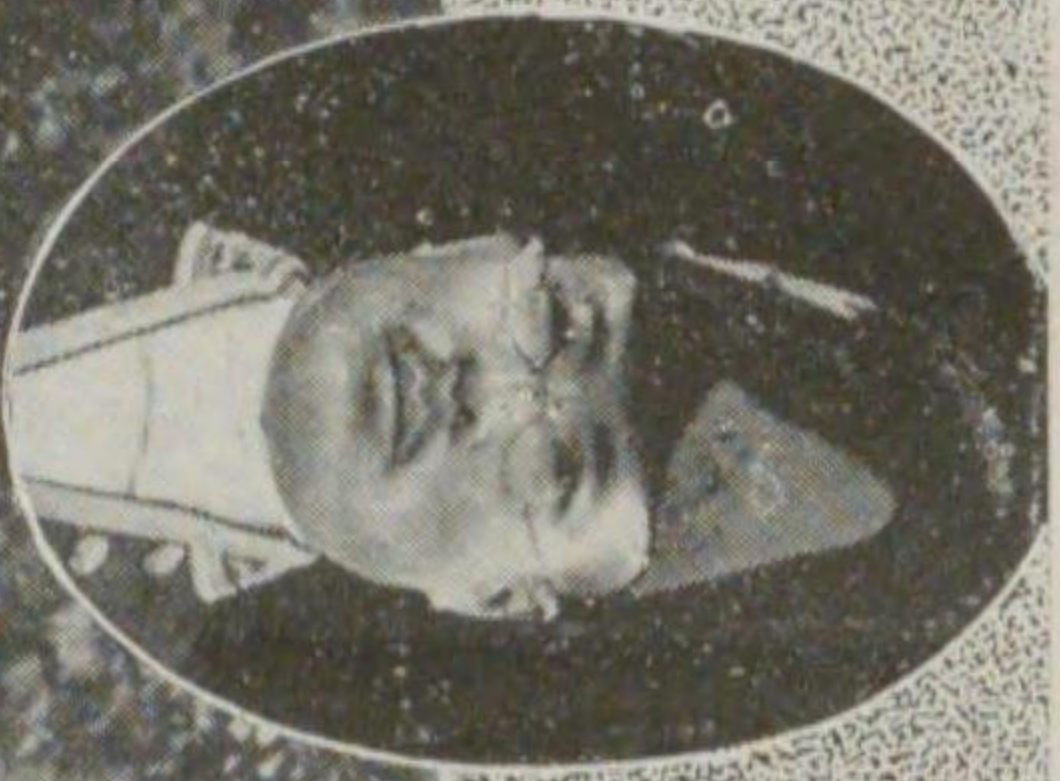
昭和六年夏日

政猪取

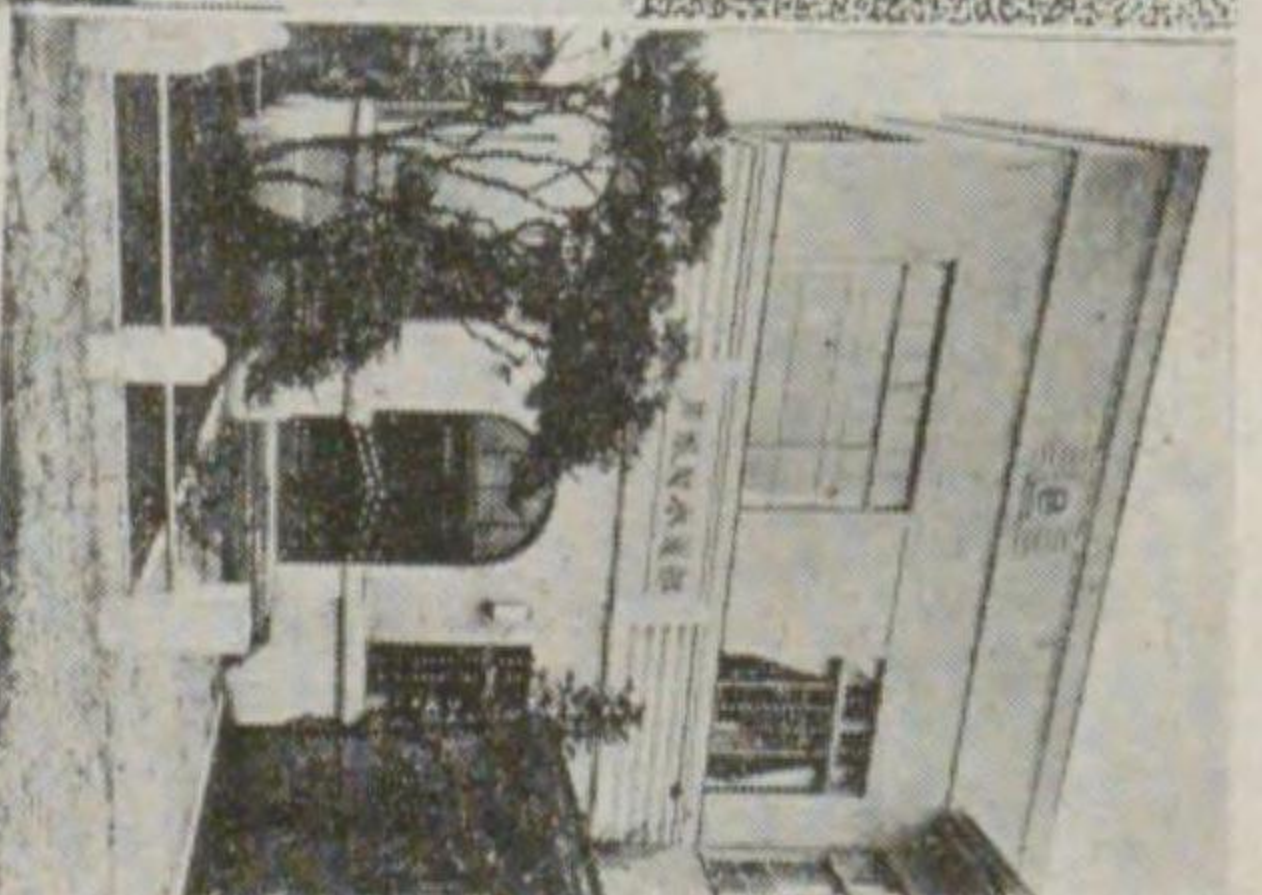




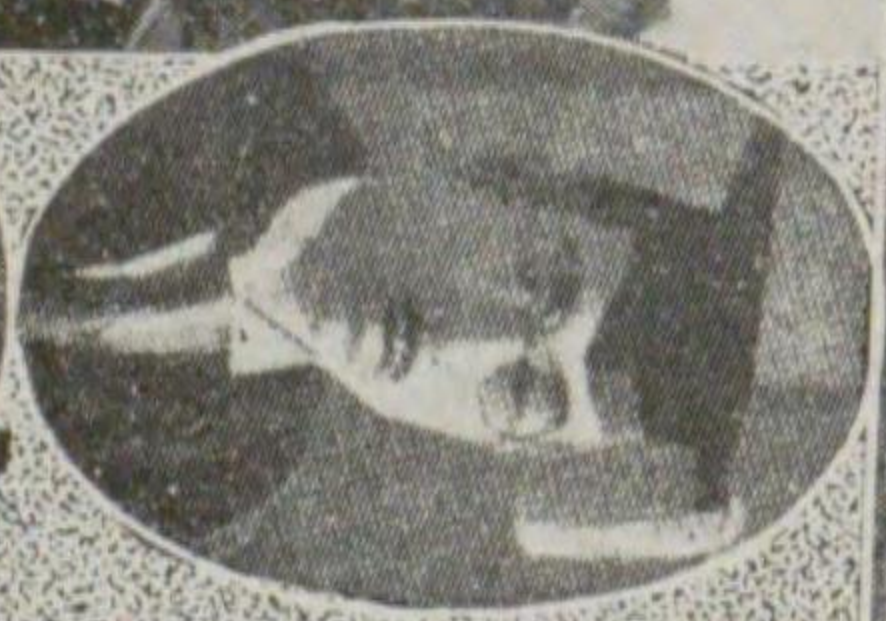
氏郎三富中野 長町



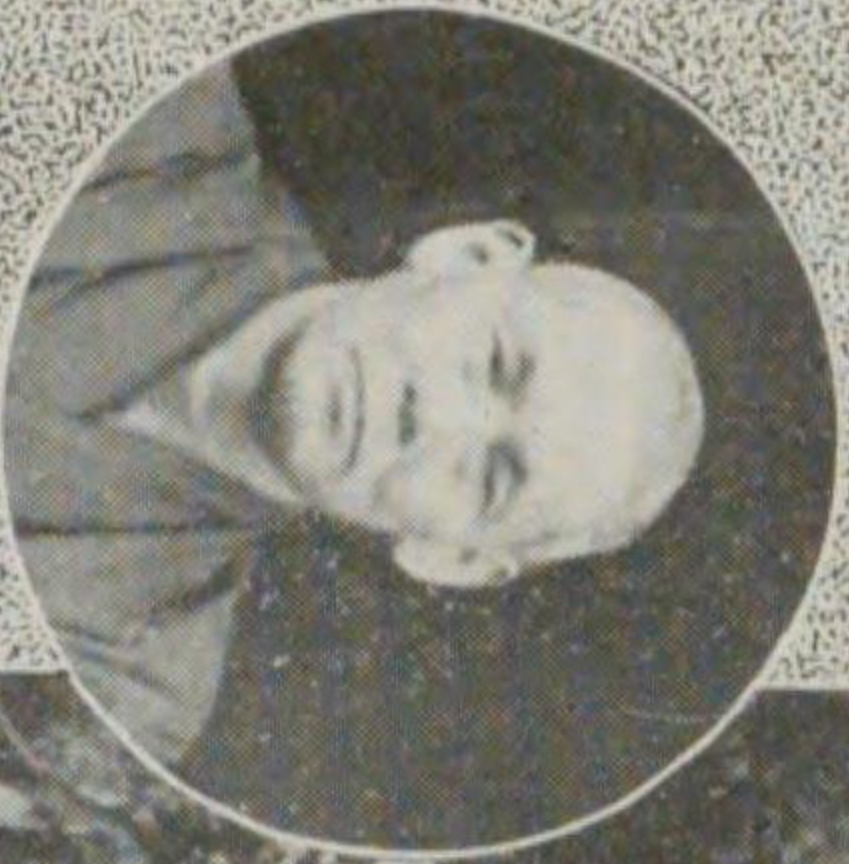
場役町塚戸



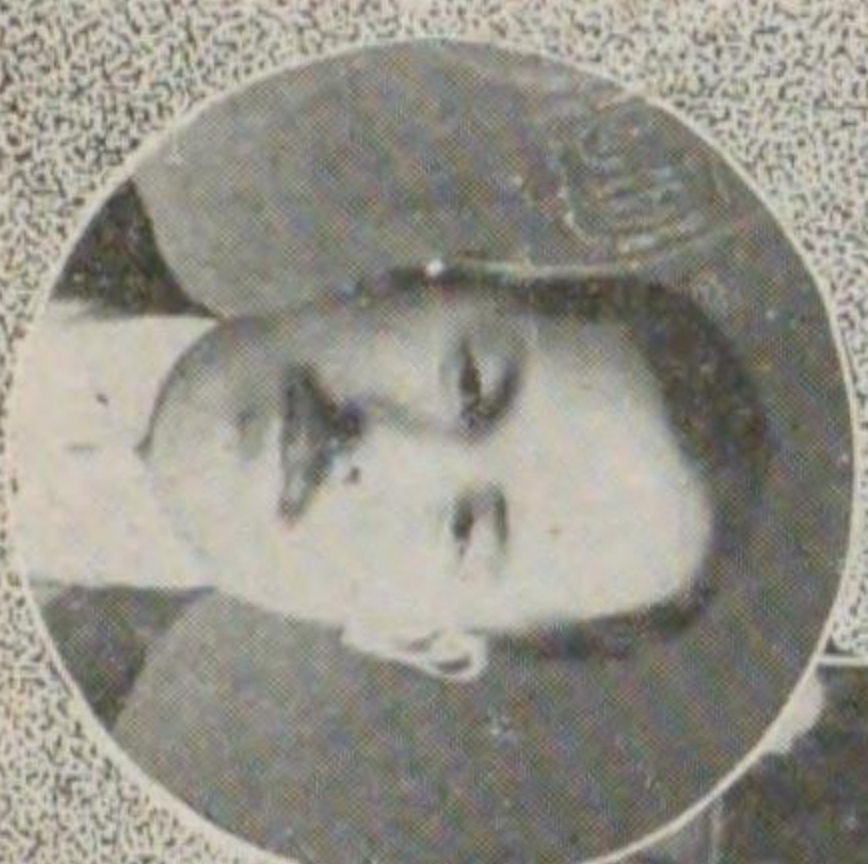
町會議長 大島正一氏



氏教法田新 理代長議



助 役 比田井園治氏



氏郎大正業稻 役入收

長村町塚戸代歴

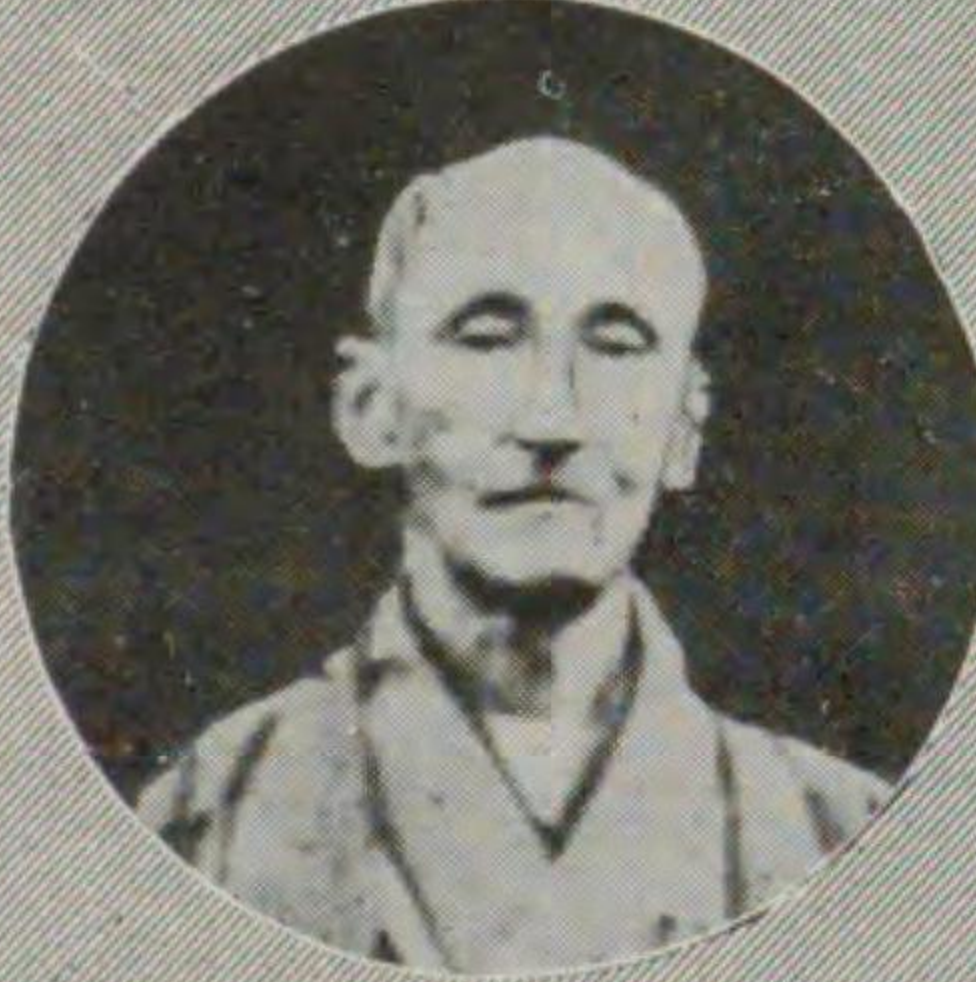
早野教暢氏



鮫島雄介氏



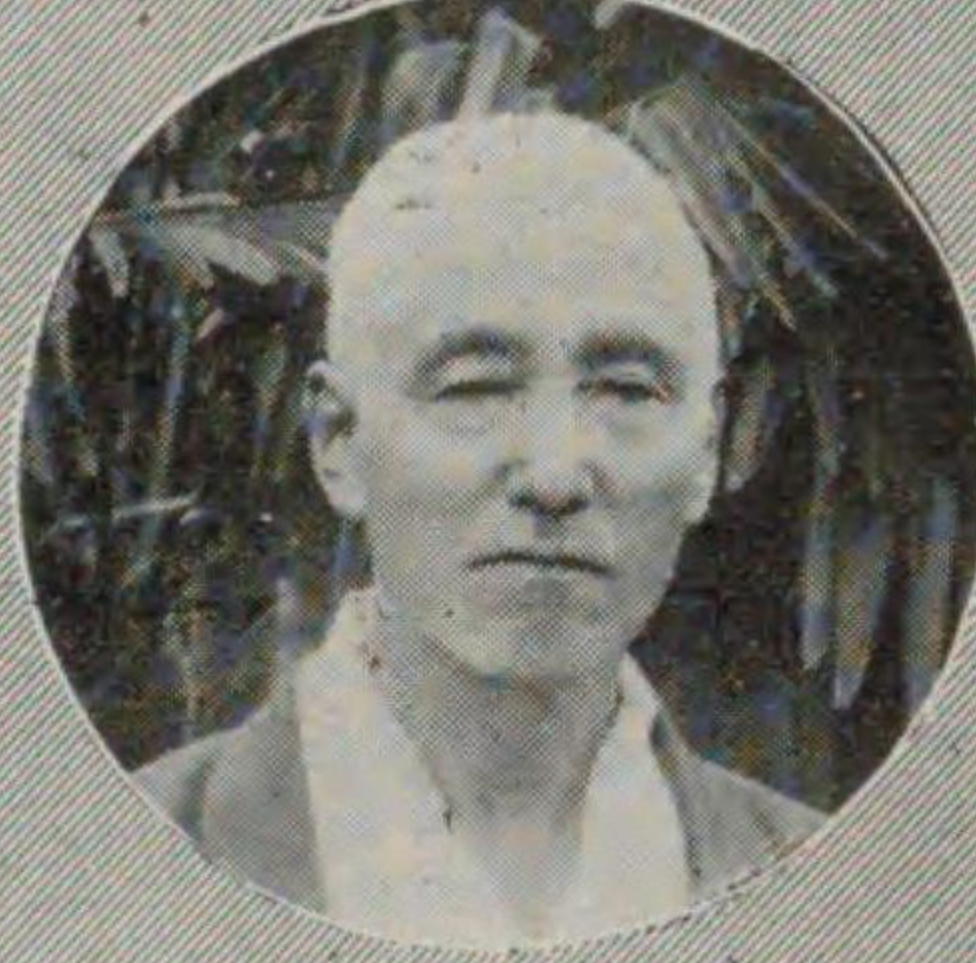
大塚義太郎氏



横山襄氏



中村他太郎氏



福田芳之助氏

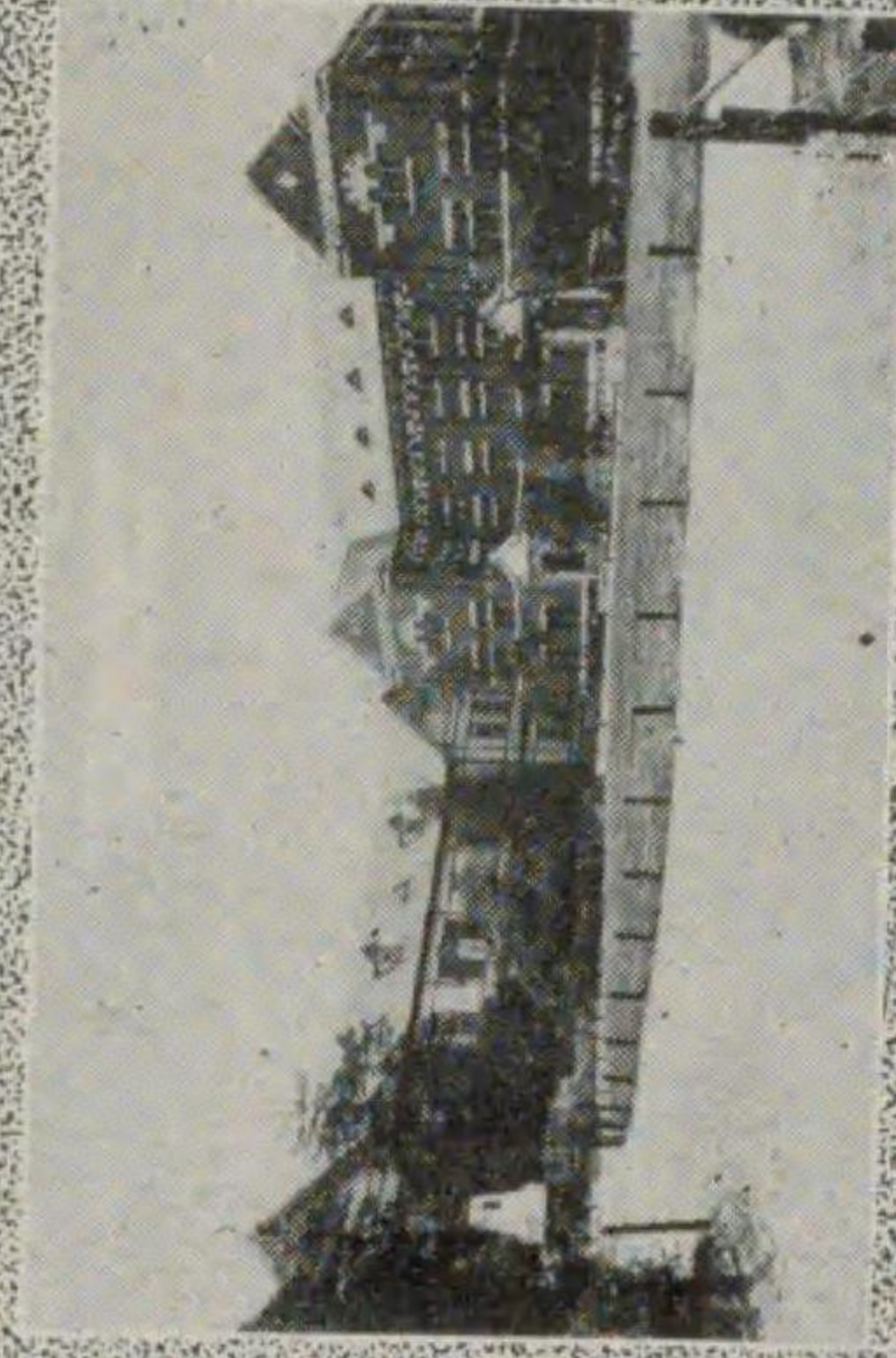


比田重正氏

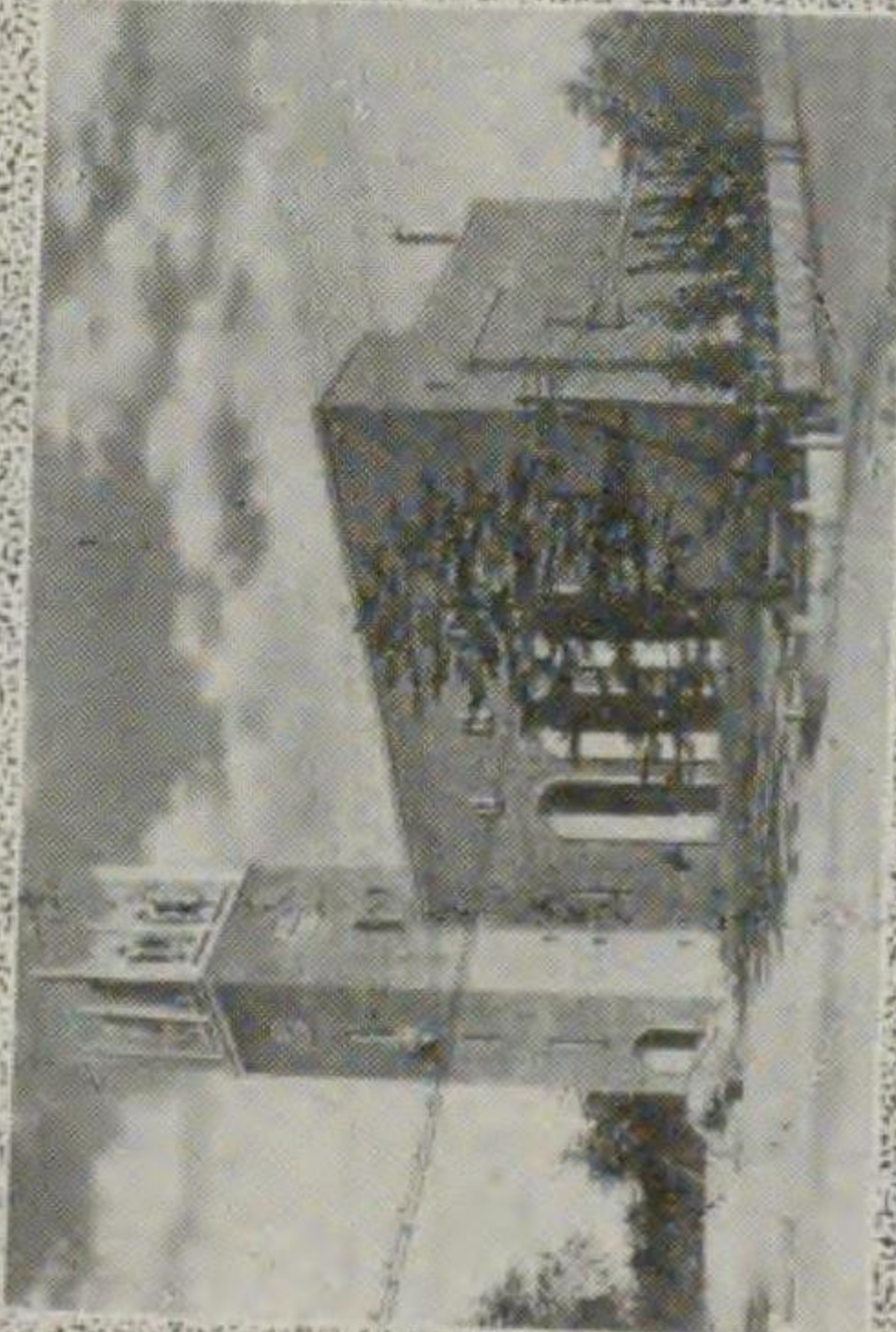


粕谷義輔氏

前總長 高田早苗先生



侯信重 大故



昔今の校學大田稻早



現總長 田中穂積先生

(一の其) 員 議 會 町



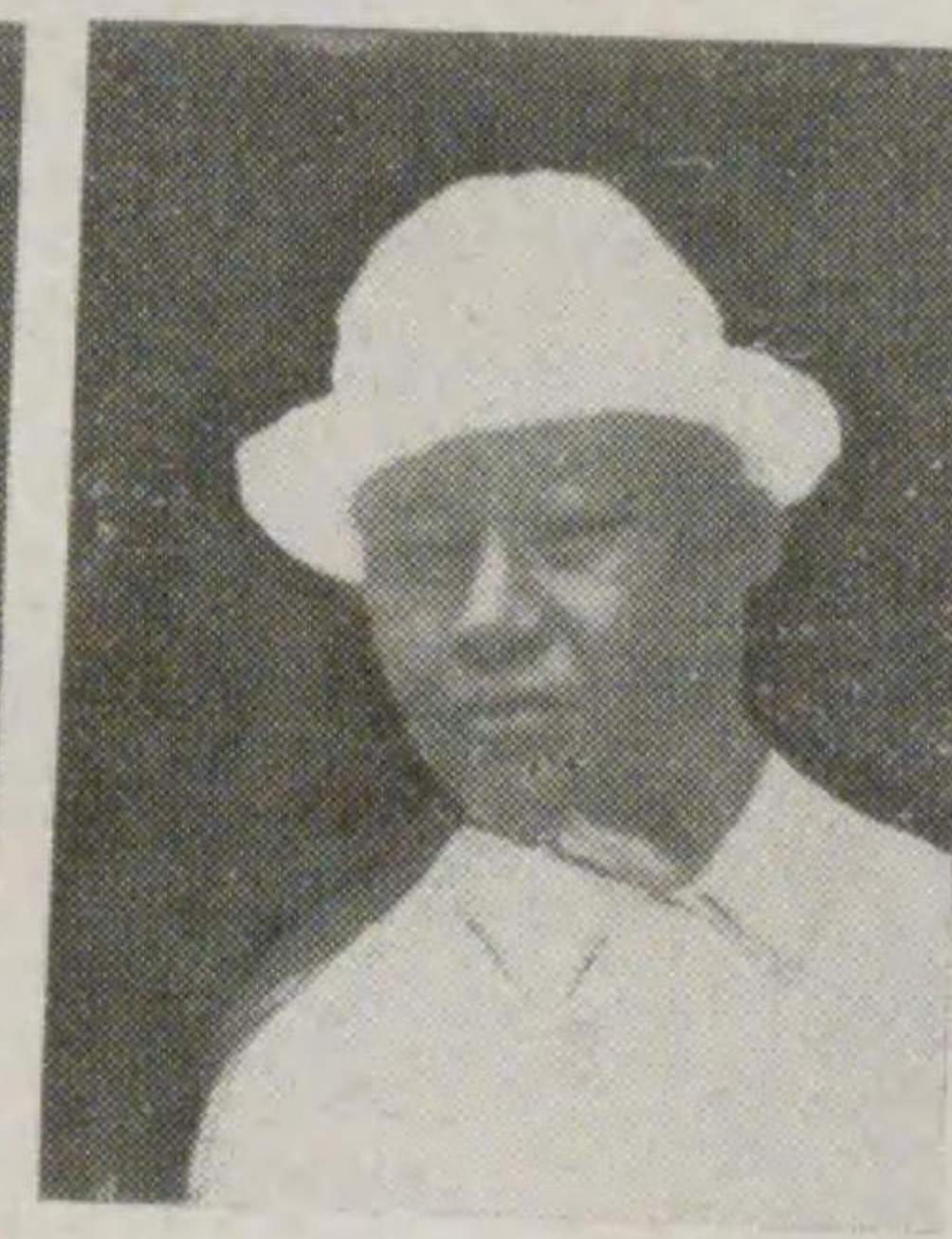
井上博之氏



淺川 整氏
安井兼吉氏



淺井長太郎氏



仙波忠一氏
鍵山英夫氏

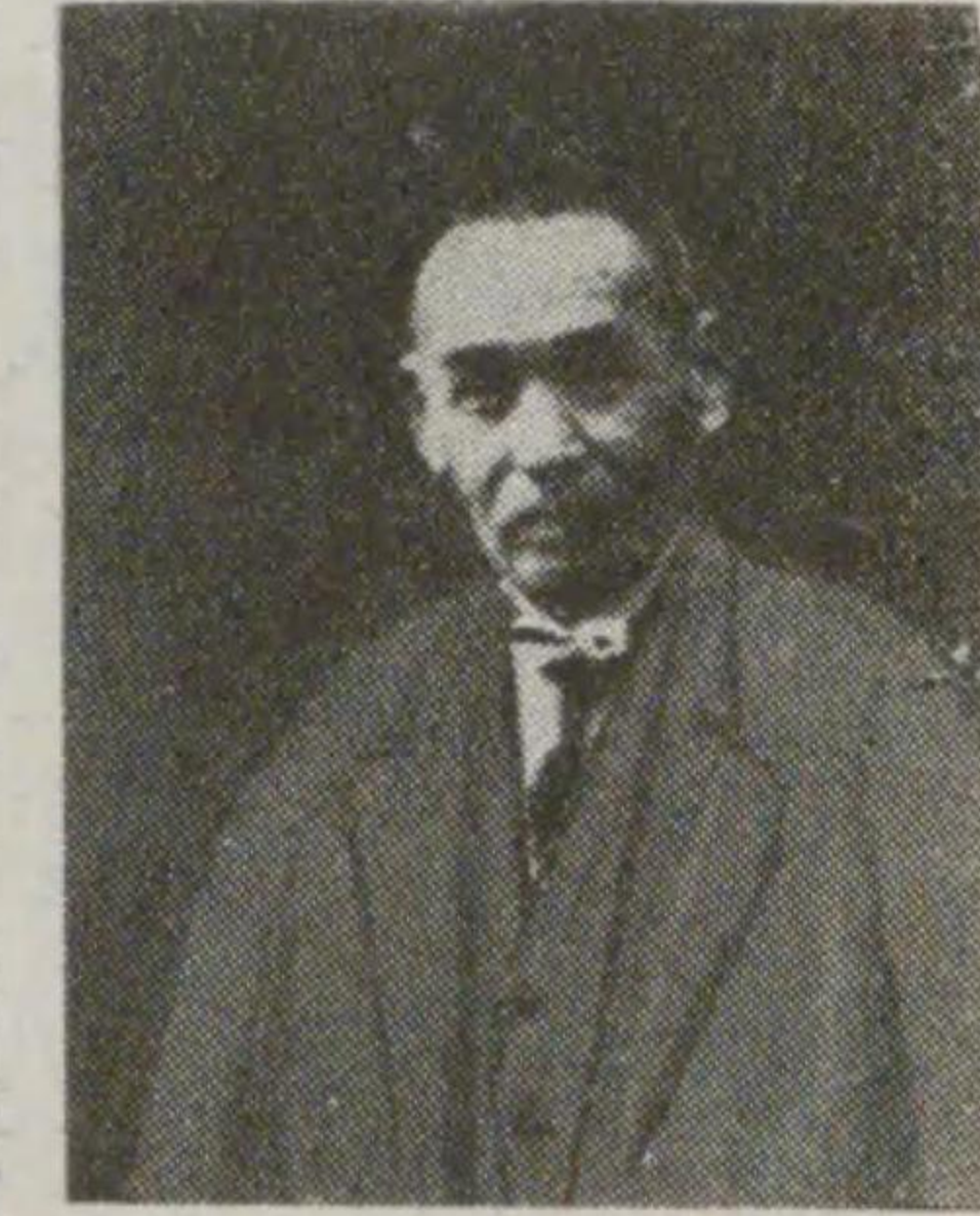


佐々城實氏

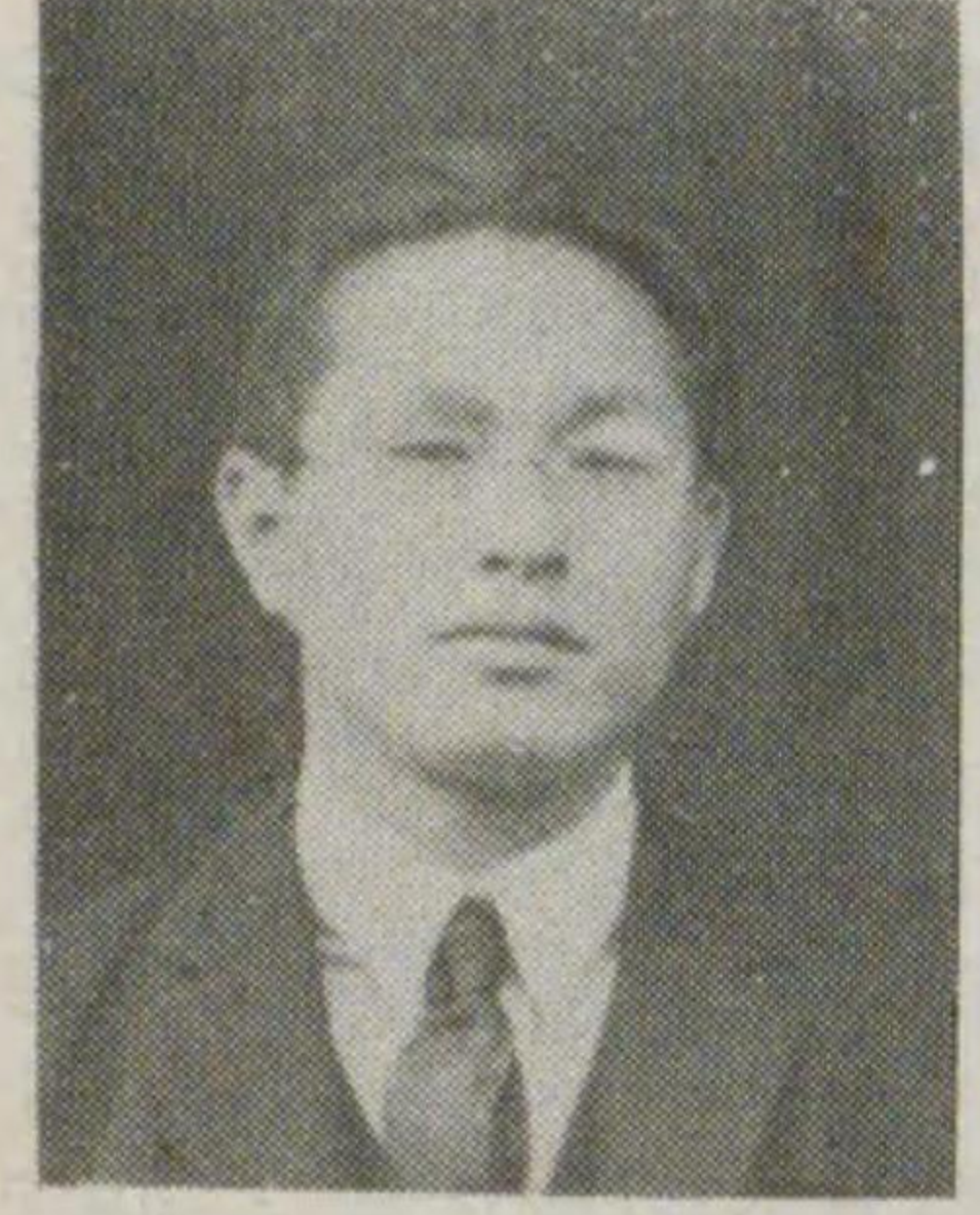


原田要一氏
佐藤榮志氏

(二の其) 員 議 會 町



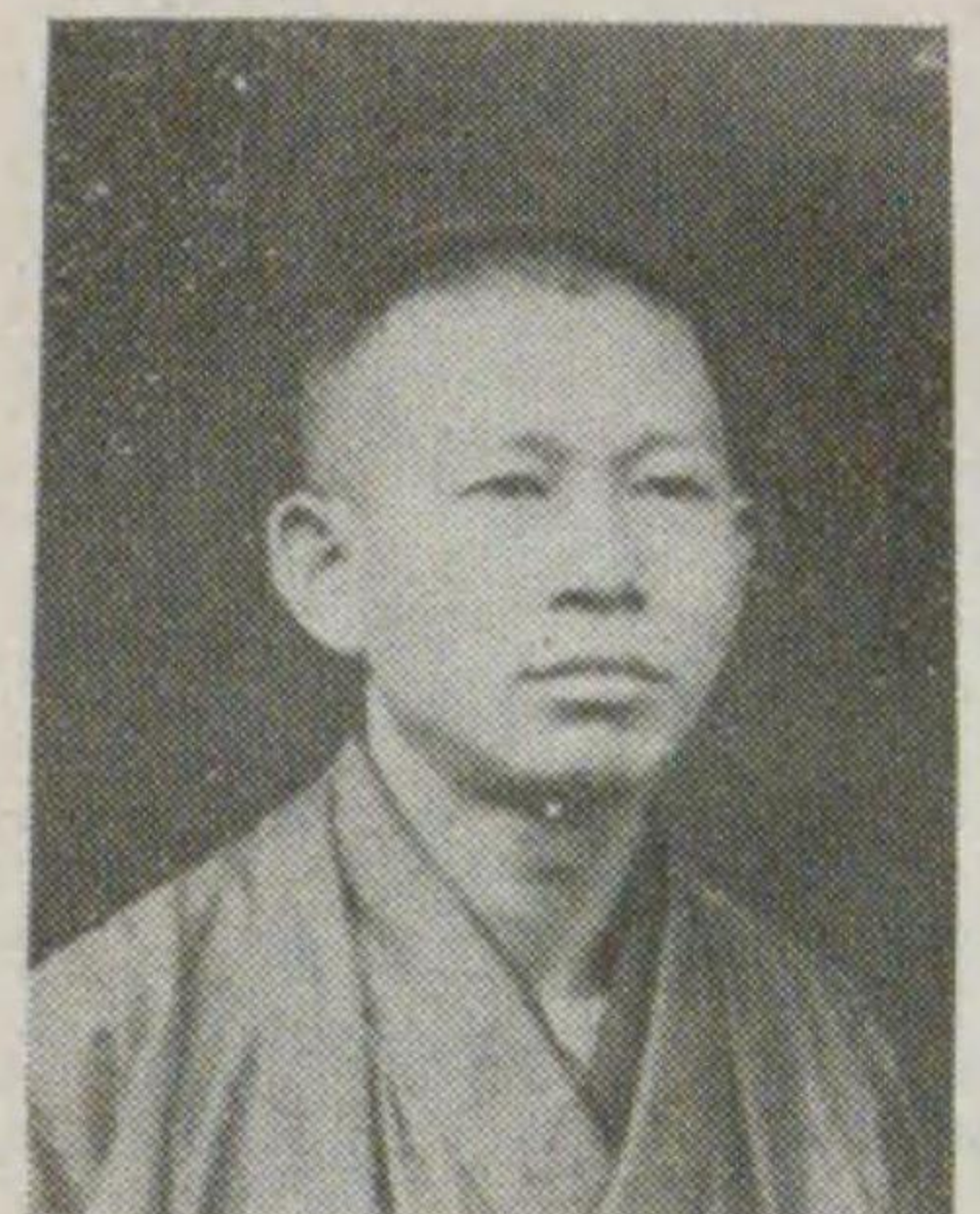
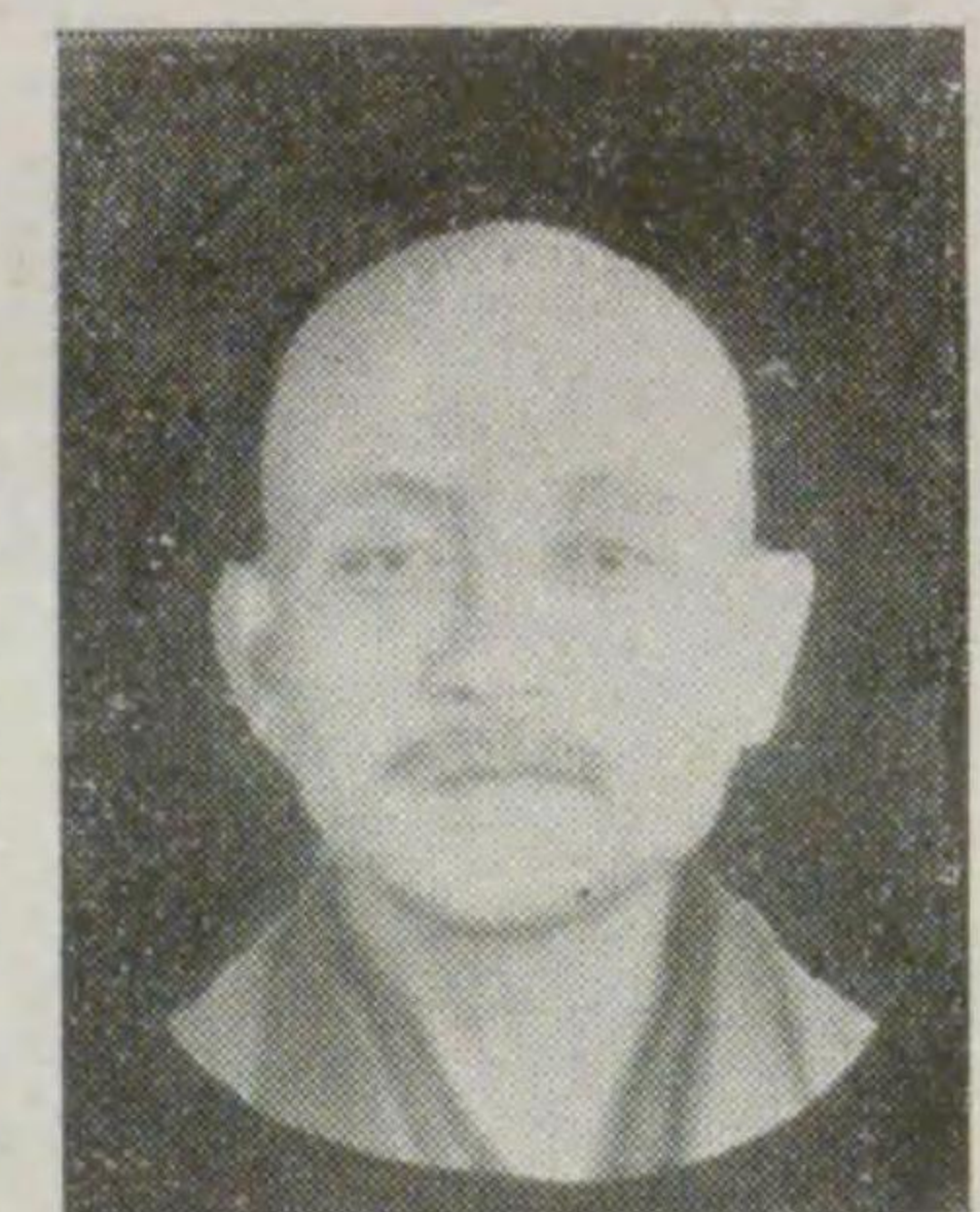
村田輝吉氏



和澤愛吉氏
荒俣敬治氏



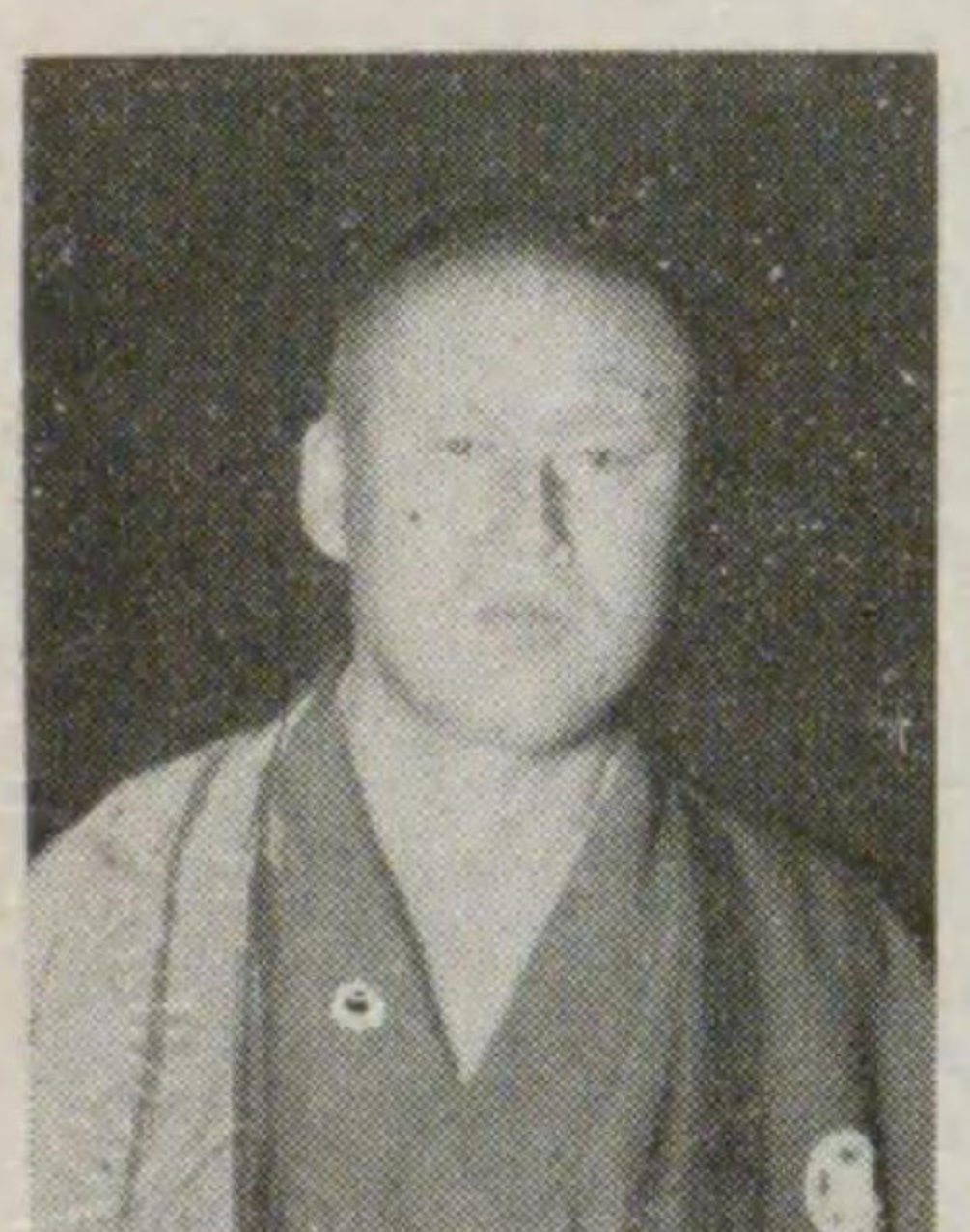
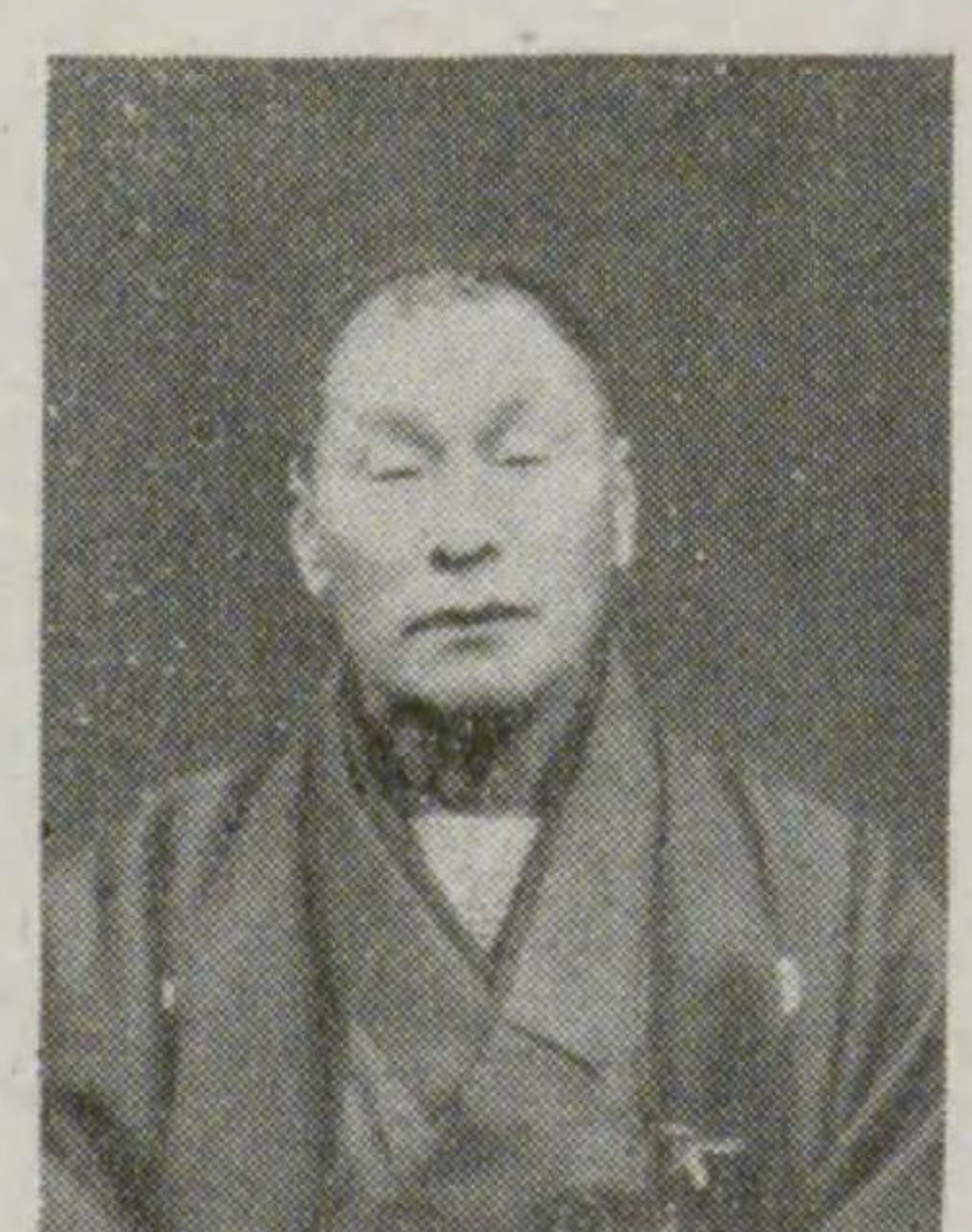
竹内半市氏



高桑喜祖治氏
中村兼吉氏

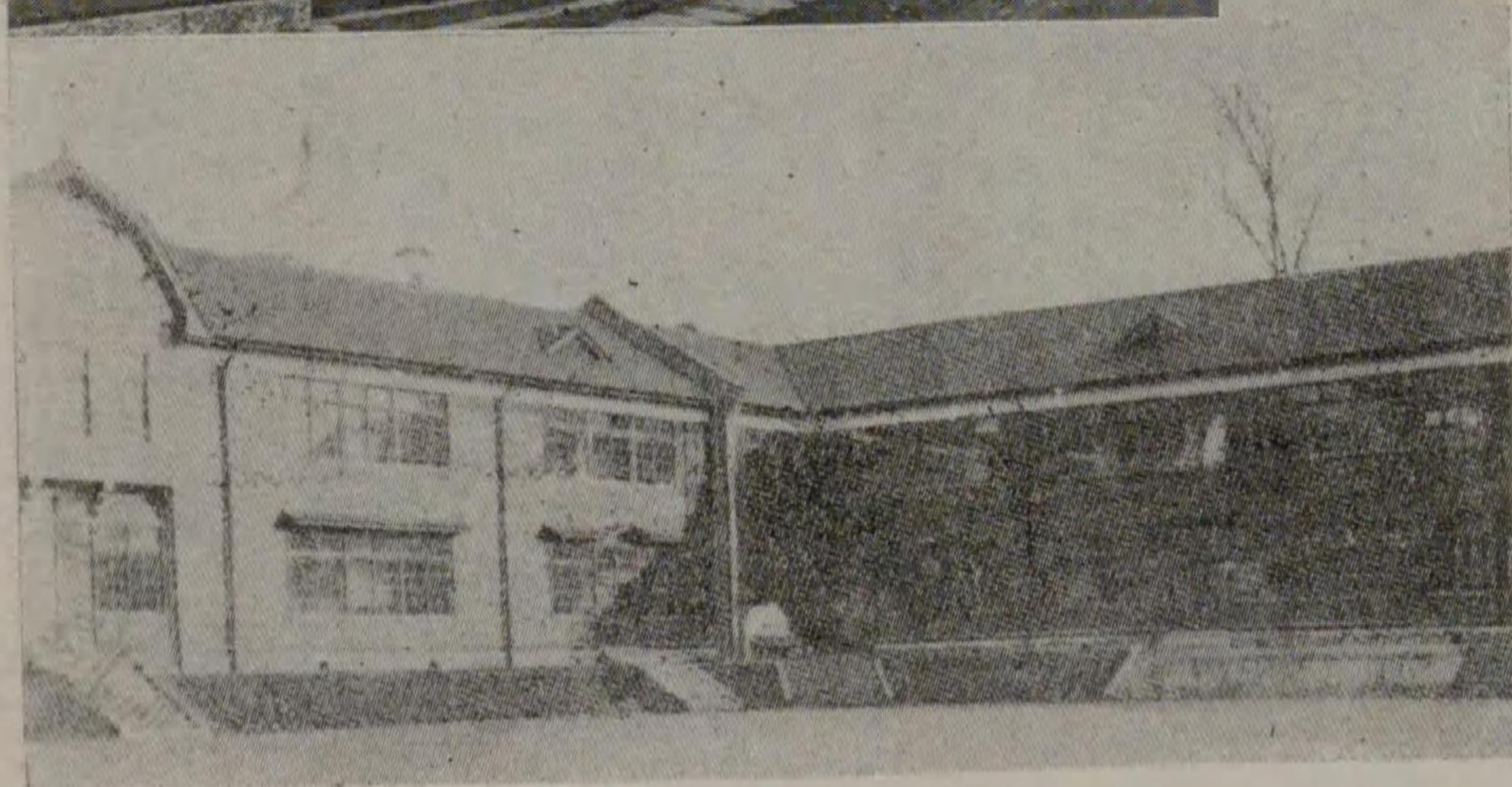
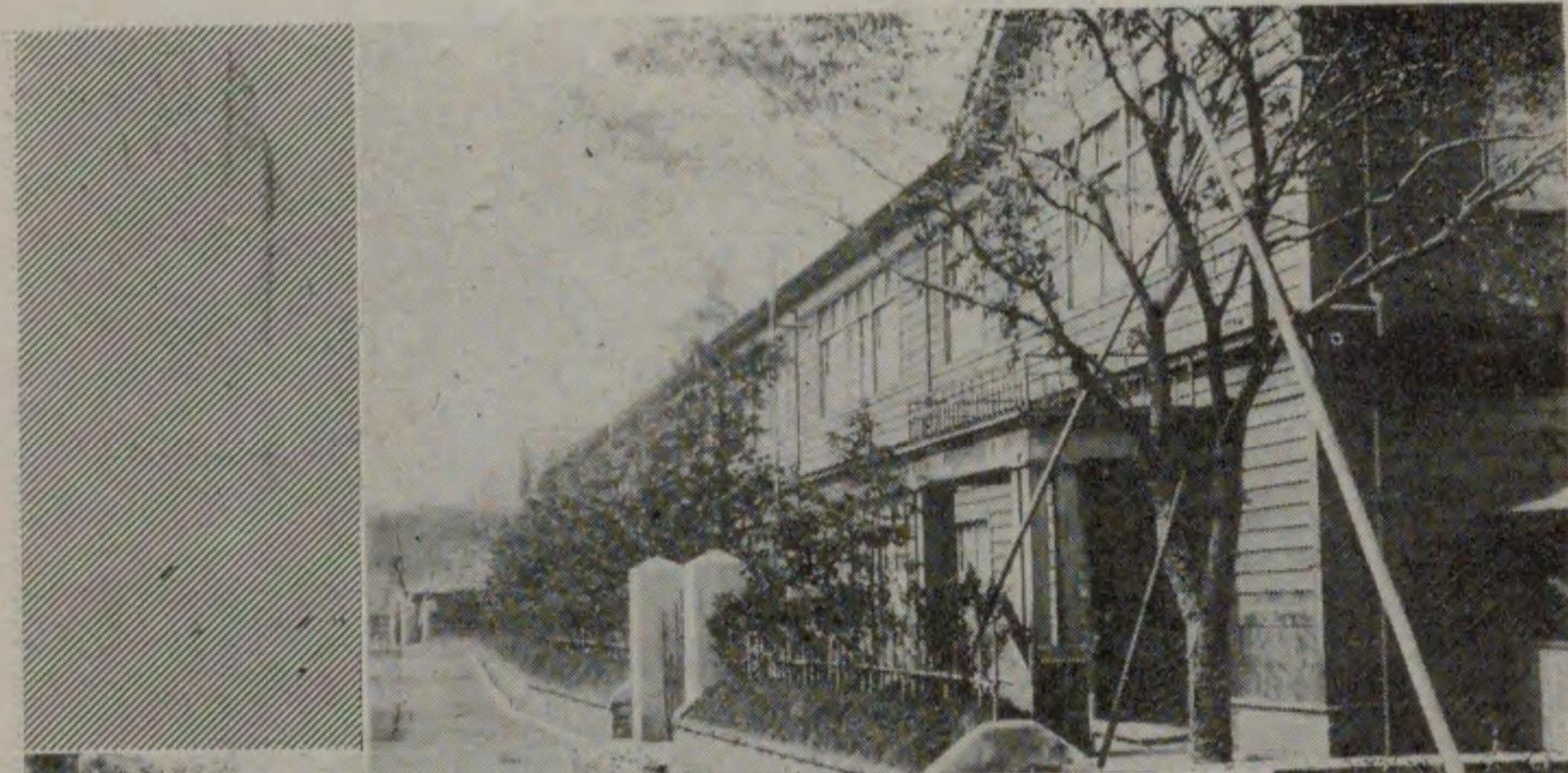


中泉庸之助氏



平野與三吉氏
池田新一氏

校學小常尋塚戸



第三

第二

第一

(三の其) 員議會町



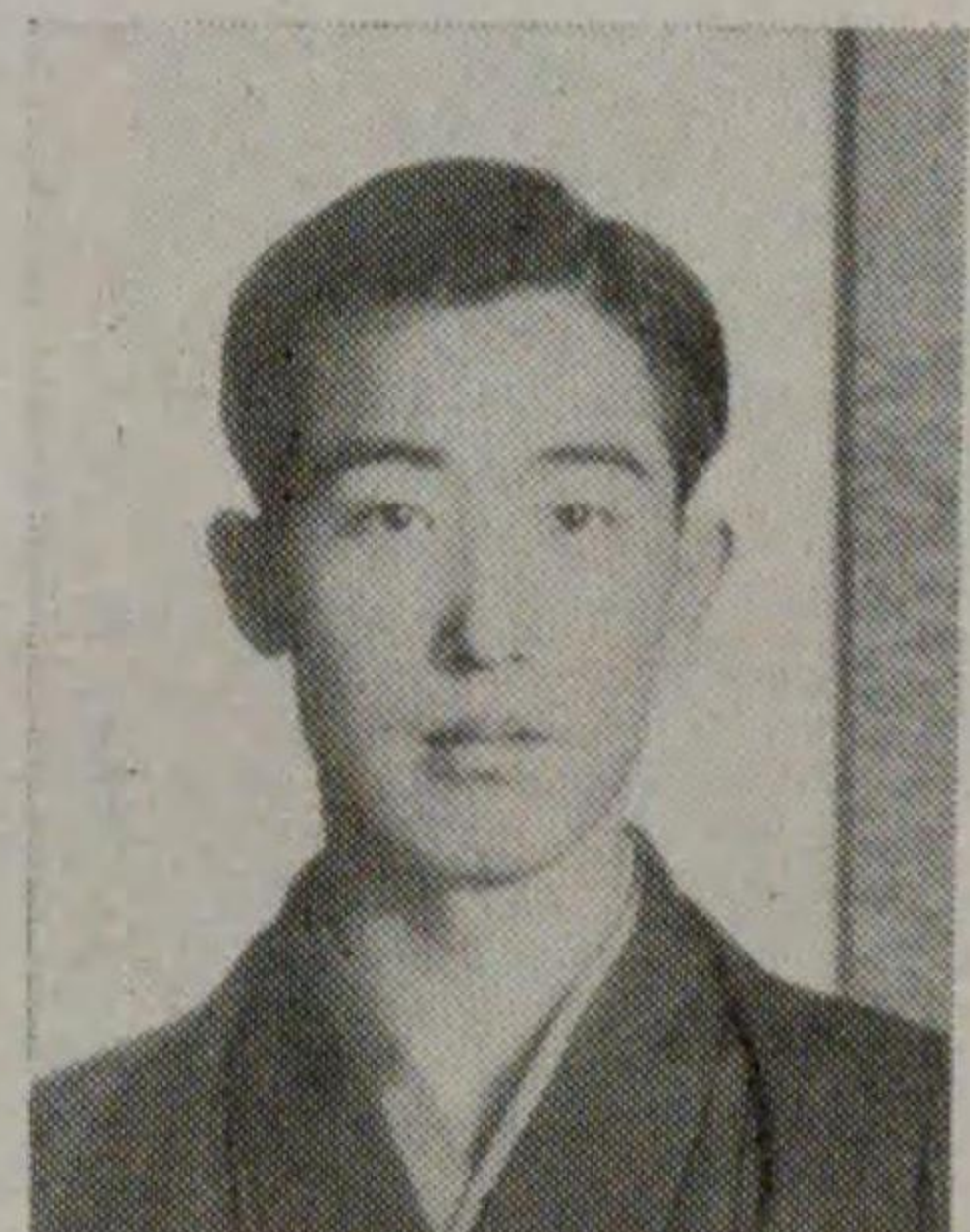
荒木石男氏
吉田良吉氏



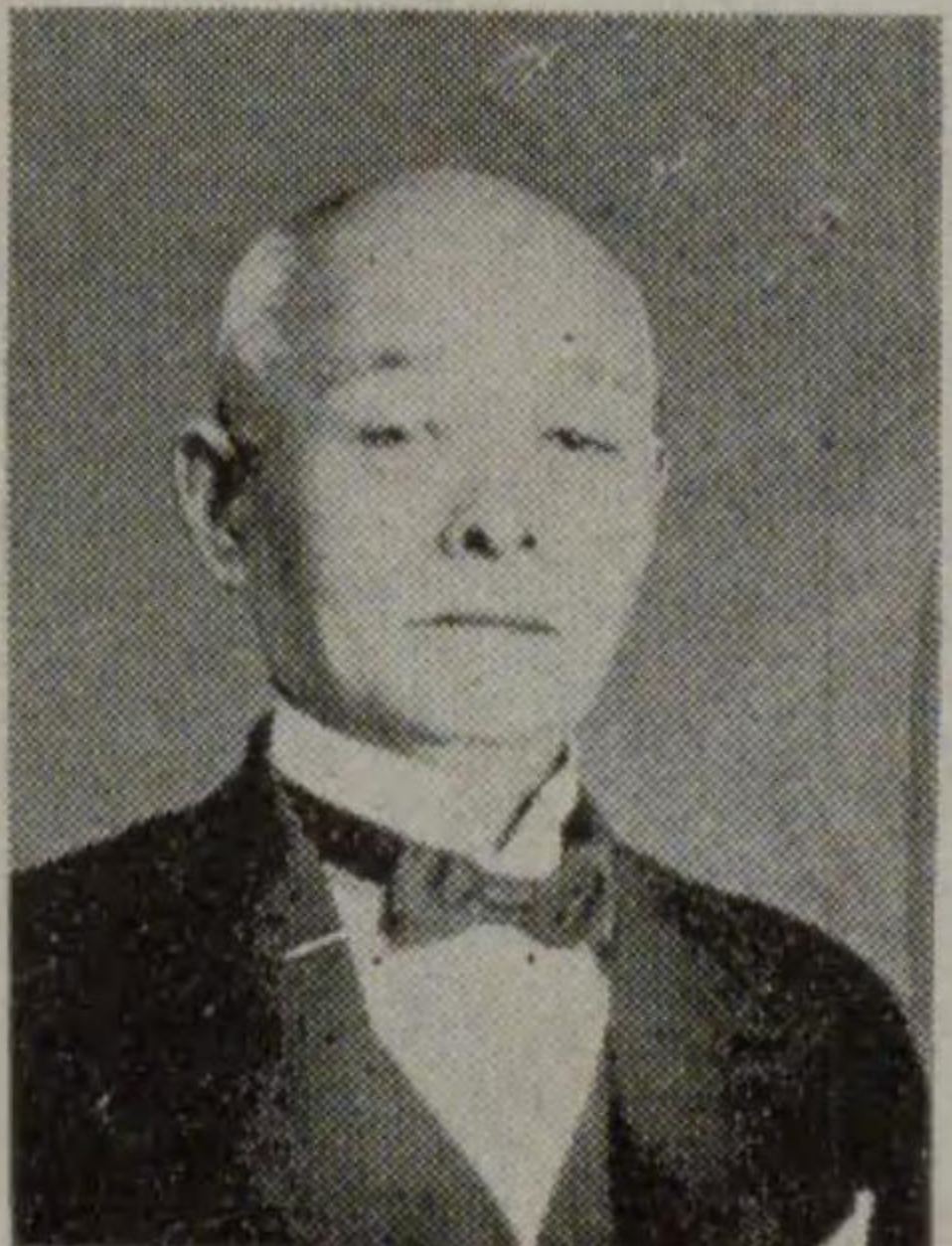
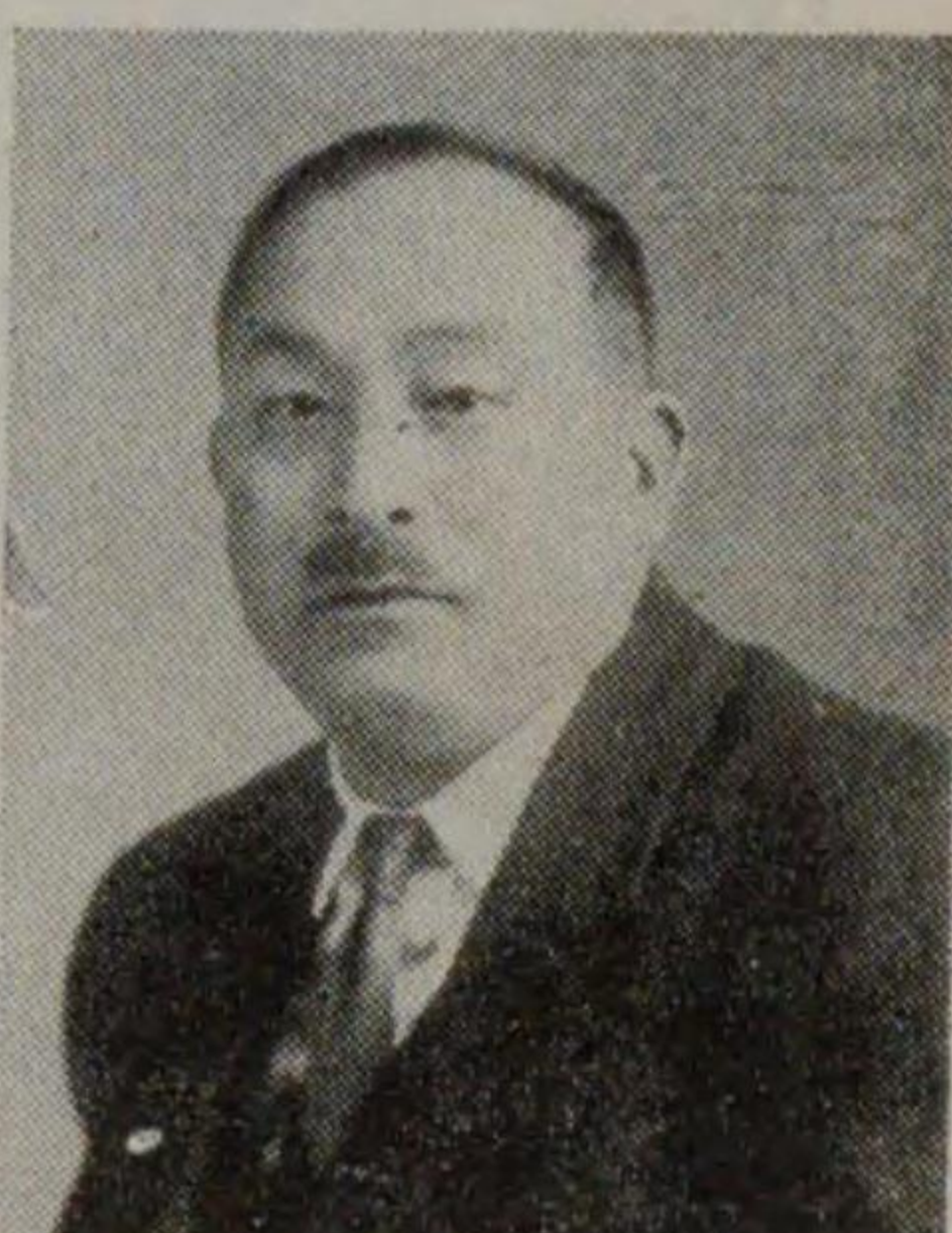
柏崎倉治氏



稻葉年清氏
岩立慶三郎氏



結城惣次郎氏



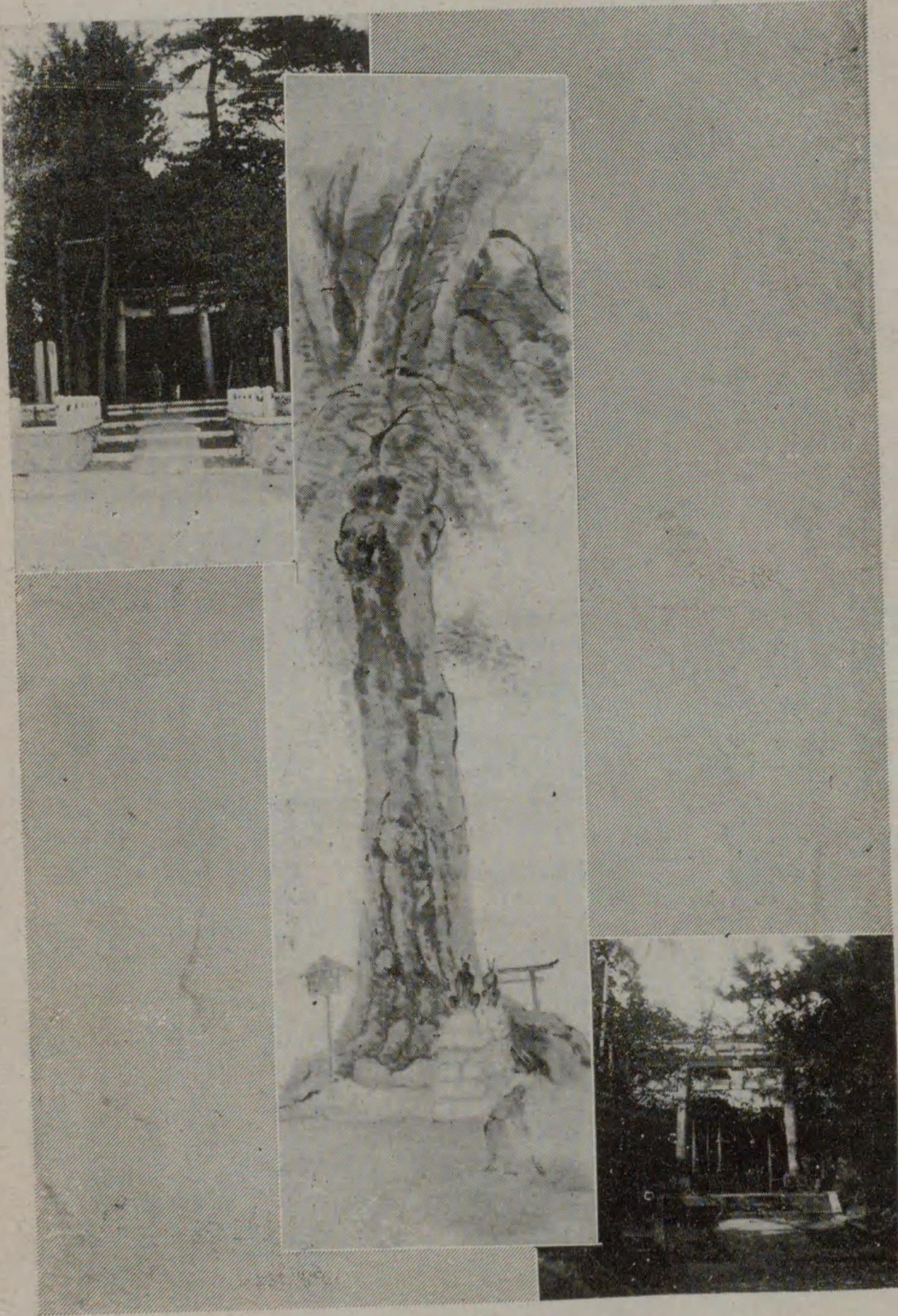
勝呂清一氏
鈴木宜行氏



山下卯三郎氏



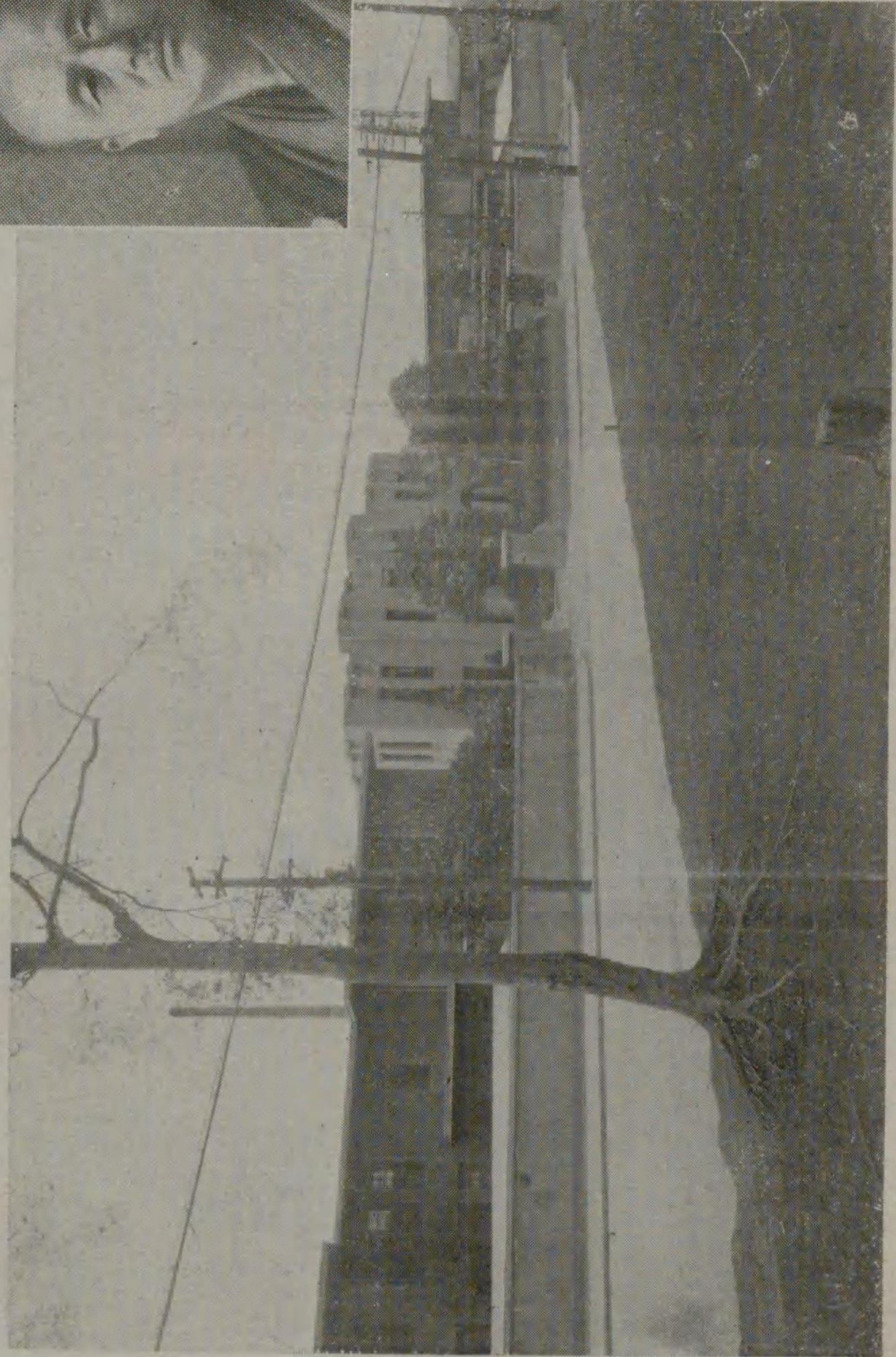
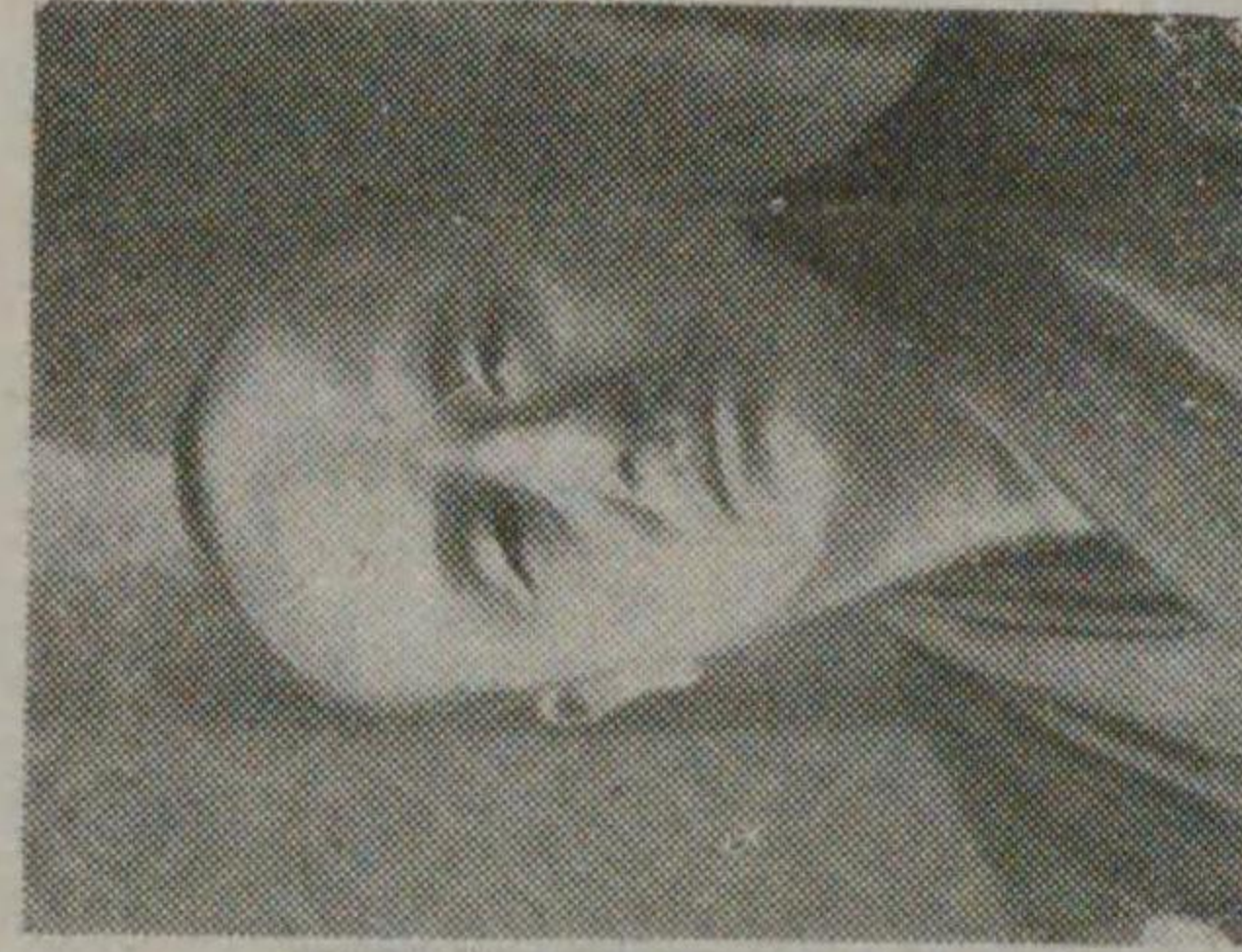
天竺紀念物指定
太田道灌のしき



神社
水稲荷神社

毫揮 村上鳳湖畫伯

組合長 朝倉虎治郎氏



豐多摩病院

5-95-399

序 文

惟ふに、一地方の文化の跡を記録して、之を後昆に傳へんとする努力は、人類發展の途上における緊要不可缺のものたらずむばあらず。方今文明の躍進頓にその速度を加へて、昨日のもの既に今日のものに非ず、今日のものやがて明日のものに非ざるの觀を呈すと雖も、靜かに文化發展の理法を按ずれば、其處に一切の變化變遷を貫いて流るゝ不動の生命、將た又一切の新たなものを産出し創造する母體としての舊きものを見出さざるを得ず。實に昨日は今日の前提にして、明日は今日の歸結たる也。一地方には必ずその獨自固有の精神あり生命あり、又歴史、風習、傳統、沿革あり。而もそは常に生動已まず、渾然として現在を成し、陰然として將來を約す。宜べなる哉、語あり、溫故知新、と。修史の業豈に孤り懷古趣味に投ずるのみならむや。

吾が戸塚町について之を見るに、地形直ちに帝都に隣接して、百般の事皆帝都の風に倣ひ、文物の進程亦之と歩調を共にすと言ふべし。殊に大震災後に於ける情勢は、事實上急速に帝都の外

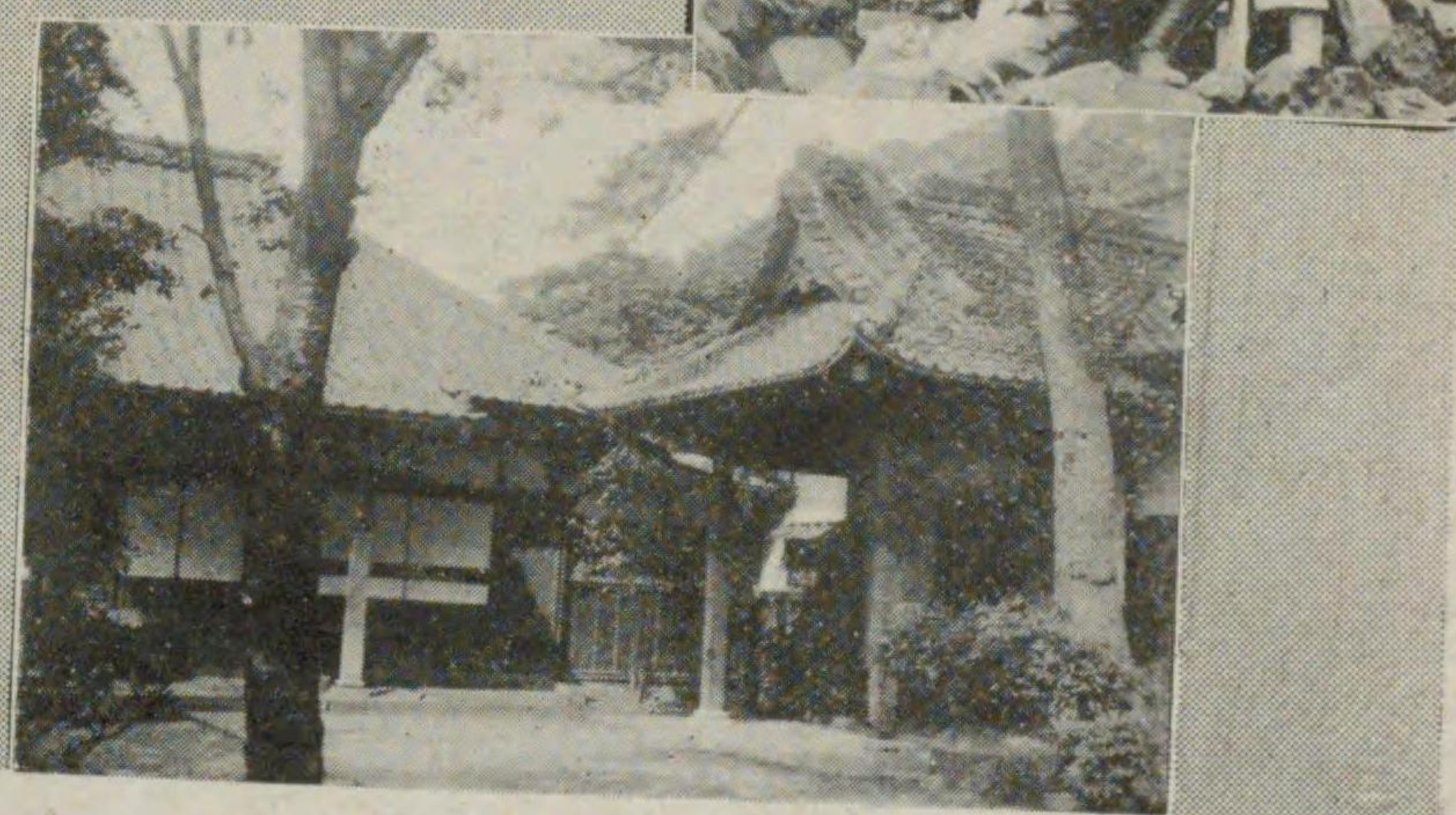
放生寺



觀音寺



大日堂主の先達振り



玄國寺

廓を擴大し、勢ひ吾が町の都會化も頗にその度を加ふるに至れり。即ち吾が町は形式内容兩面に
 おいて未曾有の變革を蒙り、外觀大に改まると共に、昔日の遺風、遺俗、遺跡、遺聞等も亦漸く
 湮滅と忘却とに委せられむとす。溫故知新の意味よりして、町誌編纂の要今日よりも甚しきはな
 し。若し夫れ、近時既に提案論議の時期を去りて、具體的實行の機運に向ひつゝある大東京都市
 計畫實現の日においては、當町の如きは、帝都の一部分となると云はんよりも、寧ろその心央中
 軸の地と化すべく、地理的にも人文的にも桑滄の變あるべきや必せり。而して當町の人と自然と
 は、固より永遠に繁榮して已まずと雖も、獨立せる一個の自治體としての戸塚町と其の歴史とは
 其處に終熄して復た再び之を見ることを得ざるなり。今にして戸塚町誌の編修を企圖せずして、
 何れの日にか其の成就を見るを得んや。余平生私かに之を念ひて、唯だ未だその適任の士に會は
 ざるを憾み居れり。

然るに何等の幸ひぞや、遂に茲に有能適任の同志大野木喜太郎君及び中原慎太郎君の戸塚町誌
 刊行の美舉に逢はんとは。大野木君は城西操觚界の先覺者として、夙に近郊文化の促進に力を致
 し、殊に吾が戸塚町にとりて最大の理解者後援者たるは既に定評の存する所。中原君また多年文

筆に親まれて業績大いに見るべきものあり、殊に近郊諸地方の遺跡遺俗の探索と發揚とに思ひを
 潜めて、刻苦倦まず、既に同君の力によつて刊行せられたるもの、大崎、千駄ヶ谷等三四に上る
 と聞く、以つてその抱負の旺盛と識見の豊裕とを察すべきなり。而して大野木君は刊行會代表者
 の任に當り、中原君は直接編修の勞を擔はれたるは、正に適材適所にして、事業の成績斯くの如
 き完璧を示したるも亦其の所たるのみ。中原君資料の蒐集に當るや、只管史實の闡明に執掌し、
 或ひは實地踏査の爲め自ら百方に駛驅して寢食を忘れ、或ひは遺書殘簡を涉獵して連日人無き廢
 屋の裡に坐したりと云ふ。洵にかくの如き熱意と良心とは方今爾く得易からざるなり。

かくて、絶好の時機と最適の良史を得て、爰に此の尠然たる戸塚町誌は刊行さるゝことゝなれ
 り。之れ嘗に余輩の欣びたるのみならず、一般に當町の繁榮を思念する者の要望に適せる福音た
 るを信ず。こは永く溫故知新の寶典たると共に、また戸塚町制史の掉尾を記念すべき金字塔たる
 の意義を有する也。

昭和六年九月

戸塚町長 野 中 富 三 郎 識

自序

四

故きを温ねて新しきを知るは、文化進歩の原則である、其の過程である、苟も郷土の興隆に志ある者は、其の原則に考へ其の過程に慮る所がなからねばならぬ、此れ不肖等自ら揣らずも此の編纂を企畫し、以て昭和維新の第一起程と爲し、延いては聊かにも町の繁榮と民衆の福祉を期するに外ならぬ、乍併、修史の事業の容易ならざるは史家にあらざるも亦肯定するに難からず、素より草忙の間に輯録したるもので、決して萬全たるものでないが、町史の大本を示し、現勢を述べ、自治政の實態を叙し得たることは、顧みて三萬町民諸氏の前に捧ぐるに躊躇しない。

筆を擱くに際し、本誌輯録に着手せしより約半歳、有志各位の熱實なる援助と懇切なる指導は微力なる不肖等をして能く此の業を成さしめられたり、茲に謹んで謝意を表す、上梓に臨んで一言以て序とす。

昭和六年九月

戸塚町誌刊行會代表

大野 木喜太郎

凡例

一、百般の事項を史的に研究してと云ふには資料の乏しいだけに時日の許さぬものがあり、従つて拙速に甘んぜねばならなかつた事を諒解願はねばならぬ。

一、本誌稿成るに及び、前早稻田大學總長高田早苗先生、現同大學總長田中穂積先生、又た文部省宗教局長西山政猪先生より、特に本是の爲に揮毫せられたり、及び村上鳳湖先生は題畫を寄せられ、戸塚町長野中富三郎氏より序文を賜はる。是れみな正に卷頭の一大偉觀にして、本誌の價値は爲に一層の重きを加へたり、記して以て諸氏の厚意を謹謝す。

一、材料蒐集上に種々の便宜を與へられたる町長及び役場吏員諸氏、參考資料を提供下された上戸塚中村、下戸塚福田兩家に深甚の謝意を表す。

一、參考書として武藏風土記、豊島、豊多摩兩郡史、江戸名所圖繪、高田雲雀、江戸砂子、北條役帳に依る、又第一第二第三各小學校の輯録されたる資料に負ふ處尠からず、潔白なる教職員

の厚意を謝す。

一、人物編は簡略に失し、或は尊嚴を犯す處あるを恐る、寫眞亦隨所に蒐集したるもの多く慮外のものあるべし、多罪御海容を乞ふ。

一、掲載順次は経歴調査の完了の順序に従ひしものにて、敢て人物の高下大小に依つて先後を定めたものでないことを特にお断りして置く。

一、経歴調査未了、其の他遺漏は再版に完璧を期しつゝあり。

戸塚町誌目次

緒言

| | | | | |
|------------------|-------|-----|-----|-----|
| 第一章 武藏 | 1 | | | |
| 第二章 江戸 | 4 | | | |
| 第三章 豊島 | 5 | | | |
| 第四章 統治者の變遷 | 8 | | | |
| 豊島氏と江戸氏 | 南北朝時代 | 太田氏 | 北條氏 | 徳川氏 |
| 第一篇 維新前の沿革及歴史的考證 | | | | |
| 第一章 戸塚町の起源 | 14 | | | |
| 下戸塚 | 戸塚 | 源兵衛 | 諏訪 | |
| 第二章 徳川時代の民政 | 20 | | | |
| 第三章 徳川時代の村役人 | 33 | | | |

戸塚村、大久保新田……下戸塚村……源兵衛村……諏訪村

第四章 徳川時代の租税制度……

第五章 元禄年代の名寄帳……

第六章 河川……

神田上水……清水川……秣川……蟹川

② 第二篇 寺社の沿革

① 第一章 神社の由緒……

② 第二章 寺院の由緒……

③ 第三章 名所舊蹟及傳説……

明治大帝の行啓……宗良親王陣營地……杜鵑の名所……高田馬場……三島山……荒井山……

依藤太秀郷船繋の松……赤井屋敷……面影橋……日清日露役の彰忠碑……大隈會館……提灯行列の元祖……墳墓

① 第三篇 明治維新後期

第一章 維新後の戸塚……

第二章 行政機關の變遷……

歴代町村長……助役……収入役

第三章 府政……

第四章 郡政……

第五章 町政……

歴代町會議員

第四篇 現勢

第一章 土地……

第二章 人口……

第三章 建物……

第四章 戸籍……

第五章 町の行政……

第六章 町の財政……

第七章 租税……

| | | | |
|------------------|-----------------|---------------|-----------|
| 第八章 町 債 | | 一三七 | |
| 第十章 宗 教 | | 一三〇 | |
| 第十一章 教 育 | | 一三四 | |
| 早稻田學園..... | 早稻田中學校..... | 日本美術學校..... | 明德學園..... |
| 第十二章 各種 團體 | | 一五九 | |
| 第十三章 衛生 警察 消防 兵事 | | 一五六 | |
| 衛生..... | 警察..... | 消防..... | 兵事..... |
| 第十四章 交 通 | | 一八六 | |
| 西武沿線分讓地..... | 王子電氣軌道株式會社..... | ダット自動車系統..... | |
| 第十五章 産 業 | | 一九八 | |
| 第十六章 新 聞 | | 二〇六 | |
| 第十七章 電燈 瓦斯 水道 | | 二〇八 | |
| 水道使用條例..... | 二一〇 | | |
| 第十八章 社 會 事業 | | 二二六 | |
| 第十九章 娛樂 機關 | | 二三八 | |

第五篇 人物事業史いろは別索引

| | | | | | |
|--------|----|--------|----|-------|-----|
| 市村瓊次郎 | 三六 | 岩波六郎 | 三〇 | 入江貫一 | 三二四 |
| 稻葉正太郎 | 三三 | 岩立慶三郎 | 三二 | 石井絹次郎 | 二六八 |
| 今井出美 | 三三 | 稻葉年清 | 三三 | 池田銀次郎 | 三〇七 |
| 池田長太郎 | 三八 | 飯塚正賢 | 三八 | 石井とき子 | 三三四 |
| 稻葉貫正 | 三六 | 伊勢原幼稚園 | 三四 | 池田新一 | 三三七 |
| 石井徳眞 | 三三 | 井上博之 | 三七 | 石津小次郎 | 三三九 |
| 井出一雄 | 三七 | 石崎寛 | 四三 | 石川昇一 | 四一〇 |
| 服部宇之吉 | 三五 | 濱田恒之助 | 三八 | 原田要一 | 三三六 |
| 原田態藏 | 三七 | 原田幸吉 | 三七 | 林定次郎 | 三八〇 |
| 長谷川幸次郎 | 三三 | 林季樹 | 四二 | 二戸弘吉 | 三三九 |
| 二條豊基 | 三五 | 西山政猪 | 三〇 | 西尾實資 | 二六六 |
| 西原龜三 | 三〇 | 西村美智代 | 三三 | 西澤精一 | 三三三 |

| | | | | | |
|-----------|-----|--------|----|-------|-----|
| 西川喜與志 | 三四 | 新田法教 | 三八 | 星田清次郎 | 三四 |
| 本多知郎 | 三四 | ベニンホフ | 二九 | 鶴昌清 | 二四八 |
| 豐田俊助 | 二五三 | 戸塚キネマ | 二四 | 戸田武 | 二六一 |
| 戸山原ゴルフリング | 三七 | 戸塚産園 | 三五 | 戸蔭勝治 | 三九四 |
| 友納友次郎 | 四三 | 富澤充 | 四〇 | 李家健一 | 二六五 |
| 大畑源一郎 | 二九 | 小澤信次郎 | 二七 | 大山郁夫 | 二七二 |
| 大島雅太郎 | 二五 | 大塚義太郎 | 二六 | 大久保巖 | 二九七 |
| 大井彌三 | 二九 | 小河原新一郎 | 三五 | 小澤潔 | 三二 |
| 小野田一 | 三三 | 大塚謙亮 | 三三 | 大澤富次郎 | 三四三 |
| 大賀永次郎 | 三五 | 小澤萬策 | 三六 | 折井大忠 | 三九〇 |
| 大谷弘 | 二九 | 大島正一 | 四〇 | 尾崎松之助 | 四〇六 |
| 大野木喜太郎 | 四四 | 渡邊競 | 二〇 | 渡邊孫一郎 | 二五七 |
| 渡邊嘉夫 | 二六 | 早稻田奉仕園 | 二九 | 渡邊恒太郎 | 二九三 |
| 早稻田富士館 | 三三 | 渡邊省三 | 三四 | 輪千重雄 | 三四一 |

| | | | | | |
|---------|----|-------|-----|---------|-----|
| 脇俊泰 | 三六 | 影近清毅 | 二四 | 掛谷宗一 | 二四四 |
| 梶島二郎 | 二五 | 金木秋治 | 二五〇 | 柏崎倉治 | 二五三 |
| 川上義弘 | 二〇 | 金井延 | 二七 | 河原春作 | 二七五 |
| 河野芳銳 | 二五 | 川成進介 | 三九 | 金田叶 | 三三 |
| 角野山太郎 | 二二 | 神戶廻衛 | 三六 | 鍵山英夫 | 四三 |
| 梶川義重 | 四四 | 笠羽清吉 | 四二 | 勝田重太郎 | 四〇 |
| 吉田良吉 | 二六 | 吉見智雄 | 三三 | 吉岡源一郎 | 二四二 |
| 吉田貞男 | 二九 | 武宮雄彦 | 四〇 | 竹内正三 | 四〇九 |
| 多賀宗之 | 二二 | 多賀滿佐子 | 二二 | 高梨喜祖治 | 二五九 |
| 高取稚成 | 二二 | 田中治朗 | 三六 | 玉村勇助 | 二六 |
| 醍醐平次郎 | 二七 | 田中一策 | 二六〇 | 高田馬場百貨店 | 三〇〇 |
| 高杉義一 | 三三 | 高築勝 | 三四 | 竹内末松 | 三三四 |
| 高田馬場弓道場 | 三五 | 竹内半市 | 四〇七 | 高橋清吾 | 四二 |
| 宗前清 | 四三 | 相馬勝夫 | 四二 | 塚本清次 | 二九 |

| | | | | | |
|--------|----|--------|----|--------|----|
| 津村 康 | 四〇 | 津田 眞學 | 三三 | 津田 弘視 | 四二 |
| 内藤 仲 | 四二 | 中本 英彦 | 三六 | 中西 作一 | 三九 |
| 中川 小十郎 | 三三 | 南部 利英 | 三三 | 中村 綠野 | 三三 |
| 長島 幸三郎 | 三三 | 中村 國太郎 | 二九 | 中泉 庸之助 | 二九 |
| 中村 與太郎 | 三五 | 中澤 弘光 | 二六 | 中山 希雄 | 二七 |
| 中村 菊次郎 | 三五 | 永野 護 | 二七 | 那須 宥豐 | 二四 |
| 中村 竹彦 | 三七 | 中村 長太郎 | 二六 | 中村 兼吉 | 三〇 |
| 中村 藤兵衛 | 三五 | 中澤 龜太郎 | 三〇 | 中村 留五郎 | 三八 |
| 永野 庸輔 | 三三 | 中村 大三 | 三五 | 中村 平次郎 | 三三 |
| 中村 兼次郎 | 三三 | 中村 政太郎 | 三四 | 中村 島吉 | 三〇 |
| 村田 輝吉 | 三五 | 村田 德三 | 三六 | 南方 德市郎 | 二二 |
| 村上 鳳湖 | 三五 | 村岡 鑠一郎 | 四二 | 村上 鐵四郎 | 三三 |
| 内田 俊亮 | 三五 | 牛込 新造 | 三五 | 内田 昌吾 | 三五 |
| | | | | 野村 長太郎 | 三〇 |

| | | | | | |
|--------|----|--------|----|--------|----|
| 野中 富三郎 | 三〇 | 野村 晃司 | 三四 | 久野 節 | 三五 |
| 久原 良賢 | 六一 | 黒田 祝 | 六一 | 窪田 駒吉 | 二六 |
| 桑原 熊吉 | 三六 | 國友 東吾 | 三四 | 黒澤 初之助 | 三五 |
| 安井 兼吉 | 三五 | 矢野 中 | 三八 | 安原 功一 | 三四 |
| 山下 卯三郎 | 三五 | 山森 榮一 | 三七 | 安井 新次郎 | 二四 |
| 山森 利一 | 四一 | 山内 弘 | 四二 | 矢島 晋次 | 四二 |
| 松村 菊勇 | 三三 | 松平 齊光 | 二〇 | 松村 桂藏 | 二八 |
| 松井 順 | 三〇 | 松浦 武四郎 | 二九 | 前田 周治 | 三三 |
| 松原 峰吉 | 三九 | 松根 秀彌 | 四八 | 牧野 均二 | 四九 |
| 松本 容吉 | 四一 | 現神 教會 | 二九 | 藤川 勇造 | 三三 |
| 藤倉 隆 | 三九 | 福田 雅之助 | 二九 | 深谷 正路 | 三五 |
| 福井 彌次郎 | 三五 | 藤井 文治 | 三五 | 興 禪會 | 三五 |
| 小林 久平 | 三六 | 古賀 春一 | 二六 | 小泉 萬五郎 | 三五 |
| 小泉 定吉 | 三〇 | 後藤 房吉 | 三六 | 小池 喜善太 | 三六 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|-------|------|------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|-------|
| 北川三造 | 北澤義重 | 佐藤榮志 | 坂部德太郎 | 鮫島雄介 | 淺羽日濤 | 荒井銀次郎 | 芦田惠之助 | 安宅安五郎 | 淺沼萬次郎 | 相澤愛吉 | 寺崎廣載 | 永瀧久吉 | 小林松次郎 |
| 三九 | 三九 | 三九 | 三九 | 三九 | 三九 | 三九 | 三九 | 三九 | 四〇 | 三九 | 四二 | 三九 | 三九 |
| 結城惣次郎 | 木代嘉樹 | 佐々城貢 | 神純義 | 佐々木大樹 | 佐藤正 | 有田章次郎 | 赤羽眞四郎 | 朝比奈泰彦 | 荒俣敬治 | 荒木石男 | 青井弘海 | 江成濱次 | 小菅劍之助 |
| 三二 | 三四 | 四〇 | 三九 | 三九 | 三九 | 三三 | 三四 | 三七 | 四二 | 三八 | 四二 | 三三 | 四〇 |
| 宮本てる | 貴志正雄 | 齋藤嘉吉 | 笹井長吉 | 笹倉新治 | 齊藤直成 | 淺井長太郎 | 荒井己之助 | 蘆田公平 | 淺川整 | 赤地余所吉 | 荒井一雄 | 出口盛作 | 小林儀作 |
| 三〇 | 三五 | 四〇 | 三八 | 三五 | 三三 | 三〇 | 三九 | 二六 | 四〇 | 三八 | 四〇 | 三七 | 四二 |

| | | | | | | | | | | | |
|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|------|------|-------|
| 菅田英久 | 鈴木正行 | 杉廣三郎 | 清野暢一郎 | 本島正徳 | 比田井團次 | 平野與三吉 | 鹽島值 | 下阪八郎 | 三浦宗一 | 南晴耕 | 三浦常吉 |
| 四〇 | 三五 | 三八 | 三三 | 四〇 | 三七 | 三七 | 四八 | 三二 | 四四 | 三八 | 四〇 |
| 鈴木源次郎 | 鈴木宜行 | 鈴木源次郎 | 仙波忠一 | 森可修 | 森友喜三郎 | 蛭川鏢太郎 | 島倉新揚 | 下阪藤太郎 | 三野熊雄 | 宮澤説成 | 宮城長五郎 |
| 三六 | 三六 | 三六 | 四五 | 四〇 | 三九 | 三九 | 四九 | 三三 | 四〇 | 三五 | 四〇 |
| 鈴木鎌次郎 | 鈴木秀吉 | 鈴木秀吉 | 勝呂清一 | 膳桂之助 | 森下國雄 | 比田重 | 鹽谷靜夫 | 島瀬由次郎 | 下田武 | 三澤義夫 | 宮本曉一 |
| 三六 | 三七 | 三七 | 二八 | 二五 | 四二 | 三三 | 四〇 | 三三 | 二八 | 三五 | 三〇 |

附錄 戸塚町最新地圖

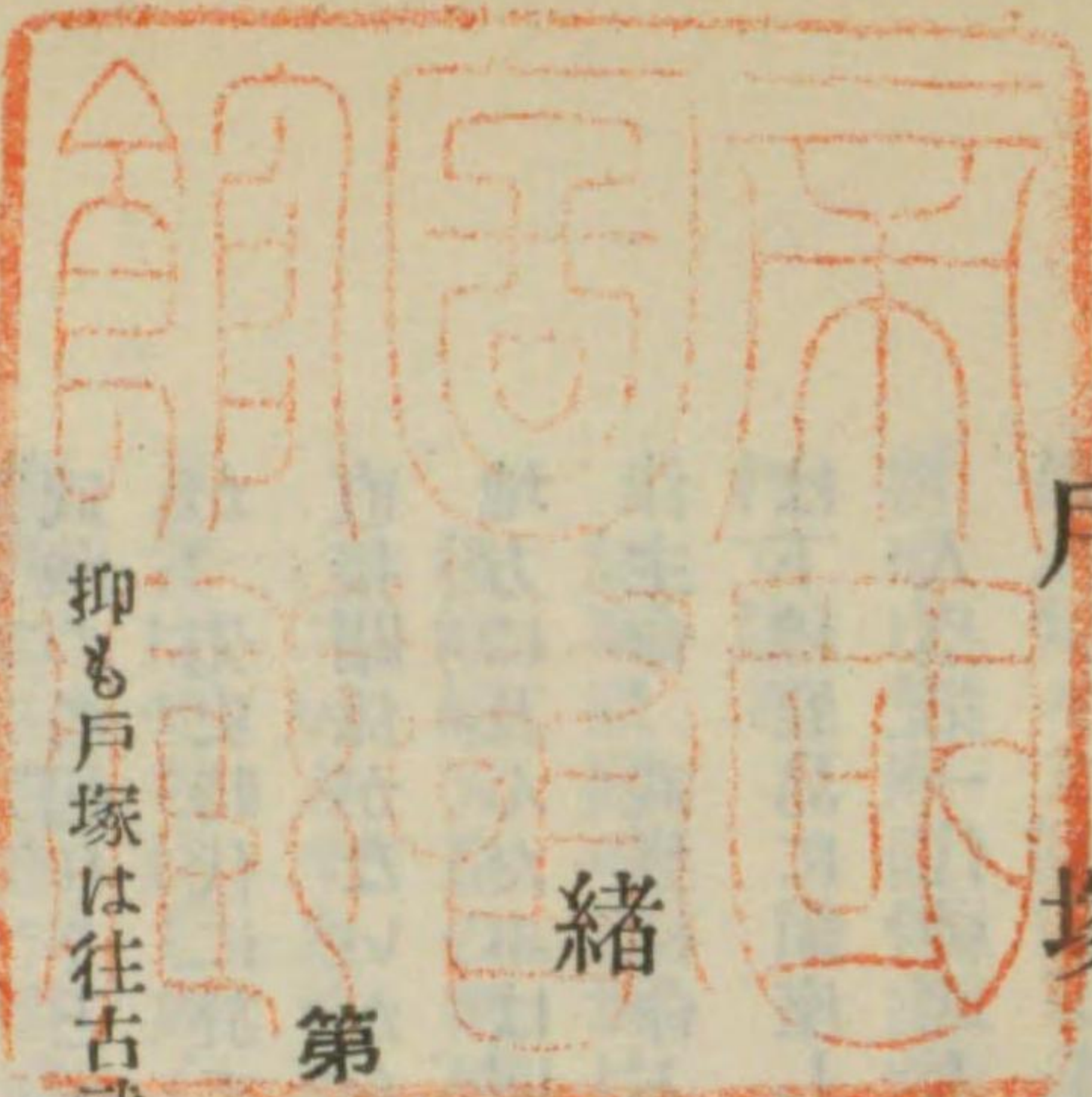
戸塚町誌

緒言

第一章 武藏

抑も戸塚は往古武藏國豊島郡の地域にして累世豊島、江戸、太田、北條、徳川諸氏の占據せし所である、されば今戸塚町誌を編むに際し、其の起源沿革を叙するに先ちて武藏を叙し豊島を探ね、然して之が統治者に及ぶことも亦徒爾ならざるを信ず。

表日本の中央太平洋に面して、島國稀有の一大平野がある、名づけて關東平野といふ、即ち關八州と稱する地にしてその面積一千餘方里、北に阿武隈山脈を帯び、西北は崔巍たる那須火山脈に限り、西は雄大壯嚴なる富士火山帯を擁し、東南の二方は太平洋の蒼溟に臨み、數條の大河が延々此の平野を貫流する、其の形勢の雄偉優勢なる、所謂四塞の固め天府の國として、古來英雄



二
崛起の壇場であつたことは敢て異とするに足らぬ、而して武藏野はこの關八州の中心にして豊島は即ち武藏野の樞軸である。

武藏は上古國造時代知々夫、无邪志、胸刺の三國の地にして其開闢は知々夫を初めとすと新篇武藏風土記に見へるが、萬葉集には牟射志野と稿されてゐる、武藏と書くに到つたのは景行天皇の四十年始めて武藏を造ると日本書紀に註さるゝが、他の史實には日本武尊が景行天皇の四十四年蝦夷を平定して秩父の嶺に凱陣し、此處に武具を藏めて皇軍の武運長久を祈り給ふた時から、武藏の名起れりと云ふも眞僞果して如何、而して何時の時代から人類が生存したかは詳でないが、先史時代に於てコロボツクル族の蕃居したかとも考へられるが人類學的考證は本書の使命と直接關係がないから省略する、然しなから既に神代に於て天孫人種の武威を輝かされ皇化の此の地方に及んだ事は明かである、そは思兼命の御子知々夫主命及び天穗日命の御子天夷鳥命並に經津主命、武甕槌命と相共に力を協せて東國を經營せられて、後ち經津主命は下總香取に武甕槌命は下線鹿島に鎮座し給ふて、今に寶祚の守護神たる事は能く人の知る處である。

人皇第一代神武天皇即位十八年勅して天富命をして阿波の齋部を率ひて東國に來り、麻穀を播種せしめて殖産の道を教へ給ふと古語拾遺に最初の民政が擧げられ、崇神天皇の朝には知々夫彦

命が知々夫國造を命ぜられ、成務天皇の朝には多毛比命が牟邪志の國造を定め給ひ、安閑天皇の朝には笠原直使主が武藏國造を命ぜられ、文武天皇の大寶三年には引田祖父が武藏國造に任ぜられて居る。

如斯武藏の起源は甚だ遠きに拘はらず久しく譚晦して世に出です。

後嵯峨天皇の御製に、

いといなほ限りも見えぬ武藏野のあまぎる雲のあけぼのゝ空

と宣はせられし如く、東西南北幾十里、唯それ滿目荒涼たる大平野であつたことゝ頷かるゝ、撰集抄に「さきつ頃武藏野をすぎ侍りしに、東西南北草のみ茂りて人も住まず、草花いろゝ咲亂れて、さながら錦をひろげたらん心地し侍りて

むさしのは行けども秋のはてぞなきいかなる風のすゑに吹くらん

とはるゝおもひやり侍り、かくてやうゝ分入て見侍るに、花を手折りて家居するあり云々」といへるに見ても僅に蟹戸農家の三々五々此の廣野に點在したことを偲ぶべく、日本事跡考に「武藏國平原廣野、千村萬落雞犬相聞、朝日夕日出沒草際」といへるも亦際涯なかりしを形容するものにて、名所方角抄に「鎌倉より奥州へくだるに先づむさしへ出る也、武藏野の初まる所は

鎌倉より五六里なり、一國おしなべて野なり」と記す、されど武藏野とは何處から何處までを稱へしかは詳でないが、武藏名所考に「武藏野といふは多摩、都筑、橘樹、荏原、豊島、新座、入間、高麗、比企、秩父等にもありつらんか、林羅山の説により越谷、岩筑、鴻巣、忍なども武藏野の内とすれば比企、秩父をのぞき埼玉、足立を加へ十郡ならんか今考へがたし」といへるが略ぼその地區を彷彿せしむるものである。

之を要するに大古より以來丈なす雜草獨り威を振ひて人煙の其の影を見ざりし頃は、關東八州に跨れる平地は一大曠野をなして悉く是を武藏野と稱へ、而して元久の開拓、慶長の開府より以來漸く鶏犬を東西に聞き武藏野の範圍亦何時となく狭められて北は川越ノ邊より江戸に亘れる一帯の地名となつたものであらう。

第二章 江戸

史を按ずるに江戸の名稱の歴史に現れたのは源平時代からである、其の頃武藏八平氏の一族にて江戸四郎重繼なる者あり、重繼は自ら江戸貫主と號して江戸に住し、其の子江戸太郎重長は源頼朝に屬し、鎌倉幕府の創設成るに及んで武藏の國事を司り、而して子孫代々此の地を領するに

至つた。されど江戸郷の地名は江戸氏の居城に因るか、莊園の名なるかは明かでない、武藏風土記に「荏土と記しあれば往昔荏の多く生じたれば荏土と云ふべきを假借して江戸と云ひしなるべし、其證は今尙荏原郡などの稱へあるを以て知るべしと云ふ人あれど、こは信じ難き説なり。江戸と稱する意義は入江の口と云ふことにて江の門戸と云へる約言なり、新井白石は江戸は庄名なるべしと云へり」と載す。

第三章 豊島

豊島の地名は新撰姓氏錄攝津國皇別の條書に「豊島連は彦八井耳命より出づ」とあり、彦八井耳命は人皇第二代綏靖天皇の同母兄神八井耳命の皇兄に當たらる、日本地理志料に「上古彦八耳命の子孫、早くも東征して此の土地に占據し、其の名稱を負はしたるにあらざるか」と稿す、斯くて豊島の地も上古己に獵夫漁夫の鱗介を漁り、狡兔を捕へ、芽茨を刈り穀菜を播種して所在部落を成したことは疑いない、風土記殘編に「豊島或は砥島に作る」と記す、新撰姓氏錄の豊島は手之島と訓ぜり、栗田博士著郷名異同考に「豊島は手島なり、大古卑濕の地未だ開けず、海潮浸すの時に方りては、豊島の地は岡脈長く手の如く延びて半圓形を成せしが故に、いつとなく手島

の稱起れるならんか」と書く、又類聚國史に「第十六代仁德天皇の四十八年に、戸田真人をして武藏國豊島郡に蒐せしめしに、二頭の狐を得て歸り奏す」とあり、これ豊島の名稱が歴代的記録の初めであると云ふ。

倅て豊島の境域は延長年間、學者源順の著倭名抄に豊島は止志末と訓じ、當時の版圖は、日頭、占方、荒墓、湯島、廣岡の五郷、餘戸一、驛家一ありと記す、之を村岡良弼氏大日本地理資料に依り、現今の地名に配當すれば左の如くである。

日頭（ヒノト） 今の小日向邊。

小日向、小石川、牛込、市ヶ谷、金杉、關口、音羽、高田、雜司ヶ谷、池袋の諸邑に亘る。
占方（ウラカタ） 今の橋場邊。

舟方、尾久、町屋、三河島、箕輪、金杉、山谷、山宿、橋場、今戸、淺草諸邑に亘る。
荒墓（アラバカ） 今の三河島邊。

日暮里、谷中、上野、下谷、根岸、坂本、田端、中里諸邑に亘る。

湯島（ユシマ） 今の本郷湯島邊。

駿河臺、神田、根岸、駒込、染井、巢鴨諸邑に亘る。

廣岡（ヒロヲカ） 今の廣尾町邊との説あれど不詳、寧ろ左記の地方ならん。

上下練馬、上下石神井、關、中村、田中、谷原諸邑に亘る。

餘戸（アマベ） 今の淀橋邊。

柏木、大久保、戸塚、角筈、幡ヶ谷、代々木諸邑に亘る。

豊島（トシマ） 今の王子豊島の地に當る。

豊島、王子、瀧野川、梶原、上下板橋、十條、神谷、赤羽、岩淵、袋、蓮沼、諸邑に亘る。

其他櫻田郷を加ふ、今の櫻田門外の地に當り、芝、麻布、麴町、四谷、赤坂、青山、飯倉及び原宿、穩田、千駄ヶ谷、今井の諸邑に亘る。

以上は北條分限帳より定められしものにて、當時豊島郡の地域は今の麴町、神田、日本橋、京橋、麻布、赤坂、四谷、牛込、小石川、本郷、下谷、淺草の十二區の外に豊多摩郡の内元の南豊島郡と北豊島郡との總稱なりと想像せらる。

勿論江戸郷の發展に伴いて漸次其版圖は收縮せられたが、當時の豊島が如何に廣大であつたかが知らる、而して徳川氏は江戸開府と共に板橋村に宿驛を置いたので中仙道の要路として豊島郡の發展を加へた、武藏志料元祿御國郷帳に於て、豊島郡の石高調べに、百十七ヶ村、四萬四千百

五十石二斗四升九合三勺九才と載せらる。

八

第四章 統治者の變遷

豊島の地は上古にありて未だ一勢力に統一せらるゝに至らず、而して之あるは藤原氏擅權の頃より始まる、以下戸塚に及べる權力の變遷を略述する。

豊島氏と江戸氏

豊島氏の移住は後三條帝比と思はるゝが年代審かならず、江戸氏は遙かに後れて平清盛全盛時代なるべし、豊島氏江戸氏いづれも桓武平氏である、武藏權守平將恒に二子あり、長子は秩父太郎武基と云ふ、これが秩父氏の祖である、弟武常、豊島に住して始めて豊島を姓とす、其の子近義豊島太郎と稱し、初めて豊島城を築く、今の平塚村と傳ふ、近義八幡太郎義家に仕へて重きを成す。

江戸氏は秩父太郎武基の孫重綱、其の子重繼の時より移住す、重繼即ち江戸四郎と號す、重繼江戸に來るや土地の豪族關長耀入道道閑の女を娶りて一男子を生む、これが江戸太郎重長である、道閑は當時下谷上野より田端一帯の地を領せる豪族にして、現に道閑山と呼べるは其舊跡である、

ある、後年重長の威望斷然豊島氏を壓倒する亦故なきにあらず。

治承四年源頼朝兵を擧ぐるや、まづ書を豊島氏に致して援を求む、豊島權頭清光其子清重率先是に應ず、江戸重長應ぜず、頼朝清重をして重長を殺さしめんとす、清重同族たるの所以を説て切に宥免を乞ふ、頼朝清重を信じて重長を諭さしむ、重長後ち一族畠山重忠と共に頼朝に屬す、頼朝大に悦び重長の土地を奪ひ清重に與へんとす、清重固辭して受けず、然して重長全きを致せり、即ち重長同年十月一族と共に墨田川に舟筏を作り、頼朝に奉じて瀧野川板橋邊に陣を張り兵を集む、其勢三萬餘騎と稱さる、斯くて頼朝鎌倉に凱陣するや、武藏在廳の事總て重長に於て沙汰すべきを命ぜらる、之より江戸氏の威勢關東八州に振ふに至る。

豊島氏の尤も史上に振ふたのは即ち此の權頭清光時代である、清光は居館を今の王子豊島に置いた、現今の王子權現は清光の灌頂する處にて、又堀の内熊野明神は清光の一子清康を祀れる處である、頼朝が江戸重長の威望あるを知りて武藏一國を統領せしめたのに對して清光には其の子清重を奥州總奉行に、清光の庶子朝經を土佐守護職に任命して少かに清光が面目は施されたが清光の晩年は非常に淋しきものであつた。

元來清光にも四男一女子あり、長子清康は荒川に溺死し、次子朝經は土佐守護職中、建仁三年

十月弟重光と共に叡山の僧徒と戦つて横死を遂げ、清重は遠く奥州に赴任し、一女は足立少輔に嫁したが姑の責苦に逢ひて亦もや荒川に投じて死んで居る、斯くて豊島氏を繼ぐものは朝經の子朝綱、有經の二子であるが朝綱は父と共に之亦討死した、戦國時代とはいへ非運は幾度か豊島氏を襲ふてゐる。而して清光の死後は豊島氏の事蹟は杳として聞えず、正應二年二月豊島又太郎時元法を犯して封邑半地を沒收せられた。

これに反して江戸氏は畠山氏の滅亡後は其の遺領を加えて益々勢力を張るに至り、豊島氏は衰微して江戸氏の一支部の如くになつた。

元弘三年五月、新田義貞義兵を起して北條氏を攻略せんとして、鎌倉の存亡は江戸豊島兩氏の嚮背如何に繋がれた、而して二氏共に北條氏に叛いて旬日ならず鎌倉は滅亡した、亦以て其の武力の程を想像するに足る、此の時豊島氏少しく勢力を挽回し、清光五代の孫泰景に至つて石神井城を築くに至つた。

南北朝時代

元弘三年後醍醐天皇新政に於て當國は足利尊氏の所領となる、尊氏夙に頼朝の遺業を再興せん志あり、故に朝廷東國武士の足利氏に靡かんことを慮り、同年更に成良親王を將軍として鎌倉

におき關東の守護たらしめ給ふた。

已にして建武二年尊氏反き、延元元年天皇吉野に遷幸し給ひて天下全く二分す、當時東國にありては江戸、葛西、阪東の八平氏等官方に屬せずして多く武家方に心を寄せた。

延元三年尊氏將軍職に任じ、其後第九十七代、後村上天皇の正平四年尊氏其子基氏を鎌倉に置きて關東を管領せしめた、因て當國は執事上杉氏の守護する所となる。

此頃、新田義興、義宗、義治等吉野の勅を奉じて義兵を起す、是に於てか正平七年閏二月、人見原の戦及び小手差原の戦あり（此の地今赤塚石神井邊と云ふ）所謂武藏野合戦にして、江戸寛、河越彈正等武藏相模の豪族風を追ふて、尊氏に従ふ、堯寛は重長五世の孫にして、此の功によりて稻毛十二郷を領するに至つた。

太田氏

豊島氏の滅亡は鎌倉の管領足利持氏の滅亡に起因す、持氏死後は上杉氏管領代理となりたるも人心服せず、上杉氏は山内、扇谷二家に別れて紛擾を續く、豊島氏は山内家の重臣長尾氏に屬した、文明六年長尾景信卒するや、家を弟忠景に讓る、叔父景春不平なるを察知したる扇谷家の重臣太田道灌は、景春を武藏守護職を仰付けて彼を慰むるに如かずと上杉定正に勧めだが聽かれ

す、果して同年正月景春、上杉氏を五十子の陣に襲ふて山内顯定、同憲房、扇谷定正等を走らした。

一二

道灌はこれ聞き同年三月、豊島氏の平塚を攻め城を焼く、翌年四月豊島、石神井、練馬、宮城、板橋、瀧野川、志村等の一族皆討たれて、豊島氏全く亡ぶ、豊島氏滅亡後道灌は其領地を加へて勢力主家を凌いだ。

道灌は源三位頼政十世の孫にて、備中守資清の子である、扇谷上杉修理太夫定正に屬し、江戸堯寛に次いで江戸に住す、武毅勇烈關東を覆ふ、長祿元年江戸城を草創す、この頃兩上杉權を競ひ益々相闘ぐ、正定奸計に陥りて人をして道灌を浴室に刺殺さしむ、時に文明十八丙午年七月二十六日、五十五歳であつた、死にのぞみて曰く、余を害するは定正亡家の兆なりと、果して定正勢威衰へ再び振はず。

北條氏

道灌恨みを呑んで横死してから、江戸城には山内、扇谷兩家より城代を置き、尋で管領山内朝良が移住したが、其子朝興に到つて北條氏綱の爲めに攻略せられた。

北條氏は遠山四郎兵衛を守將たらしむること六十有餘年の久しきに及んだけれども氏綱の曾孫

氏直の時、不出世の英雄豊臣秀吉現れ、天正十八年、天下の兵を擧げて小田原城を攻圍し、遂に阪東一帯を略取して之を徳川家康に移封した、併しながら北條氏は此の間永祿二年二月小田原領國內の普請役高を定めた、蓋し北條氏の顯著なる事蹟であらう。

徳川氏

徳川氏は覇府を江戸城に置き天下の政治を掌握するに及んで、江戸が城廓として又都市として著しい發達を遂げ、此の近郊が發展したのは實に之からの事である。

江戸時代は云ふまでもなく封建の世であるが、徳川幕府は上は平朝、下は鎌倉以來の制度に鑑み、能く人心の赴くところを察し、二百六十八年間武家政治の實蹟を擧げた。

併しながら大江戸の繁榮は單り大江戸の繁榮に止まらず、天下の大勢も亦其の繁榮と共に暗々裡に推移し、大政の奉還、大詔の煥發は寔に青天の霹靂の如くに到り、江戸は即ち東京と改め、永く帝都と奠められ統治の發源地となるに至つた。

明治維新より歳を閲すること茲に六十有五年、今や東京都制布かれんとして大東京の出現は既に眼前に迫つた、蓋し桑滄の變も亦偶然ではあるまい。

第一篇 維新前の沿革及歴史的考證

第一章 戸塚町の起源

戸塚は小田原役帳以前に出づる文獻なく、其れ以前の狀態は詳でないが、舊記を綜合するに諏訪神社は弘仁年間小野道風の祖小野篁朝臣に依つて祭祀せられ、寶泉寺は天慶四年藤原秀郷の建立したるものと傳へらる、もとより往古の事遽に斷すべきでないが、本町地方に人民の居を占むるに至つたのは、蓋し千年以前にある事は疑ひない、更に永承年間には源頼義奥州征伐の後凱陣して武器を諏訪神社に奉納し、文治五年には源頼朝が同社の社殿を造營したりとありて、中世時代既に奥州街道の道筋に當つた、大字下戸塚松原が當時の松並木であつたとは今尙古老の傳ふる處である。

之は牛込馬場下より穴八幡前を舊高田馬場に出で、其れより右折して面影橋に渉る道筋を云ふのであるが、奥州街道説には異説も尠からず採否の限りでない。併しながら此の道路が相當重視

すべき原始往還たることは十分察せらる、殊に正平七年新田義興、義宗等が吉野の勅を奉じて義兵を起し、中務卿宗良親王は武藏野に轉戦せられて寶泉寺の山林を陣營の地と定められた、當時江戸、河越、竹澤氏等武藏の諸豪は多く宮方に反いたなかに、敢然として錦旗は此の地に翻へつて居る、蓋し本町歴史の第一頁に畏くも輝き給ふ、我等の矜持であると共に一面往古に於て已に道路の要衝に在つたことが想像し得るのである。

降つて天正十八年徳川氏が關東の地を領して板橋を以て中仙道の首驛とし、尋いで元和以降宿驛繼立を開始するに及んで、下戸塚の邊漸く人馬の往復を加へた、もとより荒蕪田園の一孤村として、霸都の影響は餘りに鈍感であつた事は云ふ迄もない。

されども寛永七年には放生寺門前に町屋敷を許され、享保五年には擴張して穴八幡より舊高田馬場間の兩側に高田町屋と呼ばれた商賈街を點接し、爾來天保年間にかけて茶屋町等も起つた、近世戸塚は高田領たりしことありと説く者が此の高田町屋を引例して居るけれども信すべき徵證はない、恐らく高田とは高島の意味を汎稱したるものと云ふのが近からうと思ふ。

武藏新風土記に「戸塚は日本橋よりの行程二里餘下戸塚に對し土人は上戸塚と唱ふ、古來は近村の總名にて富塚と書して後各村に分れし頃今の戸の字に改むと云ふ、されば小田原役帳に太田

新六郎知行内寄子衆配當十一貫五百文江戸戸塚内山中分及恒岡彈正忠五百文江戸牛込之内富塚の地を領す、又長祿江戸圖にも牛込の邊に富塚村及山中分と云ふものあれば富戸唱同じきを以て當時互に記せしものならん、かく古き村なれども正保の改に載せず、當村あるべき邊に大久保のみを記し、元祿の改には戸塚村、戸塚村の枝郷大久保新田、大久保新田枝郷馬場新田、大久保、大久保村の枝郷諏訪村、大久保村の枝郷東大久保村」と載す。

按ずるに徳川氏正保年間の改定圖には全く戸塚の名稱消へて大久保村の内に含まれ、元祿に至りて戸塚村、戸塚村の枝郷大久保新田（源兵衛を含む）と載せらる。之を要するに一旦戸塚を大久保村に編入し、更に分村して戸塚富塚と區々稱呼したるを、改めて戸の字を使用するに至つたものと知られる、而して其名稱の起りに異説が尠くないから、其の二三を列記すれば左の如くである。

江戸名所圖繪「江戸鹿子に昔洪水の時、此地ばかりは戸を以てさゝゆるが如く、水災にかゝらざりし故に名とするよし、記せども信するに足らず、里老の説に寶泉寺の地に富塚といふありて、町の名も富塚と號し、今は富を戸に改むると云ふ、或人云舊岡本邸に古き塚ありて白狐の窟とす、戸塚は狐塚を誤りて唱ふるにやと、又此邊昔古塚多くありし故に十塚と呼しなるべしと云

へり、按に狐塚といふは水稻荷の社の傍にある塚の事をいふならんと、高田雲雀といへる草紙に戸塚の詞は寶泉寺にあり、此所に狐の形の石の扉ある故に昔より戸塚といふ」云々、又同書に「此の地を昔富塚と號けしも、富氏の制する所なれば、彼の供養塚（馬場下町は供養塚と唱ふ）を富塚と唱へしを、中古より美の一字を略して登津加とは呼誤りたるならん」。

江戸砂子に「戸塚、高田のことなり、古鹿子に云ふ、昆沙門の靈夢によりて、古木のしげりたる處を見れば古き塚あり、白狐すむ事久し、故に戸塚といふと有、はきとせぬ説なり、もし狐塚といふことか、里人の云、寶泉寺の塚のことなりと」。

源兵衛は村の開拓者源兵衛と云ふ者の名に因る。

諏訪は村内に諏訪神社あるが故に名とするよし傳へらるゝも事歴詳ならず。

既にして戸塚は舊幕時代各大字毎に沿革を異にするを以て如上の序論に次で之を各大字別に分説する。

下 戸 塚

元戸塚村の内である、正保三年十月、水南和尚牛込にて濟松寺を建立するに及んで六百七十石餘の寺領となる、元祿十五年今井九右衛門の檢地に於ける武家屋敷を掲ぐれば左の如くである。

| | | | |
|------------|-----------|----------|------------|
| 尾張殿抱添屋敷 | 六町五反八畝八歩 | 清水殿抱添地 | 一町三反二畝二十二歩 |
| 細川越中守内室抱屋敷 | 二町七反四畝十六歩 | 水野出羽守抱屋敷 | 三町七反八畝二歩 |
| 中山備前守抱屋敷 | 二町五反二畝四歩 | 蒔田權佐抱屋敷 | 五反五畝十七歩 |
| 前田對馬守抱屋敷 | 九畝十三歩 | 島彌左衛門抱屋敷 | 三反十歩 |
| 増井惣八郎抱屋敷 | 六反八畝九歩 | 工藤左兵衛抱屋敷 | 一反九歩 |
| 吉川藤次郎抱屋敷 | 一反七畝二十四歩 | 中田半藏抱屋敷 | 七畝十五歩 |
| 松井富五郎抱屋敷 | 一反二畝十五歩 | 河野左源治抱屋敷 | 一反三畝十五歩 |
| 本多又左衛門抱屋敷 | 二反三畝十二歩 | 勝屋熊藏抱屋敷 | 八反五畝十六歩 |
| 河野善八郎抱屋敷 | 一反二畝三十二歩 | 放生寺抱地 | 二反三畝二十六歩 |

其の後嘉永圖には清水殿及伊井掃部頭、堀田彈正等の下屋敷も出来て維新までには多少の變遷ありしこと知らる。

戸塚

前述濟松寺領として今の下戸塚を分割して自然上下の稱呼起る、併し里人は上戸塚を唯戸塚と云ふ、天正以來御鐵砲玉藥同心の大繩給地一丁七反三畝二十一歩、石高五石六斗八升三合六勺七

才(元祿の檢地に於て)あり、其の他は御料所である、村内總じて農を業とするも壯者は夙に屋敷消防に徴せられ、幕末には多く千駄ヶ谷煙硝庫の警備に當つた、江戸火消は勇敢と敏捷とを以て天下に其の名を謳はれていた、其の風に化せられて村内の氣風も自ら覇氣に満ちた、新風土記に「東西八丁、東北五丁、天水を湛へて耕し、神田上水をも引沃く、飛地落合村にあり、御入國の後より御鐵砲玉藥同心の大繩給地となり、其の内寛延二年木原忠助、小林彦十郎、明和八年今井政右衛門、安永六年川村鐵五郎、高野伴次郎等の給地を公收せられ御料所となり」云々。

源兵衛

戸塚の内より元祿の末期、此の部落の開拓者源兵衛の名を冠して、爾來一村となる、同じく御鐵砲同心及び其の筋目の大繩給地にして、武家屋敷の存在せしものは左の如くである。

| | | | |
|----------|---------|----------|----------|
| 松平志摩守抱屋敷 | 一町七反六畝 | 伊藤彌平太抱屋敷 | 一町六反七畝 |
| 富田宮内抱屋敷 | 一町二歩 | 松平市正抱屋敷 | 六反一畝二十歩 |
| 武藤庄兵衛抱畑 | 四反五畝十四歩 | 土屋甚助抱屋敷 | 二反五畝二十五歩 |

諏訪

村内の地域峽谷多きを以て、古へ諏訪谷村と唱ふ、現に諏訪神社獅子石にも同名稱の彫文を見

る、元富塚の郷村であるが、大久保村枝郷諏訪村として興亡變遷のなかに一貫して維新を迎えた、舊記に天正年間玉薬同心の大繩給地あり、寛延年代村高百十一石餘の内玉薬同心給地七十石餘、幕府直轄四十石餘とある、舊幕時代は鐵砲調練所に當てられ、村民は農、植木を業としたるも、壯者は幕臣諸侯の陸尺として常に徴せられ、里人は克く棒を使うた。

第二章 徳川時代の民政

徳川氏が關東の領主たるに至つて、戸塚は幕府の直領となり天領地と稱された、爾來御鐵砲玉薬同心の大繩給地を初めとし諸侯幕臣の賜地、寺社奉行が支配する濟松寺、放生寺、自證院、増上寺等の寺領が散在するに至つた、而して延享年中放生寺門前町が町奉行の支配に屬した以外、總じて代官の支配に依つた、代官役所は江戸馬喰町にあつて之を郡代屋敷と稱へ、代官は行政司法に關する一切の職權を有し、其の下に名主を置き、名主の下に年寄、百姓代、五人組を設けて民政を補佐せしめた、斯て徳川氏昇平三百年疾風の枝を鳴らすをも許さなかつた。

抑も幕府は一定の制度を設けずして慣習積を法と爲し先例の累りて律を成した、且つ相當須要なる事項でさへ面命口授して行はれて文書を用ふことは稀であつた、今日幕政に詳ならざるもの

有る所以である。

然しながら審に内實を察すれば不統紀なるが如くして自ら整然たる秩序を有した、蓋し幕政は將軍の獨裁であることは勿論であるが施行の方法は一種の責任制を用ひ、大小委任者に對して委任事項の功過を並び負はしめたのである、従つて上は奉行所内閣より下番卒に至る迄苟も一方の事務を主司分擔する者は死を以て功過の責に任じたものである、而して此の引責自治の精神は常に政治的ばかりでなく社會的にも經濟的にも應用されて、武士より町人へ、江戸より三家村裡に徹底ある自治制を布いた、殊に庶民階級の自治に五人組を設置したのは幕政の最も意を用ひた處である。

五人組とは幕政時代に於ける最小自治團であつて自治制度の基礎を爲すものである、組織は最寄五軒を一組となし（土地の狀況により五軒以上に渉るものがあるが評決上の便宜から奇數人員を以て組む）内一人の頭は村内の協議、仲裁、傳令、年貢、病人の助合を計らひ、村方稼ぎの世話等に當る、所謂相互扶助の意に發して相互責任の義を爲すものである。

明暦元年の五人組定を見ると「組合員は進んで相互に扶助し、退て連帶に任責する義務を有し親睦して婚娶、養子、遺言、相續、廢嫡等の事に立會ひ幼年組合員の財産管理、營業幫助、不動

産書入、質入、賣買證書の連署等を爲し、吉凶慶殃を分ち、災害相拯ふと共に相互に素行を監督し、勸戒過なきを期し、或は違法の者を出さん乎、座して其科刑に服せざる可からず、納税の義務を怠らん乎、組合員代納せざる可からず、故に旅行外泊若くは訴願等の場合は之を組合に告知せざる可からざる也」とあり、之を要するに幕府時代の自治政が嚴明なる責任制であり、相互扶助責任連帯の制規が明確峻烈であつて、此の二者を併せ掲げて効果を擧げた事が頷かれる。

大字戸塚に於て今に五人組の遺風あり、戸塚は著しき住民の増加を來たしたるも土着者は猶三十七軒を數ふるのみ、是等三十七軒の間には依然五人組の制度存續して冠婚葬祭は勿論組内相助けて善隣の美を濟しつゝあり、最近の事例として鐵砲稻荷神社の再營に徴しても餘人の寄與を俟つことなく、主として組合員の奉仕に因つて落慶を見るに至つたのである。

第三章 徳川時代の村役人

村治は前章に叙説する如く、名主、年寄、百姓代等に依り夫々司掌さる、名主は村の舊家にし草創の功ある者か然らざれば衆望を負ふて一村の敬仰を受くるものであるから村民は名主の臣下の如き觀があつた、自宅に役場を開き玄關を構ふることを許され殆ど世襲であり、夙に姓氏を

許されて居る。

年寄は組頭とも稱して、村内に於ける人格識見ある者を選擧に依つて名主が任命した、職分は名主の相手となり、又は名主の代理を爲し名主を補佐して村政に盡すもので、今の町助役の如きものである。

百姓代は村民の協議又は入札に依つて村内に於ける大持高の百姓を推して總代となし村費諸割付配當等の節に立會はせたものである、名主年寄の奸曲を防止すべき目付役とも見るべきである。

各村役は左の如くである。

戸塚村、大久保新田

元祿四年迄權左衛門名主の管掌にあり當時組頭には市郎右衛門、甚右衛門、九郎右衛門、伊兵衛の四人である、其後年代は詳でないが元祿中に甚右衛門名主を繼承し、襲名中村甚右衛門明治大政官制に至つて居る、幕府時代組頭の最終は中村兼次郎の務むる處である。

下戸塚村

正保三年十月濟松寺々領となり、嘉永二年名主に牛込馬場下町住人松村與五郎左衛門となり、

安政二年松村福次郎承けて明治維新に至つた、年寄は福田七左衛門。

源 兵 衛

元祿末期より獨立村となる、村の開拓者源兵衛の裔。累代名主役を負ふ、幕末小泉平吉同萬五郎相繼ぐ、組頭は小泉喜三郎。

諏 訪 村

古昔は詳でないが元祿以降池田氏の名主役は間違ひなからう、(初代と見るべき池田氏に天和年代の墓石はあるが)幕末池田忠左衛門同忠藏、同榮次郎に移つて居る、村年寄の最終は蛭川平次郎佐渡松五郎である。

第四章 徳川時代の租税制度

徳川時代租税の基礎は田畑の石高に置かれた所謂る田制租法である、之に加ふるに小物成浮没を以てした。

年貢米金は普通に年貢又は本途(正租の意)と唱へ畑及び屋敷の年貢は金納し、田租は正米又は石代金を上納した、地租臺帳となるものに檢地帳がある。

檢地(繩入とも云ふ)とは其の土地を耕して得る處の實物の在高、即ち收穫を定められたもので之を高と云ふた。

高所謂る收米を定めるに石盛を附すると云ひ、其の算出法は一坪の收穫を上田にて粃一升一反三石と見積り五合摺として玄米一石五斗を得る計算にて之を石盛十五と定めた、盛といふのは一反の地に收穫幾何と盛り付ける意から出たものである、而して之を標準に上中下、下々の四等の區別を設け、一位を下る毎に二斗を減する定めとなす、即ち上田十五、中田十三、下田十一、下々田九と定められて居た。

畑は同等の田より石盛二つを減す、而し處によりて兩等の差異は盛一つ乃至半に過ぎざるものがあつた、以上石盛を合したるものを村高とした。

年貢は五公五民といはれたが時に輕重必ずしも一樣でなく、村役人は上納の責を負ふものであつた、蓋し上納の爲には娘を金に換へた話も應々聞くことで如斯嚴重に行はれた事は今に比べて思ひ半なるものである。

往古に於ては村高は家數を以てし何百何軒の村と稱したが、文永の頃より貫高の制始まり、其の後年貢總額を永錢にて計算し、永高の法行はれ、文祿慶長の頃に石高の法用ひられ粃を以て年

貢を納め其の納額を村高となした、元和年中糶納に代ふるに五合摺の割合を以て玄米を上納せしめ、更に石代金納又は定免の法行はるゝに至つた。

凡そ貫高を石高に改むるには、永樂錢一貫文糶五石替にて換算し、例へば貫高拾貫文の地行の石高は五十石と爲すものである。

尙田制には定免と検見取とある、定免とは數年乃至何十年の間豊凶に關せず定率によりて上納せしむるものと、検見取とて年に立毛の作柄を検してその時毎に年貢を定めて收納するものとあつた。

畑地は永取といつて金銀を以て上納することは叙述したる處であるが、其の換算法は畑取米の升目二石五斗を永一貫（金一兩）と定めた。

小物成とは正租以外の定納米金を總稱したるものにて、村石高に算入す、諸商賈、水車、酒造質屋等の如く年季を限り營業するものは冥加永を納め又諸職人も上納するものである。

浮没とは臨時上納のものにて村高に加算せず、新田開發代金、往還並木立枯拂代金の取納め是等である。

此の以外に高懸り物と稱する、村石高を基礎として賦課する、今日の附加税若くは特別税よう

のものを施行した。

田制最終の村別石高は左記の如である。

戸塚

村高二百石、田五町四畝十八步、畑四十三町一反五畝十三步、正租米二十六石八斗二合金十五圓三十一錢三厘四毛、雜租米七斗六升六合金二圓六十一錢一厘八毛。

下戸塚

濟松寺領三百十六石、田八町三反八畝十八步、畑二十九町四反十九步、正租米三十七石五斗九升九合金百四十三圓二十九錢七厘三毛、雜租米一石七升七合金六圓六十三錢二厘六毛。

源兵衛

村高五十石、田八反八畝八步、畑十一町九畝二十九步、正租米三石八斗四升金二十五圓八十八錢九厘八毛、雜租米一斗一升金七十七錢六厘七毛。

諏訪

村高百十一石、田三反三畝二十五步、畑二十四町七反七畝七步、正租米一石三斗六升金四十九圓十八錢五厘二毛、雜租米三升九合金一圓四十四錢一厘八毛。

第五章 元祿年代の名寄帳

元祿時代の名寄帳を左に掲げて當事を稽ふることも亦興味があらう、惜しい哉諏訪村を逸して遺憾である。

元祿四辛未歲武州豊島郡大久保新田戸塚村名寄帳

| | | | |
|------------|-------|-----------|-------|
| 二町一反八畝二十五步 | 八郎右衛門 | 一町九反八畝步 | 市郎右衛門 |
| 一町五反七畝二十三步 | 甚右衛門 | 一町一反二十七步 | 七郎兵衛 |
| 一町九反六畝十一歩 | 茂兵衛 | 九反三畝二十九步 | 次右衛門 |
| 一町八反九畝二十一歩 | 甚七郎 | 九反九畝五歩 | 新右衛門 |
| 六反二十八歩 | 七郎左衛門 | 一町五反三畝十九歩 | 彌左衛門 |
| 一町一反二畝二十五歩 | 源左衛門 | 三反二畝步 | 門左衛門 |
| 一町八反七畝七歩 | 勘左衛門 | 一町八反一畝七歩 | 權右衛門 |
| 六反七畝二十七歩 | 源兵衛 | 一畝三歩 | 長兵衛 |
| 一反三畝十五歩 | 夾山寺 | 一反二畝一歩 | 宗傳寺 |

上畑二町九畝二十三歩 十石四斗八升二合二勺
 中畑五町九反一畝八歩 二十三石六斗五升六合四勺
 下畑十二町九反一畝七歩 三十八石七斗三升五合八勺
 古屋敷一反六畝四歩 六石四斗六升六合六勺
 新屋敷四反八畝十六歩 六石四斗六升六合六勺
 合計二十一町六反六畝二十八歩 七十九石三斗四升一合

外野分

下々野五反三畝二十五歩 總百 姓持
 中野六畝歩 甚七郎
 上野一反一畝六歩 甚右衛門
 同 四畝二十四歩 同 人
 同 五畝十五歩 同 人
 合 計 永二百五十七文

第六章 河川

神田上水は天正十八年徳川氏入府以來の計畫にて其の竣工は詳でないが、慶長頃までは江戸に上水の無かつた事は府内備考にも記されて居るから慶長以降には違ふあるまい、上水が本村の灌漑に至大の關係を有し農民の生活根源であつたことは云ふまでもなく、水車は明治末期迄設けられてゐた。

原を北多摩郡吉祥寺なる井の頭池に發して高井戸、中野、淀橋に至り玉川上水の分派を受けて落合に至り更に妙正寺川を併せて戸塚高田の堺縁を東流して小石川關口町に至る、水路五里二十六町餘戸塚に接する延長七百六十五間約十三町、水質濁濁、流狀稍急にして、舊時は漁撈を禁ぜられてゐた。

流域の地帯は井の頭より小石川に至る河沿の趾にして、今にも沿岸を掘鑿すれば往々上古の埋木蘆根等を發見することは里人の語る處である、即ちこの自然の流域を疏鑿したものであらう。之を地形上より觀るも兩岸多くは高地にて流域は其の中間の低地に在りて河川たるべき自然の狀態を具備して居る、此水舊時小石川關口より埋樋に通じて小石川神田日本橋京橋に給與された。水源及び樋榭修繕費は灌水田反別に依り課賦され、戸塚は久保田に堰張を設け分水は例年五月

乃至九月に官許の上にて行ふた慶應三年の賦金二圓九十錢二厘とある。

清水川

細流素々として戸山より落ち、大字戸塚地内を南北に流れて山手線ガード下にて神田上水に入る。

林川

其の昔諏訪の森辨天池より發して源兵衛地内にて神田上水に入る。

蟹川

太田道灌の狩に出でし地として人口に膾炙す、金川、加奈川、加二川とも書かれてゐる、下戸塚舊尾州藩戸山の池より發し馬場下を過ぎ、早稻田村中里村を経て、牛込山吹町小日向松ヶ枝町を経て江戸川に入る、一名戸山落とも云ふ。

第二篇 寺社の沿革

應仁の亂後神祇官の荒廢によりて神社其の者の維持實權は多く別當の手に歸し、諏訪神社は玄國寺、水稻荷は寶泉寺の掌握するところであつた、舊來本村は寺院地として勢威あり僧侶は武家と共に一種の團體自治を爲した、而も徳川氏は天主教を禁遏せん爲に宗門改めを行ふたので人民は必ず佛教を信じて籍を寺に係げた、これが所謂菩提寺である、宗門改帳は自然戸籍簿の如くなりて出産死亡ともに加除して寺院は戸籍係の役目を爲した、是に於いて寺檀の關係は堅く各寺ともに若干の除地を有した、されど舊幕時代神社の祭禮は今日以上に盛大に行はれた、云ふ迄もなく祭禮は公務上の事では無いが總村の共同自治精神を長養したことは明かである、此の日地持は經費の負擔を成して共樂の意を實にしたと古老は語つて居る。

第一章 神社の由緒

村社 水稻荷神社

所在下戸塚五百九十四番地、祭神は倉稻魂之命にて昔より下戸塚の産神で在る、神社は文龜元年辛丑年上杉治部少輔朝良の創祀せる所にして天文十九年庚戌年二月二十九日北條氏綱の時代、牛込主膳時國再興、後ち天和二年佐藤勘左衛門信次更に造營すと傳へらる、舊別當は天臺宗寶泉寺であつたが維新後廢さる明治七年四月三日社格村社に被定同四十年五月四日神饌幣帛料供進神社に列し、同四十一年十二月二十六日會計規則適用神社に指定さる。

社殿は天和以來數次の改修を経て、現建物は維新直前の造營なりと云ふ、社前に榎の大樹あり地上五尺の周圍二十八尺樹高八十尺樹齡四百五十年餘、俗に太田道灌つかみ押しの榎ともいひ、杜鵑啼分れの榎とも云ふ、昭和五年十一月天然紀念物指定となる相傳ふ元祿十五年神告あり、この樹の空洞より滴る水を以て眼を洗へば眼疾忽ち平癒すと、空洞今に存し旱天と雖も水涸れず、又大神の徳は火災を防ぎ衆生の長生すること水の草木を養ふが如しとて、里人夙に社を呼んで水稻荷と稱するに至る、境内は、民有地にて一千七百三十七坪、高臺に倚り眞に崇高嚴肅なる靈場を成す、大正天皇御即位を紀念して氏子中より花崗石大燈籠一對を奉獻し正面石鳥居の内側に建つ毎年九月九日例祭を行ふ社境に左の四社あり、社號及び祭神は左の如くである。

淺間神社

祭神

木花咲耶姬命

高木神社 同 高皇産靈神
 北野神社 同 菅原道真公
 三島神社 同 大山祇神
 浅間神社

俗に高田富士といふ、巖石を疊みて造りし假山あり、此の地に住せし富士山の先達藤四郎といへる者の發起にて安永九年中竣成したるものなりと、例祭日は毎年七月二十四日山開きの祭を爲す。

高木神社

初め第六天と稱し、早稲田大學構内大樅樹の下に祭られたるを明治十八年三月遷座す、例祭は七月二十三日である。

北野神社

往昔は牛込の總鎮守にして同區天神町に在りて顯はれたる神社である、正保三年祖心禪尼の願により尾州公戸山屋敷の地に移し、明治二十二年遷座す、菅公御神體は大橋龍慶の作と稱さる、例祭は五月二十五日である。

三島神社

上古三島明神の禿倉あり源頼朝の勸請にして、北條時代本村の守護恒岡彈正忠の再營と傳へる、村内三島の地にありたるを明治十年現地に泰遷せるものである、八月十六日例祭を執行さる神職は維新後齋藤氏の奉仕する處にして現社掌は齋藤直成氏、穴八幡神社と共に兼務す。現在氏子總代は左の如くである。

鈴木源次郎 内田昌吾 安井兼吉 桑原熊吉 齋藤米吉 相澤愛吉 村田徳三 鈴木市五郎
 五十子春太郎 海老澤藤四郎 蛭川久次郎 横山留五郎

村社 諏訪神社 所在諏訪九十番地

祭神は大國主命、事代主神、武御名方神にして弘仁年中從三位左大辨小野篁朝臣の祭祀する處、承和年中眞雅僧正再營と云ふ、永承年中源頼義父子奥羽征伐の時祈願有て凱陣の節武器を納む、文治五年源頼朝奥羽發向に及んで又祈願有り凱陣の後社殿を造營し、此時頼義父子を境内に祭祀して白旗社を創す、應仁三年太田道灌により再營せられたるも、元龜年中北條早雲の兵火に罹りて焼失す、天正年中從四位右兵衛督義直信濃國諏訪上下神を當社へ合祭し、寛永年中將軍家光造營する處となり、同じく家綱飼養の鷹を納むるに及んで將軍家の老鳥は代々本社に奉納するに



至つた。昔往本社の神領地供米耕田が今の宮田である、一の華表の建ちし處を鳥居淵と云ひ賽神たりし處を塞ヶ淵と名付けられた、天保六年社務所より出火神庫末社全山を焼失して舊記不詳に陥入た、其後營繕は徳川氏の再建に成つたが明治三年三月五日品川縣知事古賀一平の指令にて氏子の戮力によりて修復された、斯くて同五甲年十一月十九日村社に被定、同四十年五月四日神饌幣帛料供進神社に列し、翌四十一年十二月二十六日會計法適用指定せらる、是先明治十五年十一月二十九日明治天皇諏訪森射的場へ射的砲術天覽のため御幸被遊て畏しくも本社へ神酒鴨を被獻た、蓋し神徳の發揚する處であるが亦以て本社史上の精華であらねばならぬ。

境内官有地一千六百五十九坪全苑樹林を以て掩はれ崇高なる靈場を成す、社殿の修理は明治四十年に行はれて居るが輪奐清楚として神々しく拜殿は朱塗破風造りにて棟に金菊章を鏤む、前面に諏訪宮の金文字大額を掲ぐ佐々木文山の書、拜殿なる諏訪大神の金文字額は彰仁親王の御筆にかゝる。

往年の末社、大神宮天照大神。八幡神社品陀別命。阿多古神社火産巢日神。住吉神社綿津見命。琴平神社大物主神。稻荷神社受保命。北野神社菅原道真公。須賀神社須佐之男命。白旗神社源頼義公源頼家公。白鳥神社日本武命。御嶽神社大物主神太玉命。嚴島神社市寸島命は現在本社に合

祀せられた。例祭日は九月二十七日を以て行はる。

社掌は村岡善雄氏を繼いで現在村岡鏝一郎、同賢一兩氏與り、氏子は大字諏訪、大字戸塚、大久保町西大久保（新田を除く）同百人町及び牛込區の一部の總鎮守にして戸數約四千餘口を算す尙氏子總代は池田繁太郎、富岡鎌太郎、大野兼太郎、菊谷政次郎諸氏である。

無格社 天祖神社 所在 源兵衛五十三番地

祭神は天照大神。本社は此地の草創小泉源兵衛が正保年間に勸請せる所と傳へらる、境内民有地三百四十八坪、社殿建坪九坪、例祭は毎年九月四日に行ふ、氏子區域は源兵衛一圓、總代は小泉萬五郎、關口長太郎兩氏社掌は水稻荷社兼奉す、社有土地一筆大字戸塚千六十九番の二、畑二畝二十四歩あり。

無格社 稻荷神社 所在 戸塚八百四十六番地

祭神は豊受比賣命。本社は長享二年上杉定政の創建にして天正年間御鐵砲玉藥同心の所領地内に含まれ而して萬治年代民有地に移りし關係から鐵砲稻荷と呼ぶる、境内四段十三歩、舊來土地ツ子の崇敬奉仕する處にして昭和六年二月素木神風作りの社殿を竣成した、輪奐清楚にして由緒淺からぬ本社の有形的面目を一新したるものと云ふべきである。

無格社 天祖神社 所在 戸塚八百三十番地

祭神は天照大神。本社は永正十四年江戸の管領上杉朝良又は其子朝興の建立なりと傳へらる、徳川氏以前の創創としては社運開けず焼失後は久しく一基の石標も雨露に委してあつたが昭和三年十一月撤虔なる地元有志の奉仕に依り今日の社殿が竣成された。

無格社 宮田稻荷神社 戸塚三百四十六番地

祭神は倉稻魂神、素盞鳴尊、大市比賣神、大己貴命にて、官幣大社伏見稻荷を勸請合祀したるものである、舊來福德を授け、稻穀を播きたまふ神といふて、里人の信仰厚し、神社は元牛込馬場下の住人小栗慶作氏の創意にて、源兵衛八十五番地先に二千餘坪の神域を定め、鎮座せられしものを、大正九年十一月八日町會議員平野與三吉氏等卒先力を致して、現地に遷座せしものである、現在氏子總代に平野與三吉、奥野宗次郎、中村藤兵衛、中村萬吉、鈴木秀吉、中村兼吉、中村國太郎諸氏にて、縁日は毎月一日、十五日ある。

第二章 寺院の由緒

觀音寺 下戸塚百四十七番地

新義眞言宗南藏院末にして慈雲山大悲院と號す、本尊は十一面觀音を安置す、智證大師の作、立像長二尺許あり、開山は賢榮、寛文十三年起立す、寺内弘法大師堂は府内八十八箇所第五十二番の札所である、境内二百二十二坪墓地百二十一坪。

龍泉院 下戸塚五百八十五番地

眞言宗、南葛飾郡寺島村蓮華寺末にして松竹山と號す、本尊は正觀世音菩薩を安す、寛文十三年の創立にして開山は乗俊安政六年二月火災に罹りて舊記詳ならず。

法輪寺 下戸塚五百八十七番地

本門宗、萬年山と號す、騎河國富士郡北山本門寺末である、本尊三寶及び日蓮上人を安置す、開山日賢は寛文九年二月三日寂す、當寺は安政六年二月火災に罹り舊記焼失して寺傳詳ならず、されど舊幕時代は雪見寺と稱されて風流を謳はれたる寺なりと古老の語る處である。

寶泉寺 下戸塚五百八十九番地

天臺宗、禪英山了心院と號す、院號は延寶年中日光御門主より賜ふ處なりと云ふ、本尊は藥師如來、天慶四年藤原秀郷の開基、舊水稻荷の別當寺である、東鑑に「源家數代御祈禱所威光寺とあるは寶泉寺のことにて草創は弘仁元庚寅年なり」此寺往年四千五百四十坪の寺地を有する大伽

藍にして春日の作薬師如来、聖徳太子の作阿彌陀如来の尊像を安じ、境内昆沙門堂には慈覚大師の作多聞天像を置かれたと傳ふれども、今皆失せて正徳元年に鑄造せられた巨鐘のみ少かに古を偲ばしむるものがある。

亮朝院

戸塚飛地千六十二番地

日蓮宗、甲斐國身延久遠寺末にして如意山榮亮寺と號す、本尊三寶を安ず、開山は僧日暉師、始め和田戸山荒井山五明村に住し七面を祈る、明暦元年四代將軍家綱永く將軍の祈禱所と定めて方三十間の地を賜はりて七面の社地とせらる、斯くて同年起立して一寺となる、寛文十一年境内を尾張殿に賜はるに及びて現地に移されたるものである、梵鐘には元祿十五年六月十九日の銘文を彫る、又七字題目の大石塔あり、寛永四年丁亥三月二十八日願主尾州住高橋氏大工と刻す、北に續きて七面堂あり、本體は身延七面の像と同木同作なりと云ふ、七面天女と稱さる。

觀音寺

戸塚五百七十一番地

神田上水渠の東岸高臺に在り、大悲山と號し蓮花院と稱す、新義眞言宗にして大塚護國寺末である。本尊は觀正音、往昔中村氏入道して草庵を營み遂に一寺を爲せりと傳ふ、子孫外記は寛永の頃斷絶して其の墓境内に存す、弘法大師堂あり府内八十八箇所第八十五番の札所である、南に

薬師堂あり奥の院と稱す、石の大鼓橋を架し、無明橋の石碑を建つ、鐵舟の筆である、同所に「四方山に佛のちるさくらかな 要庵芳雅」の句碑あり、橋を渡れば大師堂次いて遍照殿あり、其の附近に鏡岩、履掛岩、押上岩、袈裟掛岩等を列ね、庭前には姿見井、三鈷松など題する風物が幽寂なる景致のなかに展開する、舊來廢寺同様の寺運を那須宥豐氏砥礪盡瘁、遂に今日の現狀に挽回せしめた、蓋し中興の祖とも稱すべく其の功績は没すべからざるものである。

玄國寺

諏訪百十四番地

龍池山上珠院と號す、新義眞言宗豊山派、護國寺末にして、本尊阿彌陀如来を安ず、古は中野寶仙寺の末寺であつたが元祿九年今の末に屬するに至る、本尊は長七尺行基の作、慶長六年の起立にして延寶年中盛源中興し、世々諏訪神社の別當寺である。武藏新風土記に「寺寶玉一顆、安産與樂の玉と稱す、此の玉始め北條遠江守時政の子相模守義時の妻難産の時、江の島辨財天へ參籠して感得し、其の加護に依て平産あり、其の後庵原左衛門尉頼景に授け代々相傳せしに、享保年中遠藤上原好右衛門吉重といふ者、岡野備中守恒成の家臣たりし頃、此の玉密々に御本丸御用としてしばし奉り、其の時に白銀など賜はると、吉重の孫茂右衛門寶曆十四年檀縁の因を以て當寺へ寄附す云々と、又南向茶話に「玄國寺往古大寺にて三世六佛三千佛を安置しける由兵亂之

此に多く紛夫して今僅に残る」云々とあり、此の寺天保五年焼失して同十年再建せしものである

土 屋 地 藏

玄國寺墓地に隣接して堂宇を成す、相貌圓滿慈悲の石像を安置す源兵衛村土屋氏の下屋敷より掘出され、天明七年此の地に灌頂するに及んで土屋地藏尊と稱するに至つた、又一名田植地藏尊とも云ふ、玄國寺の舊記に「附近の田に旅僧の屹然として田植に従事せらるゝあり、里人の稿はんとすれば影を失ふ、不思議に思ひたるに地藏尊の膝下泥田に塗れ居たりて此の名起れりと載す舊來賽者絶へず香煙妻々として上る。

玄遊寺

戸塚久保田五百七十二番地

淨土宗、智恩院末寺にして、寛永六年上州新田金井の領主金井縫殿之助を開基とし、開基の弟勝譽碧山和尚を開山とし、一小精舎を東京市牛込區馬場下町十四番地に建立して、開基一族の菩提所としたるも世の變遷と共に盛衰消長をまぬがれず、遂に住職の常在も得難くなり、殆ど廢寺同様たりしを、大正十年現任職宮澤說成師、其の師僧にして大本山百萬遍法主大僧正司教宮澤說普上人と計り、地主名村家の協賛を経て現在地に移轉建立せるものである。

「延命地藏尊」同境内に大地藏尊を安置す、延命地藏尊と稱へる、其の端嚴美妙の圓滿相は如何にも慈悲に溢れて居る、靈驗著しいと云ふので尊信するものが尠くない、菩薩は今を去る壹百六十年前宇田川權之助により建立せられ牛込區市ヶ谷町京恩寺境内にありしを說成師力を致して、こゝに移轉安置せるものである。

延命地藏尊十益を傳ふるもの左の如くである。

土地豊穰 家宅永安 先亡生天 現存益壽 所求遂意 無水火災 虚耗碎除 杜絶惡夢 出入神護 多遭聖因

太日堂 本尊は太日覺王如來である、密教では非常に尊重せらるゝ佛様にて、本尊とするものに京都の東寺、紀州の高野山などがある、智慧の法身にましまし、一切最勝三摩地と名づくる定から説いた一の呪文があつて佛を信じ呪文を唱へると病を治し安産が出来ると言はれてゐる、亦學問の守護と稱して四隣の歸依淺からざるものである。その垂跡を繹ぬれば夙に神田五軒町に所在せしを、或日大教正靈夢に依り、現地に堂宇を移し果然大震災に厄を免れ給ふた奇瑞がある。現堂主は大教正棚場千代子女史にて、天正八年母堂岡いそ子刀自より法燈を繼承したるものである。尙刀自は本年六十八歳佛恩に依りて矍鑠壯者を凌ぎ現に二荒、御嶽兩山の先達として感恩思想の振作に力を致してゐる。

放生寺 舊時南寺町 牛込高田町一三

四四

眞言宗にして本尊は正觀世音菩薩である、寛永年間に幕府の手で造立さる、穴八幡神社別當寺院にして、沙門良昌が開いたのである、中腹に洞穴があり、中に金銅の阿彌陀佛が立たせ給うたので穴八幡と稱したと傳へらる、元祿年中に山内の造營が行はれ結構が備はるに至つた、舊來將軍家綱初め總じて武家の信仰を蒐めた、寺内官有地六百六十四坪、宅地百五坪、檀徒二十五である。現住職岡饒海師は前住松橋祐善氏の法弟にして、昭和六年法燈を繼承して第二十二代に當らる。

爽山寺

舊時戸塚大久保新田に最勝山と號する禪寺があつたが、正保の頃に一旦廢寺となり、慶安元年に再興したが、明治七年四月駒込吉祥寺に合寺して墓地だけ現存して居る。

眞定院

下戸塚五百五十五番地に起立されていたが維新後廢寺、同じく墓地現存。

東福院

古義眞言宗の寺、今の大隈會館内にあつたが維新後廢寺、墓地は眞定院に合した。

此の外寺領たるものに下戸塚の濟松寺、牛込自證院の戸塚に於て二丁五反九畝二十九步、石高九石二斗七升八合五勺、芝増上寺の戸塚に於て畑一丁六畝十五步、石高五石九斗九升宗傳寺の一畝二畝一步等があつた。

第三章 名所舊蹟及傳説

3. 明治大帝の行營

明治十五年諏訪、森、近衛射的場の開設に及んで、同年十一月二十九日 明治大帝には畏くも射撃天覽の爲めに臨幸あらせ給ふた、兵馬漸く鎮まりて、早くも車駕を仰ぐ村人の歡喜は、皇運萬歳を唱へまつる聲と共に永へに高鳴るものである。

2. 宗良親王陣營地

建武の昔、南風競はずして天日爲めに暗し、雲霧を排して荊棘を拓かんとする忠臣所在に起れども成らず、信濃宮宗良親王は後醍醐天皇第三の皇子、金枝玉葉の御身に涉らせられながら、回天の志堅く、正平七年壬辰新田義興の一族を率ひて足利勢と武藏野に矛を交へ給ふた、當時畏くも下戸塚寶泉寺の山林に陣營を張られたと云ひ傳ふ。南向閑話に「禪英山寶泉寺の處いにしへ新

四五

田家の陣處にこれ有由申傳候、今に旗立櫻として有之候、冑掛梅とて只今稻荷神社の前池の邊に有之候、日夏繁高の兵家茶話と申書に、後村上天皇正平七年新田家信濃宮を供奉して武藏野に合戦あり。

君が爲め代のため何か惜からん捨て、かひある命なりせば

と宮の詠じさせ賜ひしにや、其の陣所今の武藏法泉寺の古跡云々とある。

2 山吹の里

山吹とは元下戸塚村内の一小字にて舊高田馬場北方であるが太田道灌の故事賤の家の在所は詳でない、道灌或日金川の邊に鷹野に出で急雨に逢ひ簀を農家に求めて賤しい女から山吹の一枝を出された、道灌は其の意を解せず後にそれは後拾遺集に擧げられる中務卿兼明親王の詠「七重八重花は咲けども山吹のみのひとつだになきぞ悲しき」の古歌によつて簀のないことを諷したものであると聞いて大に恥ぢこれから歌道に入り斯道の達人となつたと云ふ、併ながら少女は言はず花語らずとて詩人などにも持て囃された有名な噺ではあるが歴史上から見ると道灌は當時かく無學ではなかつた、彼は九歳にして五山の一たる建長寺に學び十一歳にして文章を草して才筆を謳はれた程にて讀書萬卷和歌も堂に入つたものであつたと思はねばならぬ、されば此の噺も實際は

有り得ないことになる、然し是等は歴史的に興味あり、價值ある此の地に於ける美しき挿話として何時までも傳へたい、和漢三才圖會、俗説辨、艶道通鑑等に山吹の里は鎌倉又は神奈川縣杯と云ふが戸塚の金川といへるに思よせての説であり皆肯定するに足らぬ。

此の賤の女は京家の武士にて應仁の亂より脱れて此の國に下り住するものゝ娘にて名を紅皿といへり、後年道灌の妾となり歌の友となる、文明十八年七月道灌相州糟谷に亡びてより尼となりて、大久保邊に庵を結び晩年を送つた、東大久保天神前大聖院境内にある紅皿塚は其の名残りなりと傳ふ。

1. 杜鵑の名所

水稻荷境内舊毘沙門堂の邊は杜鵑の名所とされた、續江戸砂子に「時鳥高田の里毘沙門堂の森寶泉寺」と載す、江戸名所圖會にも「此の地時鳥は世に勝れて早く啼く故其の名を得たり」と見ゆ、今下村邸に入る。

2. 高田馬場

元祿七年二月七日堀部安兵衛が仇討事件によりて普く世に知らるゝ場所である、口碑に源頼朝此の地に於て軍の勢揃へを爲した舊跡と云ひ、武田信玄が乗馬を試みた跡とも傳へ居るが採否の

限りでない、慶長年間越後少將忠輝卿母堂高田殿のために芝生を植えたのが始まりで爾來高田の馬場と稱すと傳ふ寛永十三年將軍家光馬場に築造して弓馬の訓練に當て、而も徳川氏は國家安全の祈願のために嘉例として此の地を以て流鏑馬の式を行ふたので延寶天和の頃には雜司谷鬼子母神へ參詣する人々を集めて賭的の催しが起された、それに囃子放開の類まで出越したので土地の農家が俄か出茶屋を開いたのが現時茶屋町の始まりである、嘉永頃には飯塚屋五郎兵衛、武藏屋長八、甲州屋市右衛門、大刀屋武平、藤屋嘉平、川口屋四郎兵衛、北村屋武右衛門、中村屋といふ本格の茶屋が八軒となり、田樂燒團子等をひさぎ後には赤襷の女中も置かれて居る。馬場は東西六町南北三十間餘の方形にて南に馬見所があつた、現在の下戸塚四百四十八番地から四百五十四番地に至る地先が馬場跡である、明治維新後は畑に耕されて桑茶が植へられたが、年を追ふて並木は拂はれて人家建續き全く舊觀を留めず、あたら名跡を失ふた。

明治四十二年秋、舊馬場の地域に茶店甲州屋の裔行田久藏氏が堀部安兵衛の遺跡碑を建つ、西園寺公爵の篆額にて撰文は信夫榮氏、書は日下部東作氏と見ゆ、此處で少しく安兵衛仇討に及んで見る、安兵衛は元中山武庸と稱する越後長岡牧野藩の浪士にて年少にて兩親を失ひ夙に江戸に出で、劍を堀内源太左衛門に學び忽ち麒麟兒たるの譽を得た、偶々叔父伊豫西條藩士菅野六郎左

衛門が同藩士村上庄左衛門兄弟及び中津川祐見等と武士道の意氣地より果し合ひをした際、駈け付けて多數の敵と渡り合、即座に叔父の仇を討ちとつたので安兵衛の武名は一時に高まつた、後年赤穂藩士堀部彌兵衛に懇望せられて同家の養子となり、馬廻り役を勤めて居たが、主家斷絶後は赤穂四十七士の中堅となり其の終りを全うして、重ねて美名を後世に傳へることになつた、觀じ來れば當年の鹿の子しごきの主人公後ちの妙海尼も亦一抹のエロ味を點綴して、高田馬場を彩とつた見遁せぬ人物とせねばならん、去りながら妙海尼の墓石は同じく泉岳寺義士墓前に在り、安永七年二月二十五日に卒去、九十三歳とあるから、當時は七歳、斯くては結婚問題には聊か疑わないでもなる。

三 島 山

舊高田馬場の北に當り山吹里の後園にあり、古松四五株繁茂せる樹蔭に三島明神の禿倉あり、相傳ふ源頼朝高田に軍兵の勢揃ありし頃、此の御神を勸請すと、山岸に少し計りの甘泉あり、これを山吹の井と呼べり、或は三島明神の御手洗、又は頼朝の馬冷し場なりといひ傳へり、此の地に百姓理十郎屋敷地九十坪を有した。

荒 井 山

日本美術學校附近にて往古は荒蘭山と稱す、海水浸せし土地なりと傳へらる、舊幕時代雲雀の名所とされた。

2、 倭藤太秀郷船繫の松

松は諸木にすぐれて古今の色なく十八公の榮へ一千歳を傳へられ東武三十六名松に數へらるゝものに、舊寶泉寺毘沙門堂前の千歳の松、影向の松あり、此の松藤原秀郷船繫の松とも稱へらる天慶三年二月十三日秀郷平將門の首を擧げて天慶の亂全く平定した後、都に上る際船より此處に上陸したるより起れりと云ふ、屋敷今は下村邸に入る毘沙門堂址には少やかなる六角堂建立され多門天御前元祿九年とある盪石残り、傍に阿彌陀佛の石像を安ず文化三年建立とす、又其の昔ロ「マンスを謳はれたいもりの池も少かながら佛を留められて居る、時勢の變遷推移によつて昔のやうな風趣が次第に亡びてゆく中に尊い保存である。

2、 赤井屋敷

大字戸塚久保田の地にて、今の名村邸附近は赤井氏の住せし趾なり、土俗に傳ふ所によれば赤井氏は戸塚村の草創にして、ある年の元旦、禁令の鶴を射落して闕所されしものなりと其の墓觀音寺内に存す、五輪塔にして背面に明暦元年云々と刻す。

2、 面影橋

姿見の橋とも云ふ、舊時此の橋よりする流螢のながめは宇治の流螢に比されて名所地とされた江戸砂子に「淀橋を姿見ずの橋と稱せるに對して、之を姿見の橋といふ、古昔中野長者の娘、淀橋より入水したるを此の橋にて發見せるによれりと、又南向閑話には異説を記せり、明應年中の頃此の里に和田勲負佐守祐といふあり娘に於戸姫といふ容色勝れたる者ありて、婚を求むる人多きなかに小川左衛門次郎義次に嫁した、其の友村山三郎武範といふ者、小川と親しく交りけるに妻女を奪はんとばかり、小川が宅へ行き對面中透間を見て小川を差殺しける、於戸姫長刀を以て村山と相戦ひ逃れんとする村山の足を薙げれば從者おり合て村山を討留む、妻悲哀にたへず髪を切り夜に紛れて家を出で去りぬ、此の川邊に至りて。變りぬる姿見よとや行水にうつすかゞみの影ぞ恨めし。と詠じけり又月の出るを見て。限りあれば月も今宵は出にけり昨日みし人今はなき世に、其の後此の河に投死せしよし、右の詠歌の義にて後人姿見橋と名付ける」又同稿に「玄國寺の僧の説に云く、佛の橋は往昔在原業平朝臣東國へ下向の頃、此の橋の處にて詠歌あり依て名付くるよし其の歌今忘れたり」とあり眞偽果して如何。

2、 日清日露役の彰忠碑

源兵衛向原にあり、日清日露兩戰役に從軍せる本町出身兵士の忠烈を表彰せん爲に戸塚町兵員慰勞義會の發起にて建設せるものである、表面彰忠碑の文字は奥元帥の揮毫に係る、碑陰に戰死者二名從軍者四十一名の氏名を鐫る。

大隈會館

故大隈重信侯の舊邸にして早稻田大學正門前に在り、方今大隈會館が東京の新名所として人氣を蒐めて居るのは嘗に故侯に對する崇敬仰慕の念慮に出づるのみならず、一は庭園建築の上に自ら偉人の性格が反映して居るからである。

同所は舊高松藩主松平讃岐守の下邸にて維新後松本病院、英學校等の敷地となり、明治七年侯の所有に歸した、而して侯は同二十二年以降常住せられ、大正十年十二月薨去の後侯の遺志によつて早稻田大學に寄附されて其の所有に移り、爾來大隈會館と稱されて偉人の跡を偲ばんとする人々の爲に、邸宅を開放するに至つた。

春夏秋冬、朝夕の散策に世界的偉人が樂し氣に歩いた庭園は偉人去つて後も四季の景觀を改めない、先づ大隈會館の門を入れば高野槇に寒竹をあしらひし垣に添ふて韓門扉の門が設けられる之が庭園の入口である、門を入りて左へ行き、次第に右へ進めば、左方に婦人室、書齋の二室が

眼に着く、之に對する芝生には侯の生前尤も愛し人にも誇られた大きな柿の樹がある、こゝを過ぎて大書院前に出づれば、此の庭園の中心とも云ふべく四邊の風趣、眞に天下の名園たるに反かざるを味ふ、仰げば地藏山の老松は清流の上に蟠屈し、寒竹は山の裾を這ふて居る具合は正に一幅の繪畫である、大書院に續いて侯の居間があり、其の北方に洋館の寢室がある其れより十字路に出で小逕を西にすれば侯の母堂が居られた、後に久満子刀自の住まれた室、現侯爵夫人の居室に當てられた部屋及び小供室がある、こゝより天神山に出づる路に松見の茶屋がある、亭は松平家時代のものに侯が改築された茶室にて、瀟洒淡雅、常に外客を引見して國風の特色を示された天神山には大隈家の祖先たる菅公廟がある、次いで稻荷山、躑躅山、地藏山、紅葉山等、優麗清爽、閑雅幽寂なる景致を展べて、一日の清遊を樂むに充分である、而も室内には侯生前の愛讀書侯の手澤を印した机や椅子其の他珍什名器すべて生前の儘に、鄭重に保存せられてさながら故侯の風采を眼前に髣髴させる趣がある。

提灯行列の元祖

情熱の赤誠を象徴する提灯行列は、今は三家村裡にも行はるゝほど普遍化してゐるやうなもの、其の初めは明治三十五年十月二十日東京專門學校創立二十週年の祝典に於て、早稻田大學と

改稱することを宣言したる時、朝野の歡呼に提灯行列が行はれた、之が我邦最初の提灯行列なりと云ふ。

4 墳 墓

儒者 金谷玉川墓 亮 朝 院

名英字世雄 稱英藏 松崎觀海門人 寛政十一巳未年十一月七日歿 年四十一

儒者 土屋訥齋墓 亮 朝 院

名辨幽字士明一字反求 寛政五癸丑年一月歿

詩人 宮瀬龍門墓 玄 國 寺

名維翰字文翼稱三右衛門本姓劉氏紀州人、明和八辛卯年正月四日歿 年五十三

第三篇 明治維新後期

第一章 維新後の戸塚

徳川氏十五代二百六十五年、慶應三年十月四日將軍大政の返上を朝廷に奉りて、茲に王政復古の大業成り、越へて四年九月十六日年號を明治と改定され、同年十月十三日には晴れ渡る空に翻る錦旗を東京に仰ぎ迎へるに至つた。

元より戸塚の地は舊幕臣の居を構へたるもの尠からず、維新後此れ等の邸地は土地となり、明治三年十二月には下戸塚濟松寺領も公收せられて幕臣は全く離散し空屋敷には雜草生へ茂りて一時は犬蓼の花門を守る荒涼さを來たしたとは今尙古老の語る所である。こゝに於て明治大政官は頻りに此の開墾を民間に奨励する處となつたので、高田馬場の地を始めとして盛に茶桑囊荷等が栽培されて來たのは此の時である、次いで明治六七年の交より此れ等の土地を夫々拂下を實行するに及んだが、當時の地價は千坪に付金三十圓位にて、多感の詩人をして寮斷礎書樓地。鋤作千

畦蕎麥花と歌はしむるに至り、之に比して米價は一石に付金四圓四十二錢三厘一毛（大日本租稅誌）とあり、土地一坪の値は米一升の價にも及ばなかつた事が知られる。

大小區制當時に於ける本村居住戸別は大凡左の如くにて、長き過去に溯れば代々の間には諸國から移住した人達もあらうが、多數は草分けとなつた舊家から、漸次枝葉を分けて分家し山中曆日ない様な平和の中に一郷の自治と隣保互助の生活を營なんて來たものである。

戸塚村

中村龜太郎 中村權次郎 中村德次郎 小林清兵衛 原田金藏 中村宗五郎 中村源之助 中村壯次郎 奥野善三郎 中村傳左衛門 中村清藏 中村新八 中村馬五郎 中村常五郎 白井彌左衛門 中村儀右衛門 守能ちか 富岡茂吉 鈴木久右衛門 鈴木由太郎 鈴木岩兵衛 中村熊吉 鈴木吉左衛門 林祐市 中村平右衛門 櫻井源助 井上安藏 吉永久平 中村忠右衛門 中村伊右衛門 中村茂左衛門 中村勘兵衛 中村利右衛門 中村留之助 中村金太郎 中村勝太郎 中村友次郎 中村甚五郎 中村久八 指田甚左衛門 中村惣次郎 安藤榮吉 小田新之助 内村太郎 野村仁右衛門 石井彌五左衛門 山崎伊兵衛 石井市太郎 石井太左衛門 保坂半右衛門 保坂半四郎 保坂庄兵衛 島田鐵藏 中村重右衛門

源兵衛村

小泉萬五郎 小泉金太郎 小泉彦五郎 小泉勝五郎 小泉卯之助 齋藤鐵五郎 齋藤泰行 齋藤留五郎 關口友五郎 山崎清吉 醍醐藤五郎 醍醐兼吉 田所丑五郎 鈴木綾五郎 横田與七 關口傳兵衛 佐藤常信 笠井傳兵衛 橋本清兵衛

諏訪村

池田榮次郎 池田與之助 蛭川銀次郎 蛭川平次郎 蛭川吉五郎 醍醐孫次郎 荒井萬五郎 北田金吉 荒井豊次郎 荒井清次郎 荒井鎌次郎 荒井金五郎 池田庄太郎 池田文五郎 小泉甚五郎 横山常吉 佐渡金藏

下戸塚村

清水家 朝比奈一 相良剛造 妻木頼英 比田重正 小川康平 指田七左衛門 齋藤彦太郎 高麗虎 松村常藏 松村松之助 飯塚五郎兵衛 齋藤長八 行田市右衛門 大館武平 藤屋嘉平 福本四郎兵衛 北村武右衛門 鈴木三之助 福田喜太郎 福田權十郎 野村勝五郎 桑原長右衛門 岩田金太郎 高柳文助 山瀬 稻葉稻清 川瀬眞興 川井ツル 五十子次左衛門 鈴木甚四郎 小川重次郎 鈴木小平次（半込區編入者略）

以上は清水家家臣以外總じて農、植木業を營む、中にも庭師銀次郎は柳營の出入を許され、維

新後は宮内省御用も仰付られたほどの文人流の風致に徹底した名人も出で、植木屋村としては夙に其の名を謳はれた。

謂ふ迄もなく戸塚町今日の發展に寄與したるものは何といつても早稻田大學創立の賜であらねばならぬ、同校は明治十五年十月開校の東京專門學校に端を發し、現在數萬の學生を收容する私立大學に冠たるものであるが、其の創立の狀況を叙したるものに「近頃まで蘘荷畑であり稲田であり、西は穴八幡より高田馬場、北は關口目白臺まで一望際涯なき廣漠た、田野なり、爾來日に月に開き行きて明治三十六年大學の地位に昇格したる頃より蘘荷畑稲田は次第に開拓せられて戸塚の振興は年毎に其の勢力を強め來つたのである」と記さる、蓋し「都の西北早稻田の森……」は早稻田大學の光輝ある校歌であるが亦以て戸塚發達の考察史とも見るべきである、而も時代の推移と共に膨湃として起り來りたるころの人口の都市集中は溢れ出づる洪水となりてその環裳地帯を浸すところとなり、今や戸塚町は東京市の擴大の結果として或は遠心性に依る間接の反映として膨大を來し、其の關涉事象と有機的依立關係は實質的に東京市と相共に榮え相共に存すべき根據は醸成するに至つたのである。あつたや ↓ あつたや

第二章 行政機關の變遷

維新後新政府の統治下に移りて全村は武藏縣に屬する處となつたが、明治二年二月品川縣の置かるゝに及びて亦大部分は之に屬し他方二番組に編入された、(後年牛込區に入りたる下戸塚の一部は東京府内に編入さる) 同年三月十二日、名主中村甚右衛門は地方二番組中年寄を命ぜられ同時に下戸塚村の福田七左衛門源兵衛村の小泉萬五郎は夫々村年寄を命ぜられた。

同四年十一月十三日品川縣を廢止し同時に本町の全區域は東京府に屬し、下戸塚、戸塚、源衛の三村は現在牛込區に屬する「關口水道町、小日向松ヶ枝町、山吹町、中里町、天神町、榎町東榎町、南榎町、辨天町、早稻田町、南早稻田町、北早稻田町、馬場下町、喜久井町、三十人町若松町、戸塚町、高田町、關口町、小日向町、中里村、早稻田村、牛込村」と聯合して第三大區七小區となつた、所謂大小區制を施すものにして、區長は警察事務を専ら取扱ひ、小區の長を戶長といひ、舊來の村年寄を以て副戶長に任じて一般行政の衝に當らしむるに至つた。

而して同六年三月に至りて市内と鄉村の區界が名實相伴はないとして區劃の改正が行はれ、新に四谷永住町、市谷富久町、大久保余丁町、牛込若松町、同高田町、關口町、早稻田村、中里村

牛込村と聯合して第八大區四小區と改編され、事務所を穴八幡神社内に設けられ、戸長に館川義行、副戸長に中村龜太郎、小泉萬五郎、西山藤次郎が命ぜられた。

諏訪村は維新後管轄を異にし、當町は大久保村其の他と共に第八大區三小區に屬し、年寄、次いで副戸長には池田榮次郎が就任す。

同八年副戸長は地租改正係を命ぜられ、翌九年地租改正の事終るや、第三第四兩小區は併合して、役場は内藤新宿高松喜六方に置かれた。

同十一年十一月二日大區小區の稱を廢して郡治分割を示達し、且つ町村を獨立せしめて行政區劃を明かにし村毎に戸長を置き村治に衝らしむるに至つた、此の時中村龜太郎は擧げられて、戸塚、下戸塚、源兵衛、牛込、中里、早稻田の六ヶ村聯合戸長となり、役場を戸塚村の自邸に設け繼續して町村制施行の日に及んだ。

同二十二年我が自治行政の一新紀元と云ふべき町村制の施行に際して從來の聯合村たる戸塚村下戸塚村、源兵衛村は更に諏訪村を組入れて一村となり、新に戸塚村と命名した、而して村長に中村龜太郎を公選す、此の際組合村たりし、牛込、中里、早稻田の三村は市内牛込區に編入せられ、且つ元戸塚村の内和田戸山の地も亦同區に改編さる、今の牛込區下戸塚町にして穴八幡神社

附近地である。

之より先、本村の村高を減じて陸軍の用地となる、所謂戸山ヶ原を成すものは、明治八年六月大字戸塚の畑地七畝三步、同十年三月大字戸塚の山林畑地合計四町七反六畑歩、大字諏訪の畑地二町六反九畝、同二十三年六月大字戸塚の畑山林合計七町三反五畝歩を分割された。

斯くて新に戸塚村なる自治團體の基礎形成せられてより二十有五年、大正三年一月一日町政を施行するに至つた。

歴代町村長及助役、収入役は左の如くである。

| 村 | 就任 | 退任 | 氏名 |
|------|--------------|-------------|-----------|
| 村長 | 明治二十二年六月十九日 | 同二十六年六月二十五日 | 中村 龜太郎 |
| 村長 | 明治二十六年六月二十六日 | 同三十年六月二十二日 | 比 田 重 正 |
| 村長 | 明治三十年六月二十三日 | 同四十二年五月二十四日 | 福 田 芳 之 助 |
| 事務管掌 | 明治四十二年九月十日 | 同 年十月十二日 | 藤 井 孝 三 |
| 村町長 | 明治四十二年十月十二日 | 大正五年八月二十九日 | 粕 屋 義 輔 |

| | | | | |
|-------------|-------------|--------------|------------|-------|
| 町 長 | 大正五年九月十八日 | 同 | 六年七月十三日 | 福田芳之助 |
| 町 長 | 大正六年十月二十四日 | 同 | 十二年二月二十四日 | 早野教暢 |
| 臨時代理 | 大正十二年三月七日 | 同 | 年三月二十日 | 太田資行 |
| 臨時代理 | 大正十二年三月二十八日 | 同 | 年七月二十五日 | 久保田義朗 |
| 町 長 | 大正十二年七月二十五日 | 同 | 十四年二月六日 | 鮫島雄介 |
| 事務管掌 | 大正十四年二月十六日 | 同 | 年三月十六日 | 村木經勁 |
| 町 長 | 大正十四年四月十一日 | 同 | 年九月八日 | 大塚義太郎 |
| 事務管掌 | 大正十四年九月八日 | 同 | 年九月十九日 | 江成濱次 |
| 臨時代理 | 大正十四年九月十九日 | 同 | 年十月十二日 | 有田章次郎 |
| 町 長 | 大正十四年十月十二日 | 同 | 昭和四年十一月十一日 | 横山襄 |
| 町 長 | 昭和四年十一月十二日 | 現任 | | 野中富三郎 |
| 助 役 | | | | |
| 明治二十二年六月十九日 | | 明治三十年六月二十二日 | | 福田芳之助 |
| 明治三十年六月二十三日 | | 明治四十二年五月二十二日 | | 池田繁太郎 |

| | | | | |
|--------------|--|--------------|--|----------|
| 明治四十二年八月二十六日 | | 明治四十二年九月十日 | | 中村銀次郎 |
| 明治四十四年十月二十五日 | | 大正四年十月十七日 | | 醍醐平次郎 |
| 大正四年十月十八日 | | 大正六年十月二十四日 | | 中村金正 |
| 大正五年八月十五日 | | 大正十年十一月四日 | | 早野教暢 |
| 大正六年十一月五日 | | 大正十二年十月十三日 | | 岩田千太郎 |
| 大正十一年八月九日 | | 大正十四年二月十六日 | | 荒井銀次郎 |
| 大正十三年三月一日 | | 大正十四年九月八日 | | 醍醐平次郎 |
| 大正十四年四月七日 | | 現任 | | 内田昌吾 |
| 昭和二年十一月五日 | | | | 比田井團次 |
| 收入役 | | | | |
| 明治二十二年七月八日 | | 明治二十六年六月二十八日 | | 兼掌 中村龜太郎 |
| 明治二十六年六月二十九日 | | 明治三十年六月二十八日 | | 兼掌 比田重正 |
| 明治三十年六月二十九日 | | 明治四十二年八月三十日 | | 兼掌 福田芳之助 |
| 明治四十二年八月三十一日 | | 大正二年八月三十日 | | 松村桂藏 |

| | | |
|------------|------------|-------|
| 大正二年九月二日 | 大正五年九月一日 | 野村長太郎 |
| 大正六年九月四日 | 大正十年九月五日 | 松村桂藏 |
| 大正十年十一月十五日 | 大正十一年八月八日 | 荒井銀次郎 |
| 大正十一年八月十五日 | 大正十一年九月二十日 | 水野勝太郎 |
| 大正十一年十二月八日 | 昭和二年十一月十日 | 内田俊亮 |
| 昭和二年十二月九日 | 現任 | 稻葉正太郎 |

六四

第三章 府 政

明治元年五月十一日、江戸府を置き、總督府は江戸市取締を徳川舊臣に委ねられ舊社奉行、勘定奉行、町奉行に府政の總てを處理せしめた、同月十九日江戸府を廢し、江戸鎮臺府を置き、南北市政裁判所、社寺裁判所、民政裁判所を設けて別に府の事務を分任せしめた、同年七月十七日江戸鎮臺府を廢して東京府廳を設け、市政、社寺の事務を廳内に移し、同時に民政裁判所を會計局と改めた、爾來區劃の集散、事務の離合に幾曲折を経たることは謂ふまでもなく、其の間政府は屢々地方議會の開設に關して訓示を發するところありて、遂に明治十一年七月府縣會規則の

發布となり、民選の地方議會が認められるに至つた。

歴代知事は左の如くである。

| | | | |
|----------|-------|---------|-------|
| 任 官 | 任 官 | | |
| 明治元年八月 | 烏丸光徳 | 同 年十二月 | 大木民平 |
| 同 二年十月 | 壬生基修 | 同 四年七月 | 由利公正 |
| 同 五年八月 | 大久保一翁 | 同 八年十二月 | 楠本正隆 |
| 同十二年十二月 | 松田道之 | 同十五年七月 | 芳川顯正 |
| 同十八年六月 | 渡邊洪基 | 同十九年三月 | 高崎五六 |
| 同二十三年五月 | 蜂須賀茂韶 | 同二十四年七月 | 富田鐵之助 |
| 同二十六年十月 | 三浦安 | 同二十九年三月 | 久我通久 |
| 同三十年十月 | 岡部長職 | 同三十一年七月 | 肥塚龍 |
| 同三十一年十一月 | 千家尊福 | 同四十一年三月 | 阿部浩 |
| 大正元年十二月 | 宗像政 | 同三年四月 | 久保田政周 |
| 同 四年七月 | 井上友一 | 同八年六月 | 阿部浩 |

六五

同 十年五月 宇佐見勝夫 同十四年九月 平塚 廣義
 昭和四年七月 中川 健藏 同四年十月現任 牛塚虎太郎
 豊多摩郡を選挙区とする東京府會議員の定数は九名、現議員は左記の如くにて昭和三年六月の
 當選である。

| | | | |
|-----------|---------|----------|--------|
| 淀橋町 柏木二二三 | 川本 金太郎 | 澁谷町 猿樂三九 | 朝倉 虎次郎 |
| 井荻町 上井草 | 内田 秀五郎 | 澁谷町 氷川五四 | 吉田 孟文 |
| 中野町 雑色一四六 | 伊藤 金左衛門 | 杉並町 高圓寺 | 三上 英雄 |
| 淀橋町 柏木一二四 | 井上 熊夫 | 大久保 百人町 | 小針 孫太郎 |
| 澁谷町 松濤三 | 永谷 武右衛門 | | |

因に本町居住者にして從來當選者を出ださず。

第四章 郡 政

維新以降施行した大小區制も便ならずとして、明治十一年十一月之を廢し郡區行政區劃を示達し郡名を復唱するに至つた、蓋し王朝郡制の復興にして維新官治の整頓とも謂ふべきであらう、此の時郡の分割により豊島郡は南北二郡に分れ、下戸塚、戸塚、源兵衛、諏訪の各村は南豊島郡の支配に屬し、更に同十四年四月東多摩郡と聯合郡を形成したが、同二十九年四月以上二郡を廢し、其の地域を以て新に豊多摩郡を起し、而して大正十二年三月郡制は廢止する處となつた、惟ふに郡自治體の自治實績の如何は姑く措き、少くとも三十餘年來運営せられたる郡の自治が消滅し、三級自治構成が二級組織に変更するに至つたと云ふことは何と云つても地方制度上に於ける一大變革であつた。

大正十五年六月三十日郡役所閉鎖に至るまでの歴代郡長は左の如くである。

南豊島郡長

任 官

明治十一年十一月 本橋 寛政

南豊島郡東多摩郡聯合郡長

明治十四年四月 梅田 義信 同十六年七月 江連 堯則

同十九年八月 益田 包義 同二十三年十一月 藤井 一虎

豊多摩郡長

明治二十九年四月 藤井 一虎 同三十年三月 岩田 士景

同三十三年六月 丸山良香 大正元年八月 正木虎藏
 同 七年一月 瀬古保次 同 九年二月 東松四郎
 同十一年四月 服部良太郎 自十三年十一月 藤江陣太郎
 至十五年六月
 郡會は明治三十二年九月を以て第一回の選舉を執行し、戸塚村以來定員は一名にて、當選議員は左の通りである。

明治三十二年九月三十日 當選者 福田芳之助
 同 三十六年九月三十日 當選者 中村龜太郎
 同 四十年九月三十日 當選者 中村龜太郎
 同 四十四年九月三十日 當選者 松村桂藏
 大正四年九月三十日 當選者 早野教暢
 同 八年九月三十日 當選者 内田昌吾
 同 九年十一月三十日 當選者 醍醐平次郎

第五章 町 政

明治維新後、人權思想の發達は人類文化が自由主義の基礎の上に築かるゝ機運に向ひ、果然明治十一年七月には町村編制法の發布となりて町村公共の事務經費の支出を町村會の議決に委ぬるに至り、次いで同十三年四月には町村會法を設け、同二十一年四月には町村制が發布され、これには特に上諭を附し、制定理由書を公けにして地方自治の趣旨を敷衍されたのである。その上諭文は次の如くである。

朕地方共同の利益を發達せしめ衆庶臣民の幸福を増進することを欲し隣保團結の習慣を存重して益之を擴張し更に法律を以て都市及町村の權義を保護するの必要を認め茲に市制及町村制を裁可し之を公布せしむ

即ち憲政自治の制度が茲に確立し、明かに法人格が認められて來たのである。爾來町村制の改正せられたる概要を掲げて見る。

明治四十四年改正

村の代表權を村會より村長に移し、その他村長の權限を擴充し、議員の任期六年制を四年制と改めた。

大正十年改正

從來公民權資格として國稅納付を要件とし居たのを削除し、等級選舉制を撤廢した。

大正十五年改正

普選の主義を公民權に採用した、前の改正は國稅納付を資格要件としなかつたゞけであるが、今後は地方税も納税の有無は選舉被選舉資格に無關係となつた、選舉名簿調製を毎年九月に調製し、府會議員選舉名簿と併用した。

昭和四年改正

町會議員に一定制限内の發案權を認めた、町會議員の補缺選舉は闕員が議員定數の六分の一を超えたる場合初めて行ふ、原案執行權の範圍を制限し、限られたる場合のみ町長はその權利を保有する事等である。

歴代町會議員

斯くして構成せられし本町會は從來政黨的鬭争を見ることは殆ど稀であるが、早野町長時代綱紀漸く亂れ町會の品位亦決して衰へき情勢ではなかつた、殊に横山町長時代に於て百事紛糾、最も醜體を暴露してゐる、今町政施行後の町會議員を選舉別に擧げて見る。

大正二年五月村制實施中、總改選當選者にして、引續町政に及びし議員は次の諸氏である。

岩田千太郎 早野教暢 醍醐平次郎 福田芳之助 荒井長太郎 中村銀次郎 川成進介 齋藤米吉 行田久藏 野村長太郎 鈴木源次郎 中村慶次郎 松村桂藏

大正五年六月總改選定員十八名當選者

原田熊藏 松村桂藏 池田銀次郎 池田長太郎 岩田千太郎 中村銀次郎 早野教暢 内田昌吾 中村金正 關口兼次郎 川成進介 小川辰五郎 福田芳之助 佐渡松五郎 齋藤喜太郎 醍醐平次郎 齋藤米吉 鈴木金太郎

大正九年五月總改選、定員二十四名當選者

早野教暢 原田熊藏 野村長太郎 池田長太郎 川成進介 中村菊次郎 醍醐平次郎 玉村勇助 關口兼次郎 豊田俊助 鈴木金太郎 鈴木源次郎 佐藤榮志 大藪長次郎 荒井銀次郎 小泉萬五郎 中村濱次郎 大塚義太郎 長谷川武藏 鈴木市五郎 羽柴兼三郎 齋藤米吉 富岡鎌太郎 池田銀次郎

以上の如く當選したるも、偶々町長早野教暢氏が其の在職中公金一萬七百五十圓を横領費消し突如行衛を晦ましたる、綱紀の混亂に責を負ふて、同氏を除き連袂總辭職となりたるに因り、大正十二年五月之が補缺選舉を行ひ、左の如く當選した、早野氏は殘留である。

清野長太郎 岩田千太郎 小泉萬五郎 内田昌吾 比田井團次 大塚義太郎 中村濱次郎 松本辰吉 星田清次郎 安井新次郎 水野勝太郎 牛込新造 鈴木宜行 安井兼吉 中村萬吉 小野謙一 佐藤榮志 桑原熊吉 柏崎倉治 福田仁藏 松村桂藏 中村金太郎 荒井巳之助 早野教暢
大正十三年五月總改選を行ふ、定員三十名當選者は次の如くである

内田昌吾 鈴木宜行 安井新次郎 安井兼吉 桑原熊吉 福田仁藏 岩田千太郎 豊田俊助
細野積藏 吉田良吉 星田清次郎 稻葉正太郎 比田井團次 余香銀次郎 羽柴兼三郎 北澤義重 小泉萬五郎 醍醐平次郎 豊原俊雄 大塚義太郎 小野謙一 井上博之 中村萬吉 柏崎倉治 淺川整 佐藤榮志 淺井長太郎 松本辰吉 清野長太郎 平野與三吉

然るに昭和二年二月十五日左記十六名は連袂辭職を決定し、町民に懇ふと題して次の聲明書を發表した。

聲 明 書

◇町會議員としての私共、不肖私共は大正十三年五月の選挙に際しまして、町民各位の御推薦と御援助とに據り、町會議員として町政に參與いたしました以来、銳意自治の確立、振興と町民各位の利益幸福を本位として微力を盡したのであります。

當時の選挙には、故清野長太郎氏（前神奈川縣知事、前復興局長官）の如き立派な方も町會議員に當選せられ、又町會に出られない有力な方々も名譽職となられ、共に俱に手を携へて町のために御心配を戴くことになつたのは、私共の非常に仕合せとしたのであります。

◇不合理な壓迫 然るに一部の議員中には、清野氏を目的上の瘤とし、町會の席上で屢々「官吏の古手に政治が解るか」とか「政治は金と力である」など、手を振り廻しながら暴言を吐いたり或ひは清野氏の私邸に暴漢を送つて辭職の勧告をなさせたりしたと聞いて、頗る遺憾に存じて居たのであります。特に昨今斯かる傾向が一層甚だしくなり、町會などでは町村制又は會議規則等の條文に照し、會議を主宰する町理事者が職權を以て、當然之れを制止し、若しくは制止しても尙應ぜざる場合は、法規の命する處に遵ひ、相當の制裁を加ふるのが妥當であるに拘はらず、袖手傍觀して其の言動を恣まゝにせしむるやうな態度を執り殊更らに會議を混亂無秩序に陥らしむるのは甚だ不可解であると云はねばなりません。

◇正義派の連袂辭職 私共は今日まで事毎に隱忍自重して暴に酬ゆるに暴を以てせず、只管彼等の自省を求めたのであります。本年二月十四日の町會に至りまして、到底私共は斯かる一部の

議員諸君と共に席を列ね、合理的、合法的、且つ紳士的に町政を議することの不可能なることを痛感いたし、町理事者並に一部議員に對して相互の反省を求めると同時に、町民各位の熱烈なる愛國心と眞摯なる自治的良心とに慫へまして、町政革新の爲めにその奮起を要望いたしたいと存じまして、本月十五日に於て連袂辭職を斷行したのであります。

◇町民代表者と其の責任 抑々町理事者は公平嚴正、三萬町民の代表者として、又一方には町民の忠實なる公僕として、法令の命する處に遵つて其の職務を執行せねばなりません。又町會議員は町民の意思を代表し、至公、至正、之れ亦法規の命する範圍に於て町政に參與すべきであります。聞くが如くんば、一二の町會議員は傲語して曰く「町長が吾々の氣に喰はないことをすれば何時でも追ひ出してやる」と何たる暴言でありませう！ 町長は決して一人一家の奴隸ではありません。又町理事者も多數町民の利害休戚を度外視して此等一二の人々の氣嫌氣褻を取つたり、鼻息を伺つたりして、恰も走狗傀儡の如く、其の頤使に甘んずる様では町政上、洵に憂慮に堪へない次第であります。

次に町の理事者は常に確平たる信念と自主獨往の精神を以て町政上の施設計畫を爲し、若しくは其の執行に當らねばなりません。町會の議決以外猥りに一二の人々の請託を受け入れたり、強要に餘儀なくせられて、自己の所信を枉げることとは斷じて排撃すべきであります。

◇呆れ果てた現町長 然も現町長の態度は如何でありますか？ 町會に提出したる議案に對して何等の責任を負ふ事を知らない。自ら發案して自ら撤回し而も平氣の平座であります。不誠實と云はうか無責任と云はうか殆ど批評する言葉を知らないのであります。今一二の重大なる實例を擧げて見ますと、大正十五年春の助役の推薦に當り、町長が就任後間もないことであるから、町會の協議會を開いて町會の意嚮を聽取することになつた、町會の多數の人々は町長の相談に應じて候補を推薦した。町長は町會が非公式に推薦した候補者を採用して正式に助役の推薦町會を開き、戸塚町の助役として適當なりと認むる旨の理由を附して某君を助役に推薦して、其の承認を求めたのであります。

◇助役問題で當局の暴行 町會の多數は勿論假令非公式であつたが、町長から相談のあつた爲めに、その相談に應じて豫選し、而して町長は自己の有する權能に據つて、正式に發案推薦した人であるから、此の人に承認を與へやうとした時に、協議會に出席しなかつた人や、出席しても自ら助役の希望を持つて居た人々から、俄然反對が起り、單に言論で反對を爲すならば兎も角、一部の人々は腕力に訴へ、議場を喧騒に陥らしめて議事の進行を妨害し、甚だしきは參與席にあつた某町吏員が洋服の上衣を脱ぎ棄て、腕を振るつて町會議員に暴言を吐きつゝ議員席に迫つても

議長席にあつた町長は、何等何れを制止せざるのみか、却つて斯かる亂暴を煽動するが如き言動を爲して、恬然として居たのであります。而して議事を進行すれば多数を以て助役推薦を承認するの形勢が明瞭となつた爲めに、反對論のあるのを理由とし、圓滿に行かないと云ふ口實の下に自らの發案したものを自ら撤回して置いて何等責任を負はうともしないのである。反對した少数の人々の反對理由は町會が町長の權能を侵害したからいかん、町長を壓迫し、其の權能に立入つたからいけないと云つたけれども、町長から町會に相談があり、町會は其の相談に應じた丈けで萬一町長が町會の推薦した候補者が氣に入らなかつたならば、町村判に據り推薦權は町長にあるのであるから、町會の推挽した人を其の時斷つても宣しいのである。然るに夫れを承諾し、一旦自己の職權を以て適當なる人物なりと保證して正式に町會に推薦發案した後にて、其の案を撤回したことは何と云つても、町會に對しては不信な行爲であり、町長の職務上から云へば、無責任極まる態度と非難攻撃されても、何等辯解の言葉が無からうと思ひます。

◇流血の慘事と私共の隱忍 一議員は其の席上に於て、暴行を受けて傷付いたものもあるのである、夫れでも、私共は隱忍して來たのであります決して暴力を以ては對抗しなかつた。夫れと云ふのも、何時かは彼等も必ずや反省するの時機が來るであらうと考へた爲めであります。而しな

がら私共の希望は不幸にして全く裏切られたのであります。

即ち本年二月十二日及び二月十四日に開かれた町金庫決定の町會は、又々議員の人身攻撃と、暴言と、暴力との洗禮を受けたのであります。何時でも町會に多少問題があると、町民以外の傍聴者の顔を見るのであるが、殊に十四日には是等の人々が數名控えて居り、議場内と策應して、旺んに暴言を吐いて居た。其の時某町公民が傍聴席に現はれると、議席にあつた一議員は突如議席を離れて、傍聴席に闖入し、其の公民を毆打して議席に歸り、着席するや「今某々をブンなぐつて來た、アンナ奴は叩き殺して仕舞へ我々に反對する奴は誰れでも叩き付けてやる」と揚言する始末であります。議長席にある町長は斯かる議員の暴行、暴言を制止せんとせず、何等の注意さへ與へないのは、實に奇怪千萬と云はねばなりません。

◇血迷つた彼等の狂態 斯くの如く議員自から傍聴者を毆打し其の勢を藉りて議場内を威嚇する如き行動は獨り我が戸塚町會の品位を汚損するのみならず町村制の明定する處に據り當然議長に於て制裁すべしを充分の理由があるのであります。のみならず町會の議場は第一小學校の教室であります。學校の兒童等が尙未だ全部退出せざるの時に當り、町民を代表する町會議員が一町民を毆打し、又は惡罵を浴せ掛ける様な言動は、實に教育上由々敷大問題なりと斷言するに憚らない

のであります。此の責任は勿論暴行を働いた議員にあるが、議長たりし町長にもあることは云ふまでもありません。

◇謎の町金庫問題 然らば斯様に町會を騒がした議案、即ち町金庫とする銀行は如何と云ふに、町理事者——町長——の發案は、「株式會社東京渡邊銀行」であつたのであります。町長の説明は何等確信を以て、此の銀行を提案したのではない。銀行の名が無いと議案にならないから唯だ議案の體裁を整へる爲めに東京渡邊銀行を掲げたのであると云ふのであります。實に驚き入つた無責任の態度と云ふの外はありません。

◇最も適當なる銀行を主張 之れに對して銀行調査委員會は「株式會社村井銀行」に決めたと云ふ事でありませぬ。町長も是非村井銀行に同意して欲しいと云ふのであります。其時一議員は「渡邊も」好い銀行であらう。「村井」も亦適當かも知れない。而し理事者の發案に、委員會が反對して新に選定するならば、町金庫として最も適當なる銀行を欲しい、委員會の話頭に上つた銀行中にも町と遠くない場所に最も適當と認むる銀行がある様である。其の意味に於て委員會の修正案に反對であると云つたのであります。委員は擧つて委員會案を固執したが、他の議員は賛否を云はない、其内に人身攻撃やら、罵言讒謗やらが始つて、遂に議場が混亂したのであります。

◇協定から缺裂まで 夫れで十二日の町會は未決のまま散會し、其の翌々日たる十四日に繼續町會を開き一議員から熟考の意味に於て委員會を再開しては如何との動議が出て、夫れが成立したのである。之れは蓋し町會開會以前に、委員會側と、非委員會側代表の交渉に據り「理事者案、委員會案を放棄して新たに範圍を廣めて再調査を爲すべし」との協定が出来上つた結果であつたのであります。然るに開會して見ると議論が中々に多く、且つ議員の傍聽人毆打事件などが加ははつて、騒擾を極めたのであります。夫れでも何うにか範圍を廣めて再調査をすると云ふことで當日の會議を閉じたのであるが、會議閉會後再開した委員會は、飽迄も「村井銀行」案で押し通すことに決定して飽迄無條件讓歩を私共に求めて來たので、私共は之れに同意を與へなかつたのであります。

◇税金の二重取事件 更らに税金の事にしても、收入役の助手が公金を費消して居つた。従つて誠に遺憾ながら、町民からは税金の二重取りが行はれたのであります。之れは前々理事者時代からの繼續的な犯罪であつたと云ふので、現理事者は熾んに前理事者の失態を口汚く罵り、之れを發見した自己の功績を吹聴するけれども、焉んぞ知らん、現理事者が着任後尙依然として、税金の二重取りが行はれて居たのであります。そして此の事實に對しては一向責任を感じて居らない

のであります。

◇町政刷新と私共の立場 要するに町理事者が一二議員の意を迎へるに急にして、町政に誠意なき態度、理事者として自己の言動に無責任なる行動に鑑み、併せて一部町會議員の暴力萬能の兇暴に對して、共に席を同じうして町政に參與するを潔しとせず、加ふるに無抵抗主義に據り、切に其反省を求めんとして、茲に私共一同町會議員を辭職いたしました。何卒私共の微衷を御諒察下さいまして、自衛上、町民各位の御奮起を待望して歇みませぬ。

大塚義太郎 内田昌吾 醍醐平次郎 小泉萬五郎 北澤義重 小野謙一 豊田俊助 星田清次郎 稻葉正太郎 羽柴兼三郎 豊原俊雄 吉田良吉 細野積藏 平野與三吉 中村萬吉 淺井長太郎

以上十六名の辭職に先立、松本辰吉氏は死去、清野長太郎氏は神奈川縣知事に就任を機として辭職したる爲め之が補缺選舉は昭和二年五月行はれ次の如く當選した。

竹内半市 松村桂藏 中泉庸之助 荒俣敬治 國友東吾 鍵山英夫 高梨喜祖治 原田要一 梶川義重 小河原新一郎 大澤富次郎 中村兼吉 中西作一 小澤潔 蛭川久次郎 笹倉新治 輪千重雄 勝呂清一

昭和三年五月總改選は第五十一帝國議會に於て地方議員選舉に關して、選舉權の擴張、階級選舉制度の撤廢、選舉運動の取締を規程する改正地方制度に關する法案が通過し普選の主義を公民權に採用するに至り、大正十年の改正に於て國稅納付を資格要件としなかつたものへ、今後は地方稅と雖も納稅の有無は選舉資格に無關係となつた、従つて此の選舉は新法實施の試験であり、亦新に選舉權を獲得した無産階級にとつては其の政治行動の一進出であり、各様の意味にて相當重要視された、其の當選者は左記の如くである。

鈴木宜行 竹内半市 稻葉年清 安井兼吉 相澤愛吉 結城惣次郎 岩田千太郎 荒木石男
中泉庸之助 荒俣敬治 山下卯三郎 鍵山英夫 村田輝吉 大島正一 原田要一 淺井長太郎
吉田良吉 平野與三吉 中村兼吉 新田法教 北川三造 南方徳市郎 小河原新一郎 井上博之 柏崎倉治 淺川整 佐藤榮志 佐々城貢 勝呂清一 高梨喜祖治

以上の如くであるが、梶川義重氏は選舉人中五名の無資格者の投票ありとして、當該選舉無効の訴訟を提起する處となり、果然、内三票は無効と確定したるため、次點者の票數に三票を川へたる以内の票數に依り當選したる、荒木石男 北川三造 南方徳市郎 小河原新一郎 諸氏は失格となり、先是岩田千太郎氏は死去し、同四年五月之が補缺選舉は行はれ左記の如く當選した。

荒木石男 岩立慶次郎 仙波忠一 渡邊省三 池田新一

第四篇 現勢

第一章 土地

位置

戸塚町は豊多摩郡の東北隅に位し、東は東京市牛込、小石川の二區に隣り、北は神田上水渠を隔て、北豊島郡高田町と相對し、西は落合町及び中野町澁橋町と連なり、南は大久保町に相接す

地勢

本町は牛込臺の末端、神田上水渠に臨むの地に在り、是を以て東南部は高地なれども西北に至るに従ひて地形低下し、神田川沿岸の地は卑濕である、高地の中最も高きは下戸塚五百二十一番地、戸塚七十番地及び諏訪九十二番地にして、孰れも東京灣の平均水面を抜くこと十三間に達す、次は下戸塚六百三十番地、源兵衛二百番地、諏訪六十九番地及び戸塚八百八十番地等にして海拔約十間である、更に西北に進んで戸塚百五十四番地、源兵衛百番地戸塚五百六十八番地に至れば

海拔七八間の間にあり、下戸塚一番地より三百三十番地を経て、四百二十番地に至るの低地は三間乃至五間の間を上下す、總じて戸塚、諏訪、源兵衛は戸塚吉祥寺間の縦貫路線兩側に商賈を聯ね、以外は屋敷町をなし下戸塚は市部に接して商家軒を聯ねて殆ど市に異ならず、今や往年の早稻田田圃も茗荷畠の俤をも残さざるに至る。

面積

町の地形は東西に延び、其縦徑二十三丁四十間、是は下戸塚百三十八番地より戸塚五百六十六番地迄南北八丁三十間、是は戸塚六百七十三番地の南端より同四百六十五番地の北端迄、廣袤五四萬九千六百五十七坪を算す、即ち一平方里の十分の一許りである、而して下記の田畑面積は殆んど有名無實にして其の地目を存するのみといふを得べきか。

| 種別 | 坪數 |
|-------|------------|
| 官有地 | |
| 各省市用地 | 六八、九七一、一五 |
| 寺院地 | 七三八、〇〇 |
| 道路地 | 一三三、七二八、〇〇 |
| 溝渠堤塘地 | 六二、七六三、〇〇 |

| | |
|--------|------------|
| 計 | 一五六、二〇〇、一五 |
| 學校用地 | 二〇、二六七、九六 |
| 東卓市有地 | 七、六七六、七六 |
| 墳墓地 | 二、八〇二、〇〇 |
| 社地 | 一、七三七、〇〇 |
| 私有軌道用地 | 三、三九一、七四 |
| 私有道路用地 | 六四四、〇〇 |
| 計 | 三六、五一九、四六 |
| 免租地 | |
| 住宅地 | 二九二、四六四、九一 |
| 田 | 四四一、一〇〇 |
| 畑及雜地 | 一七四〇、四二三 |
| 計 | 三五六、九三七、九一 |
| 有租地 | |
| 通計 | 五四九、六五七、五二 |

最も新らしき年代に形成せられたる地層にして、第三紀鮮新層、洪積層、沖積層、埋立地である、第三紀鮮新層は臺地の基趾を構成す、上部岩層には珊瑚多孔蟲類、樹枝葉を含み、中部に介

甲を含むを見れば、もと河沼若くは陸に近き所に沈澱堆積したる泥砂礫たることを知るべきである。

區 劃

町内を四大字に大別す、東部に下戸塚、西部に戸塚、之を中央より縦斷したる北部を源兵衛、南部を諏訪と稱す、各大字に屬する小字及び地番は左の如くである。

| | |
|-----|-------------|
| 稻荷前 | 自一番 至一三八番 |
| 石田前 | 自一三九番 至二七〇番 |
| 三島 | 自二七一番 至四四七番 |
| 荒井山 | 自四四八番 至五六六番 |
| 松原 | 自五六七番 至六七七番 |

稻荷前は本町の最も東部に位す、早稻田中學校の敷地は大部分は此の字内に在り、大隈會館の所在地、石田前は昔石田某と云ふ武家住せし故に名づくると云ふ、又椿山といへる名もありし由、今東京電燈會社の配電所等あり、三島は三島明神の元地にて名あり、荒井山は舊高田馬場も此の字

内に當れり、舊時戸塚第一小學校戸塚町役場の所在地にして荒蘭山とも書せり、松原は過半早稲田大學の敷地となり又水稻荷神社、火見望樓所在す舊時のは放生寺門前、山吹里、松原、荒井山三島上、三島下の七小字なりと云ふ。
大字源兵衛

バツケ下

自一番 至五三番

向原

自五四番 至一二七番

秣川

自一二八番 至二四一番

向芝原

一七二五番

バツケは諏訪明神の處を里俗アケバツケと稱するより起れる名なる由、下戸塚三島の西に連り天祖神社の所在地である、向原は諏訪明神を遠望して原の如くなるに依れりと云ふ神田上水に倚れる地、秣川は此の邊り多く秣を刈とり置かれたるに起る、向芝原は北豊島郡高田町向芝原にある飛地である。

大字諏訪

宮ノ東

自一番 至八八番

中通

自八九番 至一七八番

(自一七一番 至一七四番ヲ除ク)

北の裏

自一七一番 至一七四番

西原

自一七九番 至二五五番

前通

二五六番

宮ノ東は下戸塚荒井山の西にあり、諏訪神社の東にある故に名づく、中通は宮東の西に當り諏訪神社、玄國寺等の所在地、北裏は諏訪住宅の所在地、西原は諏訪の西端にあり大字戸塚に連る大字戸塚

清水川

自一番 至二二七番

宮田

自二二八番 至四六四番

久保田

自四六五番 至六一一番

上ノ臺

自六一二番 至七五六番

伊勢ヶ原

自七五七番 至八六四番

稻荷前

自八六五番 至一〇四〇番

馬場崎 自一〇四一番 至一〇六九番
 馬尿川 自一〇七〇番 至一〇七六番
 川向 自一〇七七番 至一〇七八番

清水川は舊時清水の上、清水の下と云いしを合して清水川と稱す、清水の流れを名とす、宮田は舊時諏訪神社の供米耕田地なるより起り久保田は窪地なるが故に名付づくこと云へども舊時赤井屋敷、赤井の下、二階の上、二階の下、池田、市の澤等の稱もあり相當歴史的由緒も深いが詳でない、上ノ臺は高地の畑を里俗呼び傳へ、伊勢ヶ原は天祖神社の所在に出で稻荷前は鐵砲稻荷に因み、馬場先は高田馬場の先地なる故に名付くる下戸塚内の飛地にて亮朝院等所在す、馬尿川は飛地にして源兵衛字向原に入る、秣川と同じ流れに沿ひ、秣川の名に因ぬるものであらう、川向の名は清水川を隔て、諏訪地内に入るより起る。

舊小字名は富田、赤井屋敷、赤井下、久保田、池田、市の澤、伊勢ヶ原、二階の上、二階の下上の臺、清水の上、清水の下、原の宿、六百免、松原、稻荷前の十六ありたり。

第二章 人口

戸數人口は國家活動の基礎にして、亦共同生活體の諸要素に對して其の實力を現す員數であれば、人口の消長は直に本町自治の盛衰を如實に語るものであらう。

| 年次 | 區分 | 世帯數 | 本籍 | 寄留 | 計 |
|----|------|-------|--------|--------|--------|
| 明治 | 三十八年 | 三九五 | 一、七一三 | 三八九 | 二、一〇二 |
| 同 | 三十九年 | 五五八 | 一、八八一 | 三〇二 | 二、一八三 |
| 同 | 四十年 | 七三七 | 二、一二六 | 六四六 | 二、七七二 |
| 大正 | 三年 | 一、六六二 | 二、九五四 | 四、一〇四 | 六、九五八 |
| 同 | 二年 | 一、八六一 | 三、四二一 | 四、五三一 | 七、九五二 |
| 同 | 三年 | 一、九九四 | 三、六八六 | 五、六一五 | 九、三〇一 |
| 昭和 | 元年 | 七、一五七 | 一六、三九三 | 一三、三三二 | 二九、七二五 |
| 同 | 二年 | 六、六六〇 | 一六、二四九 | 一三、四一六 | 二九、六六五 |
| 同 | 三年 | 七、二九八 | 一五、五〇九 | 一三、九二四 | 二九、四三三 |
| 同 | 四年 | 六、九九二 | 一五、六七四 | 一三、〇八八 | 二八、七六二 |

| | | | | | | | |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ヨソクリ | 1 | 5 | 411 | 311 | 311 | 311 | 94 |
| ト造 | 1 | 5 | 411 | 311 | 311 | 311 | 94 |
| 本造 | 2,898 | 5,915 | 2,548 | 5,613 | 2,965 | 9,472 | 3,281 |
| 其ノ他 | 1 | 3 | 4 | 280 | 230 | 2 | 433 |
| 合計 | 2,899 | 5,918 | 2,552 | 5,615 | 2,967 | 9,474 | 3,285 |

第四章 戸籍

戸籍は崇神天皇の御宇に人民を役する長幼の次第と課役の先後を定められたのが此の起りと聞
くが天智天皇の九年二月に所謂唐午の年籍と云ふものが出来た、之が今日の戸籍の起源と見るべ
きであらう。舊幕時代は天主教を禁遏せん爲に宗門改めを行ふたので人民は必ず籍を寺院に係ぐ
るに至つて、宗門改帳は自然戸籍簿の如くになつて寺院は戸籍係の役目を爲した。
昭和五年中戸籍届出数は左の如くである。

| 種類 | 届出事件数 | | 計 |
|------------|-------|------|-----|
| | 本籍人 | 非本籍人 | |
| 出生 | 363 | 458 | 821 |
| 認知 | 8 | | 8 |
| 養子縁組 | 62 | 6 | 68 |
| 同離縁 | 11 | 4 | 15 |
| 婚姻 | 177 | 54 | 231 |
| 離婚 | 22 | 3 | 25 |
| 親権後見保佐 | 7 | | 7 |
| 隠居 | 7 | | 7 |
| 死亡及失踪 | 165 | 160 | 325 |
| 家督相續 | 55 | | 55 |
| 推定家督相續人ノ廢除 | 2 | | 2 |
| 家督相續人ノ指定 | 1 | | 1 |
| 合計 | 955 | | 955 |

| | | | |
|----------------|-------|-----|-------|
| 入籍離籍及復籍 拒絶 | 一三 | 二 | 九六 |
| 廢家及絶家 | 一三 | | 一五 |
| 分家及廢絶家再 興 | 八九 | | 一三 |
| 氏名族稱ノ變更 及襲爵 | 二 | | 八九 |
| 就籍及轉籍 | 二六六 | | 二 |
| 追完訂正 其他 | 一二 | 一 | 二六六 |
| 合 計 | 一、二七五 | 六八八 | 一、九六三 |

第五章 町の行政

戸塚町役場

戸塚町役場は東京府豊多摩郡戸塚町大字諏訪百六十番地に所在す、町役場は行政廳として戸籍徴兵の事務を掌るのであるが、同時に住民共同の自治體である、即ち公法人の事務所として町會

の議決した事件を執行する處である。

明治十一年十一月二日戸長役場を大字戸塚七百四十一番地中村龜太郎方に設置したることは叙説の如くであるが、同二十二年六月町村制に依りて村役場と改稱、同二十六年七月一日村役場を大字下戸塚四百五十一番地に移轉し、大正三年一月町役場と改む、斯くて若き戸塚の最も町勢進出期に當つた此の廳舎も年を経て朽廢に入り、之が新築は久しき懸案であつたが、昭和二年三月六日工費二萬八千二百八十四圓を以て現廳舎の落成と共に移轉し、次いで昭和六年四月十三日工費三千百七十五圓を以て、六十二坪餘の水道部を増設するに至つた。

町 中會

町會は町の議決機關であつて本町公民中選舉權を有する者から選出せられた議員を以て組織し町に關する事件及び法律命令に依りて其の權限に屬する一切の事件を議決する町の意思決定機關である、定員は三十名とす。

現在町會議員は左記の如くにて、昭和三年五月當選に因るものである。

| | | | |
|--------|-------|-------|------|
| 住 所 | 氏 名 | 住 所 | 氏 名 |
| 下戸塚三〇四 | 岩立慶三郎 | 戸塚八四一 | 井上博之 |

| | | | |
|--------|----------|--------|----------|
| 下戸塚五七一 | 稻葉年清 | 戸塚八四四 | 池田新一 |
| 戸塚三九九 | 原田要一 | 戸塚三二一 | 議長代理新田法教 |
| 下戸塚五六二 | 町會議長大島正一 | 源兵衛七六 | 渡邊省三 |
| 戸塚一六 | 柏崎倉治 | 下戸塚三四七 | 鍵山英夫 |
| 諏訪一一九 | 高梨喜祖治 | 下戸塚四二一 | 竹内半市 |
| 下戸塚四四〇 | 吉田良吉 | 戸塚八八一 | 中村兼吉 |
| 戸塚五七八 | 中泉庸之助 | 下戸塚三一八 | 村田輝吉 |
| 下戸塚四四八 | 安井兼吉 | 下戸塚五三九 | 山下卯三郎 |
| 戸塚一二八 | 荒俣敬治 | 戸塚八七一 | 荒木石男 |
| 戸塚八八四 | 浅井長太郎 | 戸塚一五四 | 浅川一整 |
| 下戸塚二八三 | 相澤愛吉 | 下戸塚一九九 | 佐々城貢 |
| 戸塚七七一 | 佐藤榮志 | 源兵衛一四三 | 結城惣次郎 |
| 戸塚二三一 | 平野與三吉 | 下戸塚一九九 | 仙波忠一 |
| 下戸塚二四四 | 鈴木宜行 | 下戸塚二七八 | 勝呂清一 |

町長 助役 収入役

町長は町を統轄し町を代表する執行機関である。町會に於て選舉し就任する、助役は町長を補佐し町長故障の場合代理すべきものにて定員一名にて名譽職とされている、次に出納其の他會計事務を掌理する爲に収入役がある。兩者何れも町長の推薦によりて町會が之を定むるものである。三者の任期は共に四ヶ年と定む、因に町長は原則として名譽職であるが、本町は特に行政専門家の手腕を俟つ要あり、歴代有給職として人材を選任して居る。

現任町長び助役及収入役

就任

| | | |
|------------|-----|-------|
| 昭和四年十一月十二日 | 町長 | 野中富三郎 |
| 昭和二年十一月五日 | 助役 | 比田井團治 |
| 昭和二年十二月九日 | 収入役 | 稻葉正太郎 |

事務の分掌及組織

町及び町長の事務を如何なる分掌組織に依つて執行し、行政の敏活を企圖するかは町行以上極

めて重要問題であつて、町民の受ける便否はこの事務の分掌及組織の如何に存するのである、有給吏員の定員其の分掌別氏名は左の通りである。

- 庶務係 辻 達三 岡本英太郎 佐々木元茂
- 高野三郎 中村友治
- 税務係 福島彰文 齋藤武平 吉田恒次郎
- 宮崎龍太郎
- 學務係 木村安藏
- 兵事係 鈴木龜喜
- 戸籍係 松田長茂 棚橋亥三郎
- 土木係 原 正太郎
- 會計係 狩野幸太郎 根上金二
- 住宅係 岡柳惟一
- 其他 技手 太田秀男
- 掃除巡視 松田梶尾

水道部

部長 木代嘉樹

- 庶務係 遠藤 哲 渡邊政男
- 鈴木 汎 田口弘吉
- 佐々木正雄
- 工務係 柄井又五郎 小泉 慶
- 中村米次郎 關根佐之助

各種委員

町村制及び其の他の法令に依つて設けられたる現在委員は左記の如くである。

土木委員

(常設定員十二名)

順次不同

- 中村國太郎 中村政太郎 平野與三吉 柏崎倉治
- 笹井長吉 醍醐平次郎 林 定次郎 荒井己之助
- 吉田良吉 安井新次郎 鍵山英夫 仙波忠一
- 衛生委員 (常設定員十五名)

稻葉年清 山下卯三郎 村田輝吉 北川三造

荒俣敬治 淺井長太郎 淺川 整 司波政次郎

大井彌三 永野庸輔 石見精一 西山 寛

大久保 巖 輪千重雄 大住金次郎

學務委員 (常設定員七名)

鈴木宣行 小河原 新一郎 井上博之 岩崎 保

比田 重 林 季 樹 大塚義太郎

警備委員 (常設定員六名)

安井兼吉 結城惣次郎 中泉庸之助 西尾 昇

松尾隆榮 加藤平次郎

上水道事業擴張委員 (定員十三名)

平野與三吉 竹内 半市 仙波忠一 佐々城 貢

原田 要一 鈴木 宣行 安井兼吉 結城惣次郎

淺川 整 中泉庸之助 勝呂清一 荒木石男

臨時出納検査立會員 (定員五名)

委員とは趣を異にするが、町長が例月及び臨時の出納検査に立會ふ、事實上町長と共に出納検査を爲すものである。

中泉庸之助 荒木石男 淺井長太郎 荒俣敬治

村田輝吉

家屋税調査委員 (定員十五名)

昭和五年四月新設せられし家屋税調査委員

淺川 整 竹内 半市 平野與三吉 松原峯吉

大久保 巖 小澤萬策 松浦武四郎 高梨喜租治

坂部徳太郎 鍵山英夫 前田周治 中村政太郎

赤地余所吉 柏崎倉治 吉田良吉

同二次委員に小澤萬策、竹内半市を推薦す。

方面委員 (定員七名)

方今世局の進運に伴ふ社會的經濟的事情の變遷は貧富の懸隔を益々甚しからしめ、社會生活の

不安を感じる者の年と共に増加するは止を得ざる趨勢である、而も能く此の間に出席して其の保護指導の任に膺り、苟も無告の民ならしめん事を期するは即ち方面委員制度である、本町に於ては昭和五年十一月始めて左記委員の設置となり、此れ等委員の献身的寄與に俟たんとするのである。

| | | | | | | | |
|------|----------|---------|-----------|----------|---------|--------|-------|
| 方面區域 | 第一區 | 第二區 | 第三區 | 第四區 | 第五區 | 第六區 | その他 |
| 氏名 | 下戸塚 齋藤米吉 | 同上 相澤愛吉 | 源兵衛 結城惣次郎 | 諏訪 荒井銀次郎 | 戸塚 原田要一 | 同上 藤倉隆 | 野中富三郎 |

街區委員

(定員五名)

| | | | |
|-------|------|------|------|
| 相澤愛吉 | 安井兼吉 | 稻葉年清 | 原田要一 |
| 中泉庸之助 | | | |

産業統計調査委員

(十五名)

| | | | |
|--------|-------|-------|-------|
| 中村島吉 | 永井隆一 | 中村藤兵衛 | 深谷正路 |
| 松本正治 | 佐渡勝太郎 | 内田俊亮 | 松浦武四郎 |
| 小河原新一郎 | 大賀永次郎 | 福本金五郎 | 相澤愛吉 |

今宮喜久治 稻葉年清 福田友吉

第六章 町の財政

版籍奉還並に廢藩置縣により天下の地は皆之れ政府の直轄に移り諸政は疾風矢の如くに新にしたが、田制租法に至りては久しく舊法依然たるものであつた。

抑も地租は人民休戚の繋るもの財政の基く處であることは説く迄もなく、政府も夙に地租改正のことに調査を進め、明治四年十一月先づ沽券税法を布きて従前の免租地に課税し、次第に地券を耕地に及ぼし、翌五年五月田畑永代賣買の禁を解き、翌六年六月茲に永年の石高の稱を廢して地租改正條例を布告した。而して同十一年七月地方税規則が出来て税法を劃一し、其の他村限りの入費は村民の協議によりて定むる事となる之を協議費と名づけた、同十七年協議費は村費と改稱し更に同二十二年町村制の公布によりて財政の制度も完備するに至つた。

云ふまでもなく本町は東京市の發展に促がされて急速なる人口の増加となり近々二十年に涉りて昔日の農村たる本質は全く失はれて今や東京市と有機的關係に入り、經濟衛生交通社會政策上の汎ゆる方面が變革されて、近代都市の色彩を濃く鮮かに染色されて來た。こゝに於て都市的

經營施設の要求となり、財政上の膨脹發達となつたのである。

蓋し町財政の伸縮が町勢振展のバロメーターであるとすれば、明治二十二年度併合頭初の歳入歳出總決算高四百五拾餘圓に過ぎざりし時代と、昭和六年度豫算歳入歳出高通計、五十萬八千七百二十七圓と比較すれば蓋し天地霄壤の差である。

今昭和六年度豫算を一瞥すれば左の如くである。因に上水道事業及び町營住宅は會計經理上特別會計に附して居る。

昭和六年度戸塚町歳入歳出豫算

| 歳入 | 歳出 | 豫算高 |
|----------------|--------------|-------------|
| 一金貳拾六萬壹千五百拾八圓也 | 一金拾九萬八千九拾參圓也 | 一金八〇、〇〇〇 |
| 一金六萬參千四百貳拾五圓也 | | 九、三九八、〇〇〇 |
| 計金貳拾六萬壹千五百拾八圓也 | | 二六、二五六、〇〇〇 |
| | | 四〇四、〇〇〇 |
| | | 二、四一二、〇〇〇 |
| | | 一三、〇〇一、〇〇〇 |
| | | 八、二二五、〇〇〇 |
| | | 三六、〇四九、〇〇〇 |
| | | 一四六、七五九、〇〇〇 |
| | | 二六一、五一八、〇〇〇 |
| | | 六五、〇〇〇 |

經常部豫算高
臨時部豫算高

昭和六年度歳入經常部

| 科 目 | 金額 |
|------------|-------------|
| 一、使用料及手数料 | 一九、〇一四、〇〇〇 |
| 二、交 付 金 | 九、三九八、〇〇〇 |
| 三、國庫下渡金 | 二六、二五六、〇〇〇 |
| 四、國庫補助金 | 四〇四、〇〇〇 |
| 五、府 補 助 金 | 二、四一二、〇〇〇 |
| 六、寄 附 金 | 一三、〇〇一、〇〇〇 |
| 七、繰 越 金 | 八、二二五、〇〇〇 |
| 八、雜 收 入 | 三六、〇四九、〇〇〇 |
| 九、町 税 | 一四六、七五九、〇〇〇 |
| 歳入經常部計 | 二六一、五一八、〇〇〇 |
| 昭和六年度歳出經常部 | |
| 一、神 社 費 | 六五、〇〇〇 |

- 二、會議費
- 三、役場費
- 四、土木費
- 五、教育費
- 六、傳染病豫防費
- 七、汚物掃除費
- 八、衛生費
- 九、警備費
- 一〇、徵發費
- 一一、財產費
- 一二、救助費
- 一三、諸稅及負擔
- 一四、名簿調製費
- 一五、家屋賃貸價格調查費

- 一〇八
- 一、四四〇、〇〇
- 三九、六九二、〇〇
- 一五、五三六、〇〇
- 一〇二、一三五、〇〇
- 二一、三一六、〇〇
- 一一、九四六、〇〇
- 一三〇〇、〇〇
- 一〇、七九七、〇〇
- 一一、〇〇〇
- 一、八四一、〇〇
- 三三、〇〇
- 四、〇一五、〇〇
- 四五〇、〇〇
- 一八五、〇〇

- 一六、雜支出
- 一七、豫備費

- 三〇七、〇〇
- 六、〇六三、〇〇
- 一九八、〇九三、〇〇

同年度臨時部

- 一、補助金
- 二、寄附金
- 三、公債費
- 四、選舉費
- 五、訴訟費
- 六、繰入金
- 七、汚物掃除費
- 八、負擔金
- 九、辨償金
- 一〇、第二小學校擴築調查費

- 七一四、〇〇
- 二八、〇〇
- 二九、三七〇、〇〇
- 一八、〇〇
- 五九〇、〇〇
- 二三、九二七、〇〇
- 四、九〇四、〇〇
- 二、〇三三、〇〇
- 一、七〇〇
- 三三〇、〇〇
- 一〇九

- 一一、方面事業助成費
- 一二、街區整理調查費
- 歲出臨時部計
- 歲出合計

昭和六年度戸塚町々營住宅事業歲入歲出豫算

- 歲入
- 一金貳萬壹千九百五拾圓也
- 歲出
- 一金貳萬壹千九百五拾圓也

町營住宅事業歲入

- 科目
- 一、使用料
- 二、繰越金

一一〇

三七〇、〇〇

一、一四四、〇〇

六三、四二五、〇〇

二六一、五一八、〇〇

歲入 豫算高

歲出 豫算高

金額

一七、五〇三、〇〇

一、〇〇〇、〇〇

三、雜收 入

歲入合計

同 歲出

- 一、事務費
- 二、財產費
- 三、公債費
- 四、訴訟費
- 五、雜支費
- 六、豫備費
- 歲出合計

昭和六年度戸塚町々水道事業歲入歲出豫算

- 歲入
- 一金八萬五千圓也

三、四四七、〇〇

二二、九五〇、〇〇

六九一、〇〇

八七、〇〇七、〇〇

一三、七六六、〇〇

二、〇〇〇、〇〇

三〇、八二二、〇〇

一、三八四、〇〇

二一、九五〇、〇〇

歲入 豫算高

一一一

歲出 一、二

歲入經常部 一金八萬五千圓也 歲出豫算高

科目 金額

一、使用料及手數料 二八、五八一、〇〇

二、雜收 一、〇一〇、〇〇

三、工費收入 三〇、九八二、〇〇

四、繰入金 二三、九二七、〇〇

五、繰越金 五〇〇、〇〇

歲入計 八五、〇〇〇、〇〇

同經常部 六九、一〇〇

一、事務費 七、一六七、〇〇

二、工事費 三九、九六二、〇〇

三、維持費 一〇、〇〇

四、源水費 一四、三九〇、〇〇
五、還付金 一一、〇〇
六、公債費 二一、四三六、〇〇
七、豫備費 一、九九〇、〇〇
歲出計 八五、〇〇〇、〇〇

同追加更正豫算

歲入 一、一二〇、〇〇

二、雜收 一三九、一四九、〇〇

五、繰越金 一、五〇〇、〇〇

六、補助金 一二五、二五九、〇〇

歲入合計 一二五、二五九、〇〇

歲出 一二一、六一〇、〇〇

二、工事費 一四〇、二五九、〇〇

歲出臨時部計 一一三

歳出合計

一一四
二二五、二五九、〇〇〇

歳入出の内容

歳入は殆ど全部を町税に俟つものであるから、町民一般の経済的状态及び社会政策上の見地等より審議決定せられしことは勿論、本年度町税豫算は前年度より一萬四千七百八十二圓の低減をなす、財界の不況市況の不振に對應して、少くとも町民負擔の輕減を策したる其の誠意は認めて宜からう。歳出は教育の過半は如何ともすべからず、次いで土木、衛生、社会事業等近代都市的文化施設に費さるゝものが多い、近時の郊外町村は唯この上のみ發展があり、進歩があるので、總じて財政上の膨脹は免かれない。

次に累年の歳計比較及近年の歳入出内容を表示して見る。

自大正十一年度
至昭和五年度 戸塚町歳入歳出決算

| 年 度 | 歳 入 | 歳 出 |
|--------|-------------|-------------|
| 大正十一年度 | 一九四、一四七、一七二 | 一九一、五八一、五四〇 |

| | | |
|---------|-------------|-------------|
| 同十二年 度 | 二三二、七八二、一四二 | 一七〇、二八五、〇八五 |
| 同十三年 度 | 二六一、九七七、二四七 | 一八三、九四六、八三〇 |
| 同十四年 度 | 三三四、〇二六、〇六七 | 二四〇、六一八、四五〇 |
| 大正十五年 度 | 三一三、六四一、七三七 | 二五三、九一三、九二五 |
| 昭和元 年 度 | 三一二、〇〇二、一〇二 | 二四三、二四四、三八五 |
| 昭和二年 度 | 五六三、三六七、四四七 | 三八八、七七〇、〇一五 |
| 昭和三年 度 | 四七六、五一二、三一二 | 四三六、四六二、四四五 |

(圓未満切捨)

| 種 目 | 昭和三年度決算額 | 昭和四年度決算額 |
|---------|------------|------------|
| 使用料及手数料 | 一三、六九七、〇〇〇 | 一三、九一一、〇〇〇 |
| 交 付 金 | 六、六七四、〇〇〇 | 九、〇七四、〇〇〇 |
| 國庫下渡金 | 二一、二五三、〇〇〇 | 二二、四七三、〇〇〇 |
| 國庫補助金 | 三九二、〇〇〇 | 六九〇、〇〇〇 |
| 府補助金 | 一、五八二、〇〇〇 | 一、四二三、〇〇〇 |

一一五

寄付金
財產賣拂金
繰越金
雜收入
町計
計

歳

出

(圓未滿切捨)

種目

昭和三年度決算額

昭和四年度決算額

神社費
會議費
役場費
土木費
教育費
傳染病豫防費
汚物掃除費

八六〇〇
一、六四四・〇〇
四七、四一・〇〇
一八、六八八・〇〇
一〇四、五九四・〇〇
四、二四四・〇〇
一五、〇三四・〇〇

六一〇〇
三、一七三・〇〇
四九、三四九・〇〇
一四、一九五・〇〇
一〇一、五九四・〇〇
三、九八四・〇〇
一四、三七七・〇〇

衛生費
警備費
財產費
救育費
諸稅及負擔
雜支
經常部計

〇
一四、三三七・〇〇
二、五一五・〇〇
三七〇〇
四、三七一・〇〇
一、〇六〇・〇〇
二二四、〇二一・〇〇

三一・一〇〇
一三、九五二・〇〇
二、五〇一・〇〇
二八〇・〇〇
四、三五五・〇〇
一、四三五・〇〇
二〇九、五六七・〇〇

歲出臨時部

(圓未滿切捨)

昭和三年度決算額

昭和四年度決算額

補助金
寄附金
公債費
選舉費
教育費
訴訟費

九二五・〇〇
三五〇〇
三六、三八八・〇〇
四〇一・〇〇
三四、六四八・〇〇
一〇〇〇〇

九二五・〇〇
三一〇〇
四四、六六〇・〇〇
二九七・〇〇
一五一、三一〇・〇〇
五〇〇〇
一一七

| | | |
|--------|------------|------------|
| 警備費 | 一、三五〇・〇〇 | 一一八 |
| 汚物掃除費 | 九四、三九七・〇〇 | 二九、六一五・〇〇 |
| 消火栓設置費 | 一、九九六・〇〇 | 四四、六六〇・〇〇 |
| 御大禮奉祝費 | 四、五〇一・〇〇 | 三一〇 |
| 土木費 | 一七四、七四一・〇〇 | 二二六、八八八・〇〇 |
| 臨時部計 | 三八八、七六二・〇〇 | 四三六、四五五・〇〇 |
| 歳出合計 | | |

特別會計歳入

(圓未滿切捨)

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 種目 | 昭和三年度決算額 | 昭和四年度決算額 |
| 財產ヨリ生スル收入 | 一五二・〇〇 | 二九九・〇〇 |
| 使費用料 | 二四、〇八二・〇〇 | 二一、四八六・〇〇 |
| 繰越金 | 六、四三八・〇〇 | 五、九八八・〇〇 |
| 雑収入 | 一六四六・〇〇 | 四五五・〇〇 |
| 計 | 三二、三一八・〇〇 | 二八、二二八・〇〇 |
| 特別會計歳出 | | |

(圓未滿切捨)

| | | |
|-----|-----------|-----------|
| 種目 | 昭和三年度決算額 | 昭和四年度決算額 |
| 事務費 | 一、〇八六・〇〇 | 八七四・〇〇 |
| 財産費 | 七、一五三・〇〇 | 七、七七〇・〇〇 |
| 公債費 | 一五、八八八・〇〇 | 一四、二三八・〇〇 |
| 訴訟費 | 一、二〇三・〇〇 | 一三九・〇〇 |
| 雜支費 | | |
| 豫備費 | 二五、三三〇・〇〇 | 二三、〇二一・〇〇 |
| 計 | | |

決算の一人割及戸數當

| | | |
|-------|-------|--------|
| 年度 | 人口一人當 | 戸數一戸當 |
| 大正十一年 | 四、一四五 | 一六、五八二 |
| 同十二年 | 五、〇四五 | 二五、二二六 |
| 同十三年 | 六、六五一 | 二六、三八二 |
| 同十四年 | 五、七五五 | 二九、七二五 |
| 同十五年 | | 一一九 |

| | | | | | |
|-------|---|---|---|---|---|
| 昭和十五年 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 元 | 二 | 三 | 四 | 五 | 五 |
| 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 |

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 七、〇一五 | 六、六六〇 | 七、二九八 | 六、九九〇 | 六、二九三 |
|-------|-------|-------|-------|-------|

| | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 二九、七二五 | 二九、六六五 | 二九、四三三 | 二八、七六二 | 三〇、一一六 |
|--------|--------|--------|--------|--------|

第七章 租 税

昭和三年度以降累年の本町租税調定額を表示すれば左の如くである。

| 種別 | 昭和三年度 | 同 四年度 | 同 五年度 |
|-----|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 國 稅 | 一六二、八二四・四〇 ^円 | 一六八、七〇〇・五二 ^円 | 一六六、九五九・八三 ^円 |
| 府 稅 | 一二五、二二五・四六 | 一三五、六〇一・九〇 | 一二二、五九六・九四 |
| 町 稅 | 一五三、二四六・〇〇 | 一六五、一八〇・一七 | 一五七、九三九・一八 |
| 計 | 四四一、二九五・八六 | 四六九、四八二・五九 | 四四七、四九五・九五 |

備考納税人員(昭和五年) 國稅六、七八三人 府稅二一、六三九人 町稅一九、四〇〇人

國 稅

| 種別 | 昭和三年度 | 昭和四年度 | 昭和五年度 |
|-------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 田 租 | 七三・五〇 ^円 | 七三・四〇 ^円 | 四九・七〇 ^円 |
| 宅 地 租 | 五、三九七・五九 | 五、二九〇・一七 | 九、九八二・〇三 |
| 畑 租 | 六九・七四 | 六九・六四 | 二三・八四 |
| 雜 地 租 | 五・四二 | 五・四八 | 一・五九 |
| 計 | 五、五四六・二五 | 五、四三八・六九 | 六、〇五七・一六 |
| 所 得 稅 | 一四〇、八五九・三九 | 一四六、二〇三・四四 | 一四五、〇九九・九七 |
| 資 本 利 子 稅 | 一、二〇七・一八 | 一、二二七・〇〇 | 一、〇六九・九四 |
| 營 業 收 益 稅 | 一五、二二一・五八 | 一五、八三一・三九 | 一四、六三二・七六 |
| 合 計 | 一六二、八三四・四〇 | 一六八、七〇〇・五二 | 一六〇、八〇二・六七 |
| 府 稅 | | | |
| 地 租 附 加 稅 | 二、五四四・八九 | 二、八一六・四三 | 二、八四三・八三 |
| 牧 益 稅 附 加 稅 | 八、八八八・三四 | 一一、一一三・四〇 | 八、九九七・〇八 |
| 所 得 稅 附 加 稅 | 三四、一三二・七七 | 四一、八一七・四七 | 三五、六一〇・三五 |

| | | | |
|---------|------------|------------|------------|
| 家屋税 | 五〇、九五五・一三 | 五一、三五四・六三 | 四一、四九六・五四 |
| 營業税 | 七、七一〇・九八 | 七、一一四・一二 | 七、八三五・七五 |
| 雜種税 | 二〇、九八三・三五 | 二一、三八五・八五 | 二五、八一三・三九 |
| 計 | 一二五、二一五・四六 | 一三五、六〇一・九〇 | 一二二、五九六・九四 |
| 町税 | | | |
| 地租附加税 | 二、五二七・一五 | 二、五一八・三五 | 二、六九六・八一 |
| 収益税 附加税 | 一三、八二二・八六 | 一五、六八三・四二 | 九、九六五・二四 |
| 所得税 附加税 | 一一、二五三・一〇 | 一七、六七八・六一 | 一六、五八九・五九 |
| 家屋税 附加税 | 九七、一四三・四九 | 九六、六五一・九二 | 八九、一八五・九〇 |
| 營業税 附加税 | 四、三八一・二九 | 八、〇三八・五五 | 八、六八四・一二 |
| 雜種税 附加税 | 二四、一一八・一一 | 二四、六〇九・三二 | 三〇、八一七・五二 |
| 計 | 一五三、二四六・〇〇 | 一六五、一八〇・一七 | 一五七、九三九・一八 |

町税の内容

本町の租税中其の重要なものは家屋税附加税を第一とし所得税附加税及び雜種税附加税等で

ある、殊に家屋税附加税は本町の主税として國家に於ける所得税の如き意義を有して町税の大半を占めて居る。昭和六年度豫算の町税總額金は十四萬六千七百五十九圓、其の内容は次の如くである。

家屋税附加税 家屋税附加税は七萬八千四百七十五圓である、即ち本税三萬六千五百圓本税一圓に付二圓十五錢、現在戸數六千二百九十三戸の戸當り平均は十二圓四十七錢餘である。

所得税附加税 所得税附加税は一萬五千六百八十圓である、本納十四萬圓本納一圓に付十一錢二厘此金一萬五千六百八十圓、内制限内七錢此の金九千八百圓、制限外四錢二厘此の金五千八百八十圓である。

雜種税附加税 雜種税附加税は二萬九千三百九十五圓にして不動産取得(土地)三千圓本税一圓に付一圓六十五錢此の金四千九百五十圓、内制限内八十三錢此の金二千四百九十圓、制限外八十二錢此の金二千四百六十圓。不動産取得(建物)七千圓本税一圓に付金一圓五十錢此の金一萬五百圓内制限内一圓二十五錢此の金八千七百五十圓、制限外二十五錢此の金千七百五十圓荷積牛馬車、荷積車、自轉車、同荷臺、荷臺付自轉車、自働自轉車本税七千圓本税一圓に付九十七錢此の金六千七百九十圓、内制限内八十九錢此の金六千二百三十圓、制限外八錢此の金五百六十圓。營

公共團體の一員たる以上、其の公費を支辨することは當然の義務であつて、これ等の義務を完全に行ふことによつて共存共榮の實を擧げることが出来るのであるが、町租稅徵收の成績は必ずしも良好とは云ひ難い、今之が整理の狀況を表示すれば左の如くである。

| 年 度 | 賦 課 | | 滞 納 | |
|------|--------|------------|-------|-----------|
| | 入 員 | 金 額 | 入 員 | 金 額 |
| 昭和四年 | 一八、九八一 | 一六五、一八〇、一七 | 三、〇三九 | 三〇、七七一、八〇 |
| 昭和五年 | 一九、四〇〇 | 一五七、九三九、一八 | 四、七七四 | 三八、二四四、二五 |

昭和四年中督從及間接徵收狀況

督促人員三千三百九名、其の金額三萬七百二十一圓八十錢
處分徵收者二千三百二十四人、其の金額二萬二千三百四十九圓二十三錢

第八章 町 債

施設の過渡期に於て、町將來の發達の爲には時に大膽奔放なる改造的立案も必要であり、起債

も亦已を得ざるものであるが、焼却爐幽靈工費二萬八千圓、早野町長が横領したと云ふ一萬七百五十圓、横山町長時代に涉りし、收入役代理若林某の公金費消額八千三百七十六圓等何れも地獄落と見ねばならぬ、之れ等の亡失損害金は最も自治精神を萎縮せしむるものであるから、要は之を合理的に整理することが今後の問題である、昭和六年二月現在の町債は六十萬八千四百五圓三十九錢にて之を表示すれば左記の如くである。

| 起債目的 | 起 債 年 月 計 | 借 入 先 | 利 子 支 拂 期 | 利 率 | 支 拂 條 件 | | 起 債 額 | 未 償 還 額 | 償 還 財 源 | |
|------------|-----------|-------|-----------|------|-----------|-----------|-------|----------|---------|------|
| | | | | | 元 金 支 拂 期 | 元 金 支 拂 期 | | | | |
| 小學校應急施 | 大正十三年 | 東京府 | 三ヶ年 | 四分八厘 | 三ヶ年 | 八月一日 | 六、五〇〇 | 六、五〇〇・〇〇 | 一般歳入 | |
| 第三小學校新築 | 大正十四年 | 簡易保險 | 九ヶ年 | 〇、六五 | 九ヶ年 | 九月三十日 | 七、七〇〇 | 三、七三六 | 一般歳入 | |
| 小學校建築費 | 昭和三年 | 同 | 上 | 九ヶ年 | 〇、六五 | 九ヶ年 | 九月二十日 | 一、〇〇〇 | 九、七三六 | 一般歳入 |
| 震災應急施設費償還費 | 昭和五年 | 東京府 | 一九ヶ年 | 〇、四八 | 五ヶ年 | 每年三月一日 | 一、八〇〇 | 一、八〇〇・〇〇 | 一般歳入 | |
| 震災復舊費 | 昭和元年 | 東京府 | 三〇ヶ年 | 〇、五〇 | 三ヶ年 | 每年三月卅一日 | 六、一〇〇 | 六、一〇〇・〇〇 | 一般歳入 | |

| | | | | | | | | |
|-------|-------|------|-------|-----------|---------|--------|-----------|-------|
| 住宅建築資 | 大正九年 | 東京府 | 一五ケ年 | 〇、四八五ケ年 | 毎年九月三十日 | 六三、〇〇〇 | 三、三三・五元 | 住宅賃貸料 |
| 金 | 三月卅一日 | | | | | | | |
| 住宅建築資 | 大正十年 | 東京府 | 一七ケ年 | 〇、〇八八六ケ年 | 毎年九月一日 | 七〇、〇〇〇 | 三、〇五四・三八 | 住宅賃貸料 |
| 金 | 四月一日 | | | | | | | |
| 住宅建築資 | 大正九年 | 簡易保険 | 一五ケ年半 | 〇、〇四八一五ケ年 | 毎年九月三十日 | 三五、〇〇〇 | 二、八七九・六 | 住宅賃貸料 |
| 金 | 一月廿七日 | 局 | | | | | | |
| 住宅震災應 | 昭和五年 | 東京府 | 一八ケ年半 | 〇、〇四八一五ケ年 | 毎年九月一日 | 一七、〇〇〇 | 一七、〇〇〇・〇〇 | 住宅使用料 |
| 急施設費償 | 十月十五日 | | | | | | | 一般歳入 |
| 還費 | | | | | | | | |
| 歳入缺陷補 | 大正十三年 | 東京府 | 三ケ年 | 〇、〇五〇三ケ年 | 毎年三月十日 | 五三、〇〇〇 | 五三、〇〇〇・〇〇 | 一般歳入 |
| 填 | 三月卅一日 | | | | | | | |
| 住宅歳入缺 | 大正十三年 | 東京府 | 三ケ年 | 〇、〇五〇三ケ年 | 毎年三月一日 | 一六、〇〇〇 | 一六、〇〇〇・〇〇 | 住宅使用料 |
| 陷補填 | 三月卅一日 | | | | | | | 一般歳入 |
| 消火栓敷設 | 昭和三年 | 簡易保険 | 一八ケ年 | 〇、〇六五二六ケ年 | 毎年九月卅一日 | 一八、四〇〇 | 二四、〇三三・〇五 | 上水道事業 |
| 資金 | 五月廿六日 | 局 | | | | | | 歳入及一般 |
| 水道擴張費 | 昭和六年 | 農工銀行 | 一七ケ年半 | 〇、〇四八一六ケ年 | 毎年九月二十日 | 一八、五〇〇 | 一八、五〇〇・〇〇 | 同上 |
| | 一月廿九日 | | | | | | | |
| 同 | 昭和六年 | 東京府 | 一七ケ年 | 〇、〇四二二六ケ年 | 毒年九月一日 | 八七、八〇〇 | 八七、八〇〇・〇〇 | 同上 |
| | 三月卅一日 | | | | | | | |

第九章 町有財産

町は其の収益のために財産を所有することが出来るのみならず、法は財政上の基礎を鞏固にする目的を以て、特に基本財産維持の義務を町に負はせて居る、現在町有財産は左の如くである。

財産明細表

(土地ノ部)

| 事項/名稱 | 宅地 | 宅地 | 宅地 | 田 | 宅地 | 田 | 田 | 合計 |
|-------|--------------------|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------------------------|----------------|
| 場 | 大字下戸塚 荒井山 | 大字戸塚 清水川 | 大字戸塚 宮田 | 大字戸塚 宮田 | 大字下戸塚 荒井山 | 大字戸塚 久保田 | | |
| 坪 | 六九、〇〇 | 四〇一、〇〇 | 三三、七九 | 六八、〇〇 | 一、五〇〇、〇〇 | 一、〇三、〇〇 | | 三、五四〇、七九 |
| 摘 | 要 | 小学校敷地 | 同上 | 同上 | 小学校敷地 豫定地 | 塵芥焼却場 敷地 | | |
| 事項 | 建物別 | 同 | (建物ノ部) | | | | | |
| 建 | 木造スレト 葺二階 一棟 | 同上 平家建 三棟 | 同上 本造瓦葺 二棟 | 同上 平家建 一棟 | 同上 二階建 二棟 | 同上 平家建 六棟 | 同上 木造スレト 平家建 八棟 | 同上 二棟 合計 |

| | | | | | | |
|----|------|-------|-------|-------|-------|-----------|
| 所 | 大字諏訪 | 同上 | 大字下戸 | 同上 | 大字戸塚 | 同上 |
| 坪 | 一六〇 | 八七、八〇 | 四七、〇〇 | 二四、五〇 | 五九、五〇 | 四八、五〇 |
| 摘要 | 役場廳舎 | 同上 | 第一小學 | 同上 | 第二小學 | 同上 |
| | | | 校舎 | 同上 | 校舎 | 同上 |
| | | | | | 第三小學 | 同上 |
| | | | | | 校舎 | 同上 |
| | | | | | | 同上 |
| | | | | | | 六四、五五 |
| | | | | | | 二、一八五、九七七 |

第十章 宗教

明治維新後大政官は神佛判然の令を示達して社僧の神社別當たるを禁じ、次いで寺社領を上收し、又社殿境内等規模の備はらざる群小神社を凡て水稻荷諏訪兩社へ合祀せしめた、爾來社會事象と共に宗教も亦漸次進化し、論理、形式、應用の道を時代の民心に置き、而も思想的背景に對して不斷の進化が示されて來たことは、宗教の必要が個的事實といふよりも、寧ろ社會生活に缺ぐべからざる今日洵に喜ばしき傾向である。

現在本町に於ける社寺、教會及び宗教を基調として社會教化に従事するものは左記の如くにて其の重なるもの、沿革は卷中第二編又は第五編に詳記す。

| 神社 | 名稱 | 社格 | 所在 | 社掌 |
|--------|--------|-------|---------|---------|
| 諏訪神社 | 諏訪神社 | 村社 | 大字諏訪九二 | 村岡鑠一 賢一 |
| 水稻荷神社 | 水稻荷神社 | 同 | 同下戸塚五九一 | 齋藤直成 |
| 天祖神社 | 天祖神社 | 無格社 | 同源兵衛五三 | 氏子 |
| 天祖神社 | 天祖神社 | 同 | 同戸塚八三〇 | 同 |
| 鐵砲稻荷神社 | 鐵砲稻荷神社 | 同 | 同戸塚八四六 | 同 |
| 宮田稻荷神社 | 宮田稻荷神社 | 同 | 同戸塚 | 同 |
| 寺院 | 名稱 | 宗派 | 所在 | 住職 |
| 觀音寺 | 觀音寺 | 新義真言宗 | 大字戸塚一四七 | 佐々木宏純 |
| 觀音寺 | 觀音寺 | 同 | 同戸塚五五五 | 那須宥豐 |

| | | | |
|-----|-----|---------|------|
| 玄國寺 | 同 | 同諏訪一一四 | 錫昌清 |
| 龍泉寺 | 眞言宗 | 同下戸塚五八五 | 小村照久 |
| 法輪寺 | 日蓮宗 | 同下戸塚五八七 | 津田眞學 |
| 寶泉寺 | 天臺宗 | 同下戸塚五九八 | 大塚謙亮 |
| 亮朝院 | 日蓮宗 | 同戸塚一〇六二 | 成原要義 |
| 玄遊寺 | 淨土宗 | 同戸塚五七二 | 宮澤說成 |

| 名稱 | 宗派 | 所在 | 會長 |
|------------------|-----|----------|------|
| 大峰修驗教會支部 甲子教會 | 天臺宗 | 大字下戸塚六二九 | 淺羽日濤 |
| 大日堂 | 眞言宗 | 同下戸塚 | 棚橋千代 |
| 帝釋堂行法會 | 日蓮宗 | 大字下戸塚五四八 | 稻葉貫正 |
| 眞宗法話會 | 眞宗 | 同諏訪四〇 | 藤本義教 |

| | | | |
|-------------------|-----|---------|--------------|
| 大和教會 | 扶桑教 | 同戸塚一六一 | 鈴木國太郎 |
| 現神會 | 御嶽教 | 同戸塚八六三 | 佐久間俊一 |
| 御嶽布教所 | 同 | 同諏訪一五 | 日原國行 |
| 靈化集會所 | 基督教 | 同諏訪二二七 | 武本喜代藏 |
| 高安八尾支教會 東蘭宣教所 | 天理教 | 同下戸塚三二六 | 穗村兼太郎 |
| 河原大教會 本江戸宣教所 | 同 | 同源兵衛一〇五 | 小林松次郎 |
| 水口大教會 高田馬場宣教所 | 同 | 同源兵衛一七一 | 小泉孫太郎 |
| 東本分教會芝教會 本理宣教所 | 同 | 同諏訪一〇四 | 遠藤佐平 |
| 高安大教會 東場宣教所 | 同 | 同戸塚八四四 | 尾崎松之助 |
| 東大教會牛込分教會 | 同 | 同戸塚一一九 | エツチ・ビー・ベニシホフ |
| 早稻田奉仕園 | 基督教 | 同下戸塚 | 一三三 |

第十一章 教育

明治維新の一大變革と共に當時侵入し來つた歐米諸國の風潮は我が國民思想の上に多大の影響を齎し、朝廷も亦兵馬慄怛の中に早くも文教の更張に大御心を用ひさせ給ひて五箇條の御誓文を宣ふせられて教育の大方針を明かにし、次いで明治五年八月には大政官布告を以て學制を頒布せられた、これは實に大寶令以來教育に關する法令制度の嚆矢をなすものである、翻つて幕政時代に於て學校の目的が武家階級の養成に止まり、日常教育の事項も經世濟民の事に重きを置いて一般庶民の教育には何等の制度がなかつたが家熟寺小屋に就學するは其の自由に放任された、從つて各所に私塾が開かれた中にも早稻田村に於て大橋刀自諏訪村には玄國寺住職戸塚村には觀音寺住職等習字讀書を教授し、維新後は戸塚村にて村年寄下役大河原半藏、下戸塚村にて舊幕臣平松氏同じく讀書習字を教授して常に子弟三四十餘名を收容して其の名が現はれて居る。而して明治九年第八大區小四區の管轄に屬せし際、早稻田村二十二番地に上地屋敷を下賜されて早稻田小學

校と稱する公立小學校を創立し、こゝに始めて形式を備へたる學校の存在を認め得るに至つた、當時收容兒童數五六十名と傳へらる、之が今の戸塚第一小學校の發祥である、次いで同十三年三月月下戸塚四百五十一番地舊高田馬場の一角を學校敷地免租の許可を受け同年四月新築落成と共に移轉し、名を陸合小學校と改稱し、更に同二十五年戸塚村立小學校と改めた。

一面上戸塚大河原熟は明治十三年四月代用私立大河原小學校と改め、同二十七年六月代用小學校に指定され、同三十一年村教育の基礎漸く定まるに及んで代用を解かれて、此の學校は同三十三年三月三十一日を以て廢校するに至つた。

然して日露戰役を中心として人口の増加と向學心の勃興とは、明治四十年四月戸塚第二尋常高等小學校の開校となり、偶々義務教育延長六ヶ年の新令に依る兒童の收容に支障なからしめた。斯くて全町教育の基礎定まりて文教益々進み、此の高潮は遂に溢れて大正十五年四月戸塚第三尋常小學校の創設となり、之によりて兒童通學上の分布は愈々整頓した。

之より先明治二十三年十月三十日教育に關する勅語を下し賜ふ處となる、聖旨宏遠日夕拜誦してその御趣旨の貫徹につとむること茲に四十年、既にして巴に不學の戸なく家に不學の人なき盛況を呈するに至つた。

歴代各學校長及び校別狀況は左の如くである。

第一校 宮原一作、村田多次郎、小川忠淳、上田徳藏、堀之恭、土井八百吉、藤本善四郎、

植木政次郎、橋本福藏、加藤晋、六合政喜、中村脩三（現任十二代）

第二校 土井八百吉、太田半次郎、山崎廣次、本橋龜太郎、川崎覺利、大城戸平四郎（現任六

代）

第三校 岩崎保（現任初代）

戸塚第一尋常小學校

校長 中村脩三

世に古き皮袋に新しき酒を盛るといふ語ありと雖も新鮮なる皮袋に新釀の芳醇を盛るには如くまい、昭和六年二月新陣容を張りて一脈の清味を興へ、伸び行く昭和兒童の學園たるに副はしき感切なるものがある。

本校は年を閲すること五十五年、其の間校地を移すこと三回、校名を變ずること六回、校舎の増改築をなすこと七回に及び、現位置は大字下戸塚四百四番地にして、往古太田道灌の故事に名高き山吹の里である、而も前校地は高田馬場に在り、何處までも兒童の歴史的憧憬を失はない

校地千五百坪、校舎一階四百二十一坪、二階三百七十八坪四合、運動場五百八十五坪、昭和六年七月一日現在生徒數九百六十名、内男生四百六十一名、女生四百九十九名、學級を十九とす、職員定員二十二名、校醫は金田叶氏である。

野球部 本校には野球部を設けて體育の助長に資してゐる、第八回全國少年野球優勝大會に優勝し、其の他模範的勝利を常握して、堂々たる戸塚學校チームの威風を吹かせて存在意義を辨證してゐる。興りて力を致すものに部長中村脩三氏及び有志教員、松村桂藏、仙波忠一、市川常太郎、伊藤兼造、林定次郎、田村源次、石塚三四郎、小川重市諸氏等がある。

戸塚第二尋常高等小學校

校長 大木戸平四郎

本町の中樞に牙城を構へ、方今學績優秀を傳へらるゝ本校は、明治四十年四月戸塚第一小學校の分教場として創立、當時敷地二百九十七坪、教室一、兒童二十二人、教師唯一人であつた、此の小さな芽生へが土地の發展に伴れて増築また増築に及びて現在敷地千六百九十八坪、運動場九百五十坪、教室二十四、されども職員三十名は溢れて廊下に机を並ぶるの偉觀を呈してゐる。

大正六年五月戸塚第一校より尋常科七百五十八名高等科六十二名を分割收容して之を十六學級

に編成し、同年七月五日より授業を開始し、第二尋常高等小學校と改稱して獨立今日に至つた、昭和六年七月一日現在生徒數は尋常科男生五百五十六名、女生四百九十一名、高等科男生百三名、女生八十九名、學級二十五、内尋常科二十一高等科四にて、校醫は今井出美氏擔當さる。

戸塚第三尋常小學校

校長 岩崎保

大正十五年六月、第二校より七百二十六名、十二學級を分割して、新に開校したのが本校の端緒である、校地千五百三十九坪校舎延數六百四十六坪、附屬舎延坪五十三坪、別に校庭南側に同校後援會の奉仕に因る奉安殿を設置す、昭和六年七月一日現在生徒數は千五十三名、内男生五百五十四名、女生四百九十九名、學級二十組、職員は二十三名、校醫は美坂兼照氏である、而して昭和六年七月同校後援會は更に六百五十餘坪の校庭を保健衛生上の見地から尠からぬ工費を據出して、總コンクリート舗装に改造した、由來各學校後援會の丹誠は、それ〴〵特徴を以て現はれてゐるが、殊に本校後援會の不斷の努力は、本町學校史上の精華であらねばならぬ。

教育費負擔

本町財政上の論議をなすに當つて殊に其の歳出上に於て最も重要な問題となるものは教育費である、例年歳出の過半を占め、而も累年増進して止むことなき状態である、併しながら町財政の狀況に比較して餘りに多額に上る故を以て之に嚴肅なる方針を加ふるに於ては時に國民教育上重大なる障礙を來す恐れあり、こゝに教育費問題の重要性が存するのである、殊に本町は比較的知識階級の居住多く従つて向學心の旺盛なるものありて教育上の施設は最も發揮せねばならん處である。謂はんや管外小學通學兒童數現在男生八十五名女生七十一名の多數にある事由は、管に放任すべからざる現象であらう。

最近年に於ける教育費の負擔及び就學、不就學兒童數を揭示して見る。

| 年度 | 要項 | | | 常 | | 臨時 | | 計 | |
|------|----------|----------|---------|-------|----------|-------|----------|---------|----------|
| | 給料 | 雜給 | 需要費 | 修繕費 | 計 | 兒童一人當 | 建築費 | | 修繕費 |
| 大正九年 | 一五、四八・八三 | 二五、五五・二三 | 三、四三・四五 | 三二・六 | 二四、五九・七二 | 二〇・〇四 | 七五、三八・九一 | 一、五四・三〇 | 六九、九三・六一 |
| 同十年 | 三〇、〇〇・九五 | 八一、八四・八五 | 五、四〇・五九 | 九三・五五 | 四四、六九・九四 | 二三・一九 | — | — | — |
| 同十一年 | 三三、〇三・五五 | 八、五五・六六 | 六、八〇・六三 | 七五・〇六 | 四八、二四・二〇 | 二三・五二 | — | — | — |
| 同十二年 | 三三、二九・二六 | 八、七三・六六 | 八、二八・四七 | 五九・〇二 | 五二、七九・三二 | 二九・九二 | — | — | — |

一四〇

| | | | | | | | | | |
|------|----------|------------|------------|----------|-------------|--------|-------------|-----------|-------------|
| 同十三年 | 三、二八・六三 | 九、八五三・一八 | 七、九〇二・〇五 | 八、五八・四三 | 五、九〇二・三七 | 二、一九 | 三、六、三五一・六〇 | 五、一九五・〇五 | 四、五四六・六五 |
| 昭十四年 | 四、九六・二〇 | 一、〇六二・六四 | 一、七五・二一 | 一、七九・六三 | 六、九六・五八 | 二、六・〇〇 | 六、七、五九四・八九 | — | 六、七、五九四・八九 |
| 昭和元年 | 五、〇一・八七 | 一、四、四七〇・六九 | 一、四七六・四一 | 一、五九七・四八 | 七、八、〇四六・四五 | 二、八・三八 | 七、八、五九三・三一 | 一、三四・五七 | 八、九九一・五〇 |
| 同二年 | 五、四三九・五七 | 二、七、三四四・七四 | 一九、四九七・五五 | 四、〇六六・九七 | 九、七、三八・八三 | 三、四・七三 | — | — | — |
| 同三年 | 六、五六一・一三 | 一、七、四五三・〇〇 | 一、八、四七二・二八 | 二、一九五・九八 | 一〇、一、六八二・四〇 | 三、三・七六 | — | 九、七・九〇 | 九、九一・九〇 |
| 同四年 | 六、二〇〇・〇〇 | 二、〇、九九〇・〇〇 | 一、五、四七二・〇〇 | 二、四六〇・〇〇 | 一、七、九七九・〇〇 | 三、四・六〇 | 二、〇〇、二、七・〇〇 | 一、二、〇〇・〇〇 | 二、〇〇、二、七・〇〇 |
| 同五年 | 六、八三一・二三 | 一、七、九八・八一 | 二、六、六七一・一 | 二、八、四・九一 | 一〇、〇、六四一・八〇 | 三、三・九〇 | 五、六、〇〇・八三 | — | 五、六、〇〇・八三 |

就學及不就學兒童表

| 年次 | 就學 | | 計 | 不就學 | | 計 |
|------|-------|-------|-------|-----|----|-----|
| | 男 | 女 | | 男 | 女 | |
| 昭和元年 | 一、三三四 | 一、二五五 | 二、五八九 | 七五 | 九五 | 一七〇 |
| 同二年 | 一、三二一 | 一、三二二 | 二、六二三 | 六九 | 八四 | 一五三 |
| 同三年 | 一、四〇〇 | 一、三九四 | 二、七九四 | 三一 | 三二 | 六三 |
| 同四年 | 一、四三七 | 一、四四二 | 二、八七三 | 三一 | 三七 | 六八 |
| 同五年 | 一、五二一 | 一、四四七 | 二、九六八 | 一三 | 一〇 | 二三 |

兒童卒業後の状況

小學校兒童卒業後の状況如何は近時社會政策上並に國民教育の緊要問題である、昭和六年三月各小學校卒業生の調査を表示すれば左の如くである。

| 學校名 | 卒業生 | 中等學校 | 女學校 | 高等小學校 | 家庭 | 雇備 | 未定 |
|---------|--------------|------|-----|-------|----|----|-----|
| 第一小學校 | 男 五八 女 六二 | 二八 | 三一 | 一七八 | 五六 | 四 | 九四 |
| 第二小學校 | 男 七〇 女 六二 | 三四 | 三三 | 一一二 | — | — | 一五四 |
| 第三小學校 | 男 六〇 女 六九 | 六六 | 四三 | 二〇 | — | — | — |
| 第二校 高等科 | 男 四九 女 四九 | 三 | 五 | — | — | — | — |

因に高等科出身者は殆ど實業に従事する傾向にあり。

幼稚教育

幼稚教育の大切にして、又將來に及ぼす影響の大なるかは教育家の言を俟つまでもない、本町

に於ける幼稚教育は未だ決して昌なりといふ事は出来ぬが既に幼稚園教育の方法が進歩したる今日、世人の幼児保育に關する觀念の一層覺醒されて益々隆盛に趣くべきを疑はない。現在町内幼稚園は左記の二園にて、園長は兩者何れも幼児保育の權威である。

(昭和六年 三月調べ)

| 園名 | 所在地 | 創立 | 保母數 | 園兒數 | 園長 |
|---------|-----|---------|-----|-----|-------|
| 伊勢ヶ原幼稚園 | 戸塚 | 大正八年十月 | 三 | 三六 | 石井とき子 |
| 美芳幼稚園 | 源兵衛 | 大正十五年四月 | 三三 | 四八 | 西村美智代 |

小學校後援會

學校と家庭との關係を親密ならしめ兒童教育上後援を爲すものに左の會がある、本會は昭和三年十一月一日、從來戸塚町立小學校教育後援會と稱した、町全般の合同會を改編して、三校独自の後援團體となつたものである。

現在各後援會々長幹事は左記の通りである。

第一校後援會 幹事長鈴木宜行、稻葉正太郎、大塚謙亮、鵜飼信三、菅原源助

第二校後援會 會長大塚義太郎、副會長小野謙一、幹事柏崎倉治、小河原新一郎、高梨喜祖治

荒井文五郎、市川常太郎、大谷フク、武井テイ

第三校後援會 會長朝比奈泰彦、副會長林季樹、幹事深谷正路、中村藤兵衛、香原一夢、岩崎

保、山下三郎

評議員稻住張吉、新田法教、友納友次郎、勝田八十一、金木秋治、影近清毅、

多田耕象、中西作一、栗原盛太郎、窪田圓平、藤本卯之吉、寺尾尅晴

戸塚町立青年訓練所

青年訓練所令に據りて、大正十五年七月一日開所す、目的は青年の心身を鍛鍊し以て健全なる國民善良なる公民の資格を涵養し、併せて兵役に服する者の在營年限の短縮を得て産業に資せんとするにあるが、其の實績に於ては到る處沙上の偶語を聞くも、全然故なしとしない、現代理想に生きんとする青年指導には軍事的訓練を與ふるのみでは適切とは思へない、吾に本町のみ現象ではないが指導者の考慮を要する處であらう。

本所已修者は累計二十三名にて、現在修業生は四十三名、其の業態別は工業九、商業二十此の

外十四名

指導員 大城戸平四郎、山崎豊二郎、源關順次郎、池田檢治、高橋清次、青柳巖、松本武八

早稲田大學

「都の西北早稲田の森……」と若き學徒が聲高らかに母校の學燈を矜る早稲田學園は正に人智人文を照波するものにして、私學の最高權威たることは言ふまでもなく、開校以來幾多の人材を輩出して我邦の文運進化に顯著なる貢獻を捧げて居る。

學園は明治維新の功臣、近代日本の有する一大先覺者、故大隈重信侯に依つて學問の獨立と活用模範國民の造就を建學の本旨として明治十五年十月二十日、東京專門學校を開かれたのが其の發祥である、當時校長には嗣子英麿氏が就任されたが、主として故侯を補佐せられたる者に小野梓先生と高田早苗先生とがあつた、小野先生は物故されたが、高田先生は故侯の簣を易へられてより名譽學長を承けられ、昭和六年六月同總長を碩學田中穂積先生に繼がれて引退せられたといへ、新に校友會名譽會長に在りて今尙ほ校運の向上に盡されて居る。而して學園が私學隨一として其の威容を整へたのは明治三十五年である、教化の實果は遂に東京專門學校を驅つて綜合制

早稲田大學と改稱する處となり、次いで同四十年私學の卒先として實學本位の理工科を増設して益々眞價を發揮し、廣く世界に向て其の名聲を發揚するに至つた。

新總長田中穂積先生は、明治二十九年七月東京專門學校邦語政治科の卒業生にして、同三十五年四月早稲田大學留學生として歐米諸國に留學、米國コロンビア大學に入學して政治、理財學を修め、同三十六年六月卒業マスターオブアーツの學位を受け、同三十七年七月歸朝後早稲田大學に教鞭を執り、同四十三年十一月法學博士の學位を受けられ、前後三十ヶ年早大學燈の振興に渾身の力を捧げられてゐる、學園の組織内容を一瞥すれば左の如くである。

大學の學部は政治經濟學部、法學部、文學部、商學部、理工學部の五學部に分ち、各學部は夫々專攻科目に依つて各學科に分たれている、即ち政治經濟學部は政治學科、經濟學科に、文學部は哲學科文學科に、理工學部は機械工學科、電氣工學科、採金冶金學科、應用化學科に分つ、之を本科と爲す、斯くて左記附屬學校、事業部を比翼に張りて、宛然學界に於ける一大王國を形成するの觀がある。

高等師範部 主として中等教員養成の目的を以て設置せられたるものにて、其の初めは専門部の中に含まれ、後ち文部大臣より中等教員の無試験檢定を受くるの資格を得たのが本部の濫觴

である、修業年限は四ヶ年とし、豫科に一年を本科に三年を分けて英語科、國漢文科の二科がある、入學資格は中等學校卒業生、專門學校入學檢定試驗合格者である。

専門部 政治經濟科、商科、法律科に分る、官界操觚界實業界に活躍する人材を輩出し、大の價値を普ねく世間に布いてゐるのは本部である、修業年限は三ヶ年、資格は中等學校卒業、尙二種生入學の特設がある、之は無資格有用の人材をして、天馬櫪に伏すの悔を懐かしめない制度であつて、學校内の待遇一般生と何等擇ぶ所はなく、只特典的な高等試験の豫備試験規則や教員免許令の適用を受ける事が出来ぬに過ぎぬ。

専門學校 晝間専門教育を受くることの出来ぬ者の爲に夜間教授を施す、獨立精勵者の登龍門とも謂ふべき學校である、大正十三年大學附屬校として開始せられ、爾來七星霜卒業生を出すこと五百七十有餘名に及ぶ、入學者の試験資格は中等學校合格者を第一種生とし、その他の無資格者を第二種生とする、政治經濟科、法律科、商科共に修業年限は三箇年である。

工手學校 明治四十四年の創設にして、中等技術者の養成に着眼したるもの、既に一萬の卒業生を工業界に送つて堂々其の存在意義を辨證してゐる、内容は機械科、電工科、採金冶金科、建築科、土木科の五科を置く、各學科の修業年限は二箇年半として之を五學期に分ち、第一期學

より第三學期迄は各科共通の基礎學科及専門學科を授け、第四學期より各自志望の學科を専修せしむるものである、校長は徳永重康氏である。

高等工學校 昭和三年四月の創立にして、機械工學、電氣工學、建築學、土木工學の四科を置き専門學校の教育を施して、大學卒業生と工手學校卒業生との中間に位する學理と實際とに通ずる技術者を養成するにあり、創立日淺くして早くも七百の卒業生を出して、我國産業界の發達に貢献する處となる、各學科の修業年限は二箇年、大學理工部の諸設備を利用して夜間授業を施すものである、入學資格は中等學校卒業生又は同等以上の學力者、校長は同じく徳永氏である。

高等學院 大正八年新大學令の發布と共に、高等學校の高等科に相當する三年制高等學院を創設されたのが、第一早稻田高等學院である、更に大正十年主として中等學校卒業生を收容すべき二年制の第二早稻田高等學院の創立を見るに至つた、學院は高等學校令の趣旨に基き、高等普通教育を授くるを以て本旨とするが、四十有餘年の歴史を有する早稻田大學高等豫科の後身として、大學建學の趣旨と馴致せる校風とに基く特色を備へ、他の追従を許さぬ學績を發揚してゐる

理工科業務部 明治四十五年六月、理工科所屬の教授講師をして、授業の餘暇に於て一般工業界の要求に應じ、設計鑑定其他工業に關する事項の依囑を受けしむる爲めに創設せられたる

ものである。

出版部 大學の出版事業を擔當するものにして、其の初めは大學の一部を充てられてゐたが、業務の進展に伴ひ、明治三十九年四月大學正門前に移轉す、本部の出刷物は各種講義録及び普通書籍の二種であるが、講義録は明治十九年東京專門學校時代「政學講義」を發行したのが我國に於ける通信教授の先鞭となつたのである、書籍は早稻田叢書を初めとし、歴史、文學、經濟學、法律各叢書教科用參考用圖書雜書等枚舉に遑あらざる良書を供給して、國民教育の徹底的普及に不滅の炬火を捧げてゐる。現在早稻田學園教授及講師主事は次の如くである。

經濟學博士服部文四郎 經濟學博士林癸未夫 二木保幾 本多淺治郎 政治學博士高橋清吾 法學博士副島義一 法學博士中村進午 中野登美麿 宇都宮鼎 法學博士浮田和民 煙山專太郎 政治學博士五來欣造 文學博士遠藤隆吉 經濟學博士阿部賢一 淺見登郎 青柳篤恒 法學博士鹽澤昌貞 法學博士平沼淑郎 杉森孝次郎 内田繁隆 久保田明光 天川信雄 磯谷孝次郎 エツチ・ビー・ベニンホフ 大森洪太 經濟學博士太田正孝 渡俊治 高井忠夫 内ヶ崎作三郎 柳川勝二 小林新 喜多壯一郎 法學博士信夫淳平 清水孝藏 島田孝一 島村他三郎 末高信 外岡茂十郎 大濱信泉 中村宗雄 法學博士中村萬吉 寺尾元彦 法學博士遊佐慶夫 杉田金之

助 法學博士鈴木喜三郎 井上周三 中村彌三次 長場正利 井野英一 尾高武治 法學博士岡田朝太郎 嘉山幹一 長野惠太 草野豹一郎 神谷健夫 福島久記 阿部文二郎 霜山精一 新保勘解人 文學博士五十嵐力 西村眞次 河面仙四郎 勝俣銓吉郎 桂五十郎 文學博士金子馬治 吉田絃治郎 吉江喬松 田中喜一 伊達保美 高杉瀧藏 武田豐四郎 文學博士津田左右吉野々村戒三 窪田通治 山口剛 文學博士山岸光宣 牧野謙次郎 煙山專太郎 文學博士遠藤隆吉 紀淑雄 清水泰次 繁野政瑠 日高只一 關與三郎 本間久雄 谷崎精二 熊崎武良温 舟木重信 赤松保羅 西條八十 宮島新三郎 樋口國登 伊藤輔利 伊地知純正 岩橋遵成 板橋倫行 文學博士市村瓊次郎 稻毛金七 エツチ・ジエーバード 花見朔己 帆足理一郎 小田内通敏 小澤恒一 大森金五郎 文學博士大瀨甚太郎 岡澤秀虎 ア・ア・ワノフスキー 渡利彌生 神部孝 吉村繁俊 除村吉太郎 吉田豊吉 中村吉藏 馬田行啓 黒木勘藏 文學博士桑木嚴翼 八杉貞利 山内義雄 松田治一郎 増田惟茂 ヘルマン・フロイドルスベルグ ウエ・デーブ プローワ 藤本民雄 福井康順 小林龍雄 小林新 小森三好 江間道助 會津八一 青柳篤恒 坂崎坦 定金右源二 金田一京助 イナ・メタクサ 文學博士椎尾辨匡 法學博士信夫淳平 平林初之輔 長谷川安兵衛 上坂酉藏 法學博士田中穗積 武信由太郎 中田浩 小林行昌 北澤

新次郎 樋口清策 原島茂 西野入徳 長滿欽司 村林專之助 寺島成信 倉田庫太 トレバ
 ・ジョーンズ 工學博士伊東忠太 稻田三之助 理學博士工學博士德永重康 富井六造 富田逸
 二郎 岡田信一郎 工學博士沖巖 小栗捨藏 渡部寅次郎 川原田政太郎 吉田亨二 民野雄平
 堤秀夫 工學博士内藤多伸 氏家謙曹 上田大助 工學博士上田輝雄 野村堅 工學博士黒川兼
 三郎 山内弘 工學博士山本忠興 藤井鹿三郎 工學博士小林久平 小室靜夫 今和次郎 工學
 博士佐藤功一 工學博士吉川岩喜 北澤武男 工學博士密田良太郎 鹽澤正一 工學博士伊原貞
 敏 飯塚實 今井兼次 埴野一郎 帆足竹治 德永庸 大澤一郎 大隅菊次郎 門倉則之 田邊
 泰 武富昇 十代田三郎 村田榮太郎 山内眞三雄 山口榮一 山本研一 福島雅男 新井忠吉
 佐藤武夫 三宅當時 宮部宏 白川稔 廣田友義 師岡秀麿 鈴木徳藏 市川濟一 池田武智
 井上誠一 石井直 波田強一 西松唯一 理學博士堀内利器 戸野琢磨 豊田秀兼 張忠一 小
 川芳太郎 大野巖 越智誠二 大森丙 小穴秀一 梶井剛 鎌田彌壽治 和田消 横山勝任 工
 學博士高津清 竹内六藏 竹下清松 武石弘三郎 多賀祐重 永雄節郎 長屋修吉 難波康一
 内山濱喜地 梅崎覺一 山内不二雄 安井武雄 工學博士松井元太郎 松村成治 藤木經明 古
 閑正雄 後藤曠二 江藤玄三 青木芳彦 齋藤三三 木村幸一郎 金原淳 清水隆 白澤元 工

學博士澁澤元治 肥田丈夫 東戸策 森口多里 岩片秀雄 石井勇 俵田龍夫 蘭部泰文 宇野
 昌平 山際眞壽一 小泉四郎 秋山桂一 荒畑誠二 本多淺治郎 大東直太郎 中田浩 六角由
 雄 大久保常正 岡田誠一 笠原憬 神垣秀六 高井計之助 立川長宏 中川重 中村佐一 中
 桐確太郎 久保田明光 山本三吾 前田定之助 藤井新一 江家義男 坂口武之助 北島リリア
 ン 椎津盛一 文學博士尾上八郎 吉田周平 竹野長次 永井一孝 上井磯吉 熊本謙二郎 矢
 口達 松平康國 松永材 深澤山次郎 齋藤坦藏 伊藤康安 石原庄平 花園兼定 エツヂ・ヂ
 エー・バード 萩原恭平 保科孝一 岡一男 渡邊藤吉 渡邊秀方 川合孝太郎 川田瑞穂 神
 郡敬三 横井鏢一 田中喜一 内田傳一 増田綱 古楠顯理 小森三好 近藤潤治郎 佐竹直重
 佐久間原 佐々木八郎 關興三郎 鈴木甚一郎 伊藤賢誠 岩本堅一 飯田敏雄 秦孝道 西村
 眞次 西本正美 本間誠 小澤恒一 大宮英之助 岡次郎 岡村千曳 川合孝太郎 川邊喜三郎
 影山千萬樹 吉川秀雄 田幸彦太郎 立花俊道 高谷實太郎 高見豊 民野雄平 上井磯吉 浦
 上五三郎 野村猛 松島鉦四郎 牧野鑑造 藤野了祐 近藤潤治郎 江間道助 新井忠吉 崎田
 喜太郎 鈴木貫一郎 池田清 石川哲 チェー・エス・ハツパー 萩本文海 逸見廣 岡一男 奥
 村泉 加藤健兒 神部孝 染谷進 根本靜吉 中谷博 久松廉吾 前原重秋 松永仙吉 松島友

次 京口元吉 福井久藏 ウエ・ア・ゴロフシチコフ 小泉素彦 小柳篤二 小山甫文 小島幸治
 荒野ジョルジエツト 佐藤仁之助 向坂道治 弓場重泰 三浦英穂 白井長助 白石靖 望月信
 成 川面角太郎 垣野鹿藏 中村仲 出石誠彦 今田竹千代 西村一三生 岡本定光 大野民彌
 川津孝四 川邊喜三郎 吉川秀雄 土橋仁之進 野村平爾 京口元吉 幸野清 安藤常次郎 安
 藤春雄 實藤惠秀 鈴木和一 駿田二三 法學博士板倉松太郎 入江魁 西宮藤朝 細野長良
 芳野武雄 竹村冲 竹石徳太郎 立花嘉美 村瀬忠夫 松本洪 前田直之助 前田定之助 佐藤
 共之 坂口武之助 茗荷房吉 三橋久美 飯田嘉六 伊藤成一 市川繁彌 岩崎瑩吉 岩尾新
 井上隆根 井上邦治 稻葉權兵衛 今井兼次 今泉恒 池田繁 池本泰兒 石井定 丹羽鑛之輔
 丹羽美 堀岡正家 堀越一三 星野齊 本間左門 富田保藏 沼倉三郎 工學博士沖巖 乙斐眞
 一 岡村千成 大矢信雄 大澤一郎 尾崎久助 加藤觀三 門倉則之 笠井完 櫻部保 神田正
 靖 高木源之助 高橋慶之助 多田精策 田邊泰 田寺元治 田代寛 相馬龍雄 坪谷幸六 土
 屋竹松 長久保俊夫 中村鎮 中山克己 半井直彦 向笠金吾 村岡隼雄 村田榮太郎 内村三
 郎 上浪朗 栗原嘉名芽 倉斗武雄 矢田富三 山形鐘太郎 山岡胖 山田武治 山ノ内嘉兵衛
 山岸靖一 前田滋樹 古谷善亮 福田勝治 藤村理次 小林正助 後藤安太郎 後藤清太郎 古

賀逸策 兒玉願太郎 小島達太郎 江崎歡藏 江守保平 遠藤正己 有元岩鶴 赤平武雄 荒川
 大太郎 新木啓助 佐藤武夫 佐藤良清 佐藤吉衛 酒井勇 櫻井英記 桐山均一 木村武一
 木村介次 菊池英彦 宮崎正夫 鹽澤正一 澁谷直 島川光雄 秀島清 師岡秀麿 森秀 森井
 健介 森田三郎 關口雷三 末松榮 末森猛雄 杉山俊二 鈴木徳藏 鈴木隆藏 鈴木拾五郎
 鈴木健之 鈴木光勤 伊藤義次 猪野政一 岩野城生 池谷武雄 石川徹 早川幸吉 西村俊春
 堀江貞治郎 星野富太郎 星山竹三 土井良 外川松雄 織田隆 小田川利嘉 小宅習吉 小
 澤省三 岡崎直樹 大橋精一 和田善次 渡邊虎一 片岡孟夫 片掛重次 龜井實 吉原四郎
 吉武巖 田井善道 谷紀三郎 立川長宏 高橋勇 高澤雅雄 高木義照 竹林磯次郎 武田修三
 郎 瀧本義一 土屋詮教 筒井英夫 根岸耕司 奈良久助 中村正照 中山之晴 鶴川俊三郎
 梅津七藏 氏家隆武 野田半三 野村堅 桑田福太郎 楠美理三郎 山本一重 山本外三郎 山
 本五郎 眞船英之郎 松岡武 藤田信達 藤本慶祐 小林和雄 小平正彦 後藤量介 小暮春雄
 赤沼淳一 荒井惟俊 足利於鬼丸 甘蕪生規矩 櫻井省吾 木村幸一郎 木村三郎 木代嘉樹
 工學博士吉川岩喜 北澤武男 三井道男 水上新 水船克之 宮部宏 志水直彦 清水隆 清水
 直江 清水元三郎 白井傳三郎 重枝猛夫 日高藤麿 廣谷宣布 師岡秀麿 關謹爾 鈴木徳藏

鈴木隆藏 鈴木達彌 大學主事大島正一 専門部主事大久保清 第一學院主事小澤恒一 第二學院主事南晴耕 高等工學校工手學校主事丹尾磯之助 専門學校主事原俊芳 高等師範部主事末安新次 理工科主事木村三郎

早稻田中學校 牛込馬場下町

本校は明治二十九年四月故大隈重信侯の創意により早稻田大學關係者の斡旋の下に創立し、爾來四千有餘の卒業生を出し、帝都四百の中等學校中、嶄然頭角を露はす學園とするに、何人も異議を挿まざる可し、而して創立當時は大隈英麿氏校長に當られ次いで坪内博士力を致されしが、現時は名譽校長に大隈信常侯、校長には中野禮四郎氏、幹事は増子喜一郎氏を繼承して廣本義章氏其の任に當り、渾然丹誠を傾注して學校の經營頗る宣しきを得つゝあり、蓋し傳統的校風の淳朴なる亦故なきに非らず、斯くて多々益々向上する校運に供へて、昭和四年八月以降校舍の造修工事に次いで二十餘室を收むる鐵骨コンクリート三層樓の建設に従事し本年九月竣工、茲に名實共に内容外觀を完成した。

現在教員は左の如くてある。

修身 文學士 中野禮四郎 修身、歴史 文學士 森田 四郎

| | | | |
|-------|-----------|----------|-----------|
| 國語、漢文 | 文學士 岩津 資雄 | 國語、漢文 | 文學士 大野 保 |
| 國語、漢文 | 小笠原 忠 | 國語、漢文 | 佐々木八郎 |
| 國語、漢文 | 文學士 鈴木拾五郎 | 國語、漢文、修身 | 西村 宗一 |
| 國語、漢文 | 吉田 橋莊 | 英語 | 文學士 安孫子 理 |
| 英語 | 石村 一郎 | 英語 | 文學士 鈴木基一郎 |
| 英語 | 高杉 瀧藏 | 英語 | 文學士 高杉 信 |
| 英語 | 中西 秀男 | 英語 | 文學士 長野 綱夫 |
| 英語 | 廣本 義章 | 英語 | 文學士 堀 正福 |
| 英語、地理 | 文學士 武者 金吉 | 歴史、地理、國語 | 石井 慶次 |
| 歴史、地理 | 文學士 齋藤 直芳 | 歴史、地理 | 文學士 武田孫一郎 |
| 數學 | 池田 正視 | 數學 | 上田 半江 |
| 數學 | 門倉 秀幸 | 數學 | 福田 豊作 |
| 博物 | 大森勝太郎 | 博物 | 農學士 西田 正男 |
| 物理、化學 | 農學士 塚本 道遠 | 物理 | 醫學士 山下 祥輔 |

| | | | |
|-------|---------|--------|-----------|
| 圖畫 | 長明 | 教練、體操 | 佐藤安次 |
| 教練 | 蛭田啓藏 | 陸軍步兵少佐 | 小林清太郎 |
| 體操 | 大澤明 | 體操 | 熊谷主膳 |
| 體操、教練 | 竹澤千太郎 | 柔道 | 七段 三船久藏 |
| 柔道 | 三段 赤山利治 | 劍道 | 範士 高野佐三郎 |
| 劍道 | 範士 齋村五郎 | 劍道 | 精鍊證 小川忠太郎 |

因に本校に併置せらるゝ高等豫備校は、高等學校、專門學校に入學せんと欲する者に、準備教育を施すものにて、是れ亦常に満員の盛況を呈してゐる。

日本美術學校 下戸塚荒井山

本校は大正七年四月校長紀淑雄氏が、理と實との兩方面より美術の製作觀照及び批評の三能力の開發養成を目的として創立したるものである、組織は繪畫科、彫塑科、圖案科の三科に分ち、此の教修を實生活に應用する爲に應用美術科を置き、觀照批評力を修養する爲に美術鑑識科美術批評科の二科を設け、更に研究科を置く、而も最近神奈川縣足柄下郡吉濱村に分教室を創設して山岳海洋植物村落美の研究に供へ、一面保健勉學に資する等、益々向上する校運に伴ひて萬全の設備を期せられてゐる。

明德學園 戸塚町大字戸塚七四七番地

婦人文化が確立せられ、婦人解放の論が高唱せられても、婦人は先天的に家庭の王者にして、家事家政こそ婦人の擔ふべき天賦なりと信じて疑はず、この時代の趨向を鋭敏に察知して開校せられたる本學園は、日本傳來の婦人道德を基調とし、普通女學校と同程度の智識を授けると共に特に女子の實際的技能を修得せしめて、健全なる家庭生活を營み得る婦人の養成を目的とするにあり、而して學園を左の學科に分つ。

- 裁縫女學部（晝間科、夜間科） 二ケ年修了
- 師範部 二ケ年修了
- 裁縫專修科（夜間） 一ケ年修了
- 研究科 一ケ年修了
- 選科 未定

選科は手藝、球算、習字、簿記、タイプライティング、初等英語、高等受驗英語、初等獨逸語、初等佛語等の諸科を設けらる。

學費 學費は近來頗に贅澤化して來た學校教育が父兄をしてその負擔に堪へざるの實情勢に鑑み極力低廉ならしめ教材の如きは勉めて家庭の實生活に即せしめ、有り合せのものを利用せしむる等、細微の注意が行はれて其の節減を期してゐる。

裁縫女學部

晝間科 月額 三圓

夜間科 同 二圓

師範部 同 三圓五十錢

裁縫專修科 同 一圓五十錢

研究科 同 一圓五十錢

選科 一科毎に月額五十錢以上

入學資格

裁縫女學部 小學校卒業者又は十二歳以上にして之と同等以上の學力ある者

師範部 高等小學校卒業者又は十四歳以上にして之と同等以上の學力ある者

裁縫專修科 十二歳以上にして小學校卒業以上の學力ある者

研究科 本校裁縫女學部卒業者又は高等女學校卒業者若くは裁縫に習熟し本校の試験に合格せる者

選科 十二歳以上にして小學校卒業以上の學力ある者

尙本學園の創立は昭和六年四月であるが、既に内容の充實と設備萬端餘す處なく、樹海に埋れたる靜閑なる高臺に學燈を掲ぐる最も理想的學舎である、而も校長は陸軍少將多賀萬城氏夫人満知子女史にて、東京女子高等師範學校出身、實踐女學校、北白川宮家御用掛等に歷仕して、文教の經驗深き篤學者である、學園の名は、書經の「黍稷非馨明德惟馨」又は大學の「大學之道在明明徳」に出で、即ち德行明かなるの意にあり、蓋し此の校にして此の校長を頂く女子教育に新生面を拓くや疑いなす。

第十二章 各種團體

戸塚青年團

いつの世でも青年は時代の花であり、勢力の中心である、若衆と呼び若連中と云ひ青年と稱して其の名こそ移り變つても町の中堅であり精華たるには違ひない、然るにこの若衆連中の起源に